

神奈川県土砂の適正処理に関する条例

届出・申請の手引

(土砂埋立行為編)

平成24年10月

神奈川県県土整備局河川下水道部

砂防課

補訂	平成25年	7月12日
改定	平成28年	3月22日
改定	平成29年	1月1日
改定	平成29年	4月1日
改定	令和3年	10月15日
改定	令和4年	4月1日
改定	令和5年	5月26日

目 次

I 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例のあらまし」	
1 目的	1
2 条例の適用対象	1
3 事前相談	2
4 土砂埋立行為許可手続の流れ	3
5 提出書類一覧表	4
II 土砂埋立行為を行おうとする場合	
1 土砂埋立行為を行う者が配慮すべき事項	6
2 許可が必要な場合	6
3 許可が不要な場合	6
4 届出が必要な場合	7
III 土砂埋立行為の許可を申請する場合	
1 許可申請に当たって	9
◎「許可の基準1－他の場所への搬出を目的としない土砂埋立行為」	11
◎「許可の基準2－他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為」	12
2 許可申請に必要な図書	13
・土砂埋立行為許可申請書に添付する図面	14
3 説明会の開催	16
4 施工計画書の作成方法	20
・埋立行為申請時チェックリスト	36
5 書類の提出部数	41
IV 土砂埋立行為の許可を受け、実際に土砂埋立行為を行う場合	
1 基本的注意事項	42
2 土砂埋立行為前の注意及び手続	42
3 土砂埋立行為完了までの注意及び手続	43
4 変更する事項が生じた場合の手続	45
5 承継の手続	47
V 様式集・記載例	
・土砂埋立行為届	49
・土砂埋立行為許可申請書	51

・ 資力及び信用に関する申告書	55
・ 資金計画書の例	59
・ 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請人の信用及び能力に関する申告書	60
・ 土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書	64
・ 説明会の開催等報告書	68
・ 土砂埋立行為変更許可申請書	71
・ 土砂埋立行為変更届	73
・ 土砂埋立行為承継承認申請書	75
・ 土砂埋立行為に関する標識	77
・ 土砂埋立行為着手届	79
・ 土砂埋立行為状況報告書	81
・ 土砂埋立行為廃止（完了）届	85
・ 施工状況確認・報告書	88
・ 作業日報（参考様式）	90
・ 土地の所有者への通知（参考様式）	92
(参考資料 1)	
汚染土壌に関する注意事項	96
(参考資料 2)	
農地法と県土砂条例の手続の流れ	102
(参考資料 3)	
林地開発許可制度の体系図	103
(参考資料 4)	
神奈川県土地利用調整条例の手続と流れ	104
(参考資料 5)	
・ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例	105
(参考資料 6)	
・ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則	116
○ 関係法令遵守啓発チラシ	141
○ 問い合わせ及び書類提出先	143

I 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」のあらまし

1 目的

この「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（以下「条例」という。）は、土砂の適正な処理を推進することにより、県土の秩序ある利用を図るとともに県民の生活の安全を確保することを目的としています。

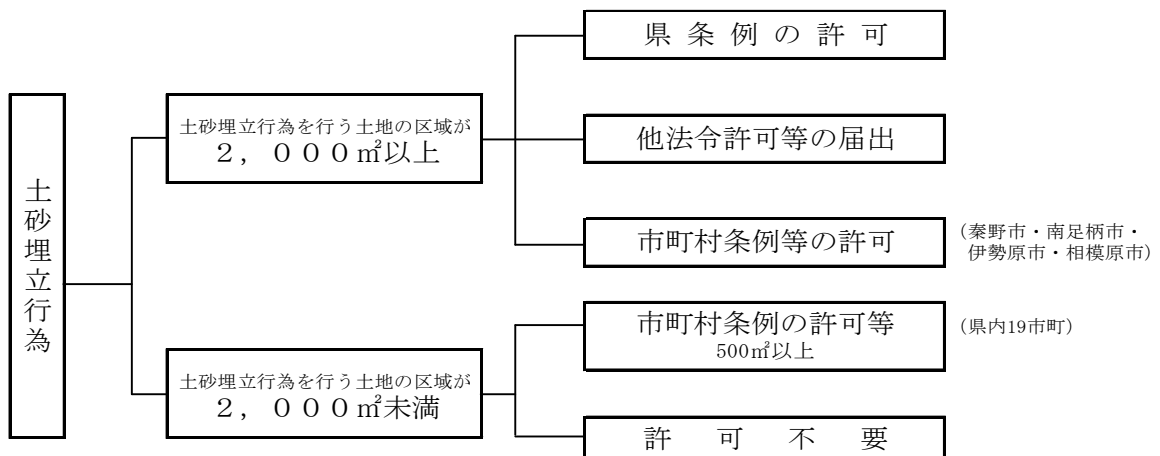
上記の目的を達成するため、この条例の特徴として、一定規模（2000 m²以上）の土砂埋立行為を「許可制」とするほか、「処理計画の届出」と「土砂搬入禁止区域の指定」の2つの制度を設け、土砂の発生、搬出、搬入、埋立の各段階において事業者の指導等を行っています。

この手引では、土砂の埋立てを行う場合の手続について説明します。

2 条例の適用対象

この条例では、土砂埋立行為を行おうとする者が、2,000 m²以上の土砂の埋立て、盛土その他の土地への土砂堆積を行う場合、知事の許可を受けなければならないこととなっています。

なお、条例の適用区分については、次のとおりとなっています。



※ 2,000 m²以上の埋立行為であっても条例の許可不要の場合がありますが、事務所で現場確認の上判断することとなっておりますので、ご相談の上、確認を求めてください。

【用語解説】

土砂埋立行為：埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積

土砂埋立区域：土砂埋立行為の用に供する土地の区域

（進入路、排水施設等の土砂埋立行為に関連する土地を含む）

土砂：土、砂、れき、砂利等の集まったもの

埋立て：土地への土砂の堆積とこれに付随して行われる土地の整地等の行為

3 事前相談

この条例には、事前相談に関する規定はありません。

しかし、手続に関わる諸事項を事前にご確認いただくことは、円滑な許認可手続につながります。

従って、土砂埋立行為を行う皆様には、各土木・治水事務所において事前相談を行っていただくよう、お願いします。

→相談窓口（143 ページ参照）

各土木・治水事務所（センター） 許認可指導課の窓口（川崎治水センターは管理課許認可の窓口）

（確認事項）

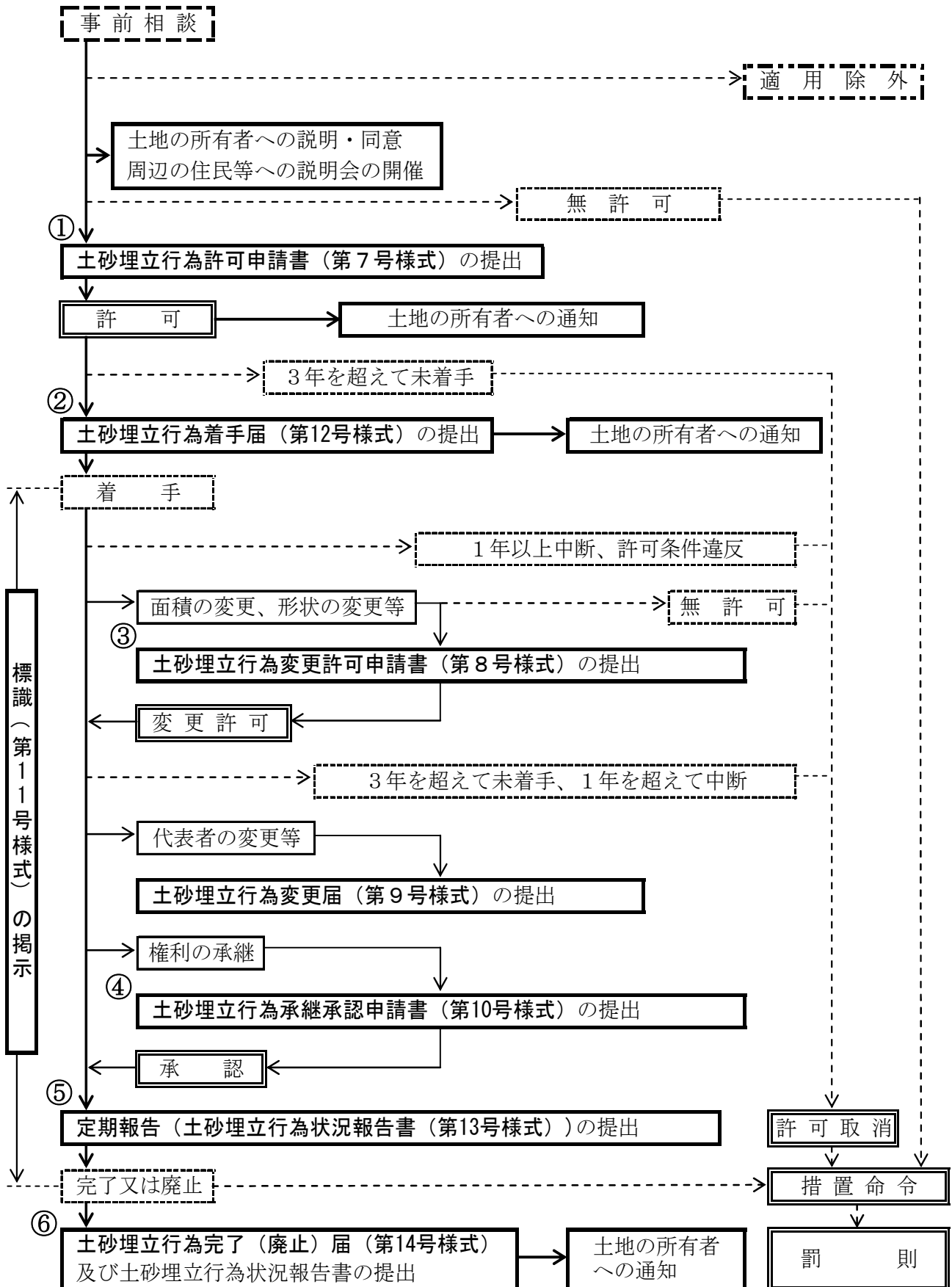
- ① 許可申請等の要・不要
- ② 提出書類の詳細
- ③ 疑義のある点、不明な点
- ④ 土砂埋立区域の周辺の土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の状況（周辺の住民等に対する説明会関係）
- ⑤ その他

（注意）

- ・ 市街化調整区域等における1ヘクタール以上の開発行為（土地の区画形質の変更をいう。ただし、非線引き白地+都市計画区域外において建築物を建てる目的の場合は3,000㎡以上）は、県土地利用調整条例に基づく知事との協議が必要となる場合がありますので、県土地水資源対策課にご相談ください（参考資料4参照）。
- ・ 市町村でも土地利用の指導等を行っている場合がありますので、同様に市町村にもご相談をお願いします。
- ・ 1,000㎡以上のストックヤードについては、大気汚染防止法第18条第1項の規定により、届出が必要となる場合がありますので、各地域県政総合センター環境部（横浜、川崎、横須賀、相模原、藤沢、平塚、小田原、茅ヶ崎、厚木、大和市域は各市）にお問い合わせください。
- ・ 農地への土砂埋立行為を行う場合には、農地法第4条の農地転用許可申請が必要な場合がありますので、市町村の農業委員会にご相談ください。
- ・ 地域森林計画対象民有林において、土地の形質変更、土石の採取、林地の開墾など、開発行為に係る森林の面積が1ヘクタールを超える場合は、森林法に基づく開発許可（林地開発許可）が必要となりますので、各地域県政総合センター森林課等へご相談ください。

また、1ヘクタールを超えない森林の伐採については、伐採の届出が必要ですので、各市町村農政関係課等へ届け出てください。

4 土砂埋立行為許可手続の流れ



5 提出書類一覧表

No.	提出書類	備考
	<土砂埋立行為許可申請時>	
1	土砂埋立行為許可申請書（第7号様式）	（様式・記載例）51～54ページ参照
2	別表第2に掲げる図面	詳細については14、15ページ参照
3	土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時に用いる土砂の数量を計算した書面	
4	知事が別に定める土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査（以下「土質調査」という。）の結果を記載した書面又は土質調査を行う必要がない状態として知事が別に定めるものであることを証する書面	
5	土質調査の結果、当該土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱地盤として知事が別に定める基準に該当する場合は、知事が別に定めるその対策を検討するための地質調査（以下「詳細土質調査」という。）の結果を記載した書面及び当該詳細土質調査の結果を用いた盛土の安定計算書	
6	盛土高が10メートル以上になる土砂埋立行為にあっては、盛土の安定計算書	但し、前号の盛土の安定計算書が添付された場合を除く。
7	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面	
8	排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面	
9	調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面	
10	沈砂池の容量を算定した書面	
11	土砂埋立行為等に係る工事の工事の手順、土砂埋立行為等に係る工事を行っている間における災害発生防止のための工法その他の施工の計画を明らかにした書面	作成方法については、20ページ「4 施工計画書の作成方法」を参照
12	土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の求積表	
① 13	土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し	
14	資力及び信用に関する申告書（第7号様式の2）	（様式・記載例）55～58ページ参照
15	前年度に係る法人事業税及び法人税の納税証明書	個人の場合は、前年に係る個人事業税及び所得税の納税証明書
16	（許可を受けようとする者の）法人の登記事項証明書	個人の場合は、住民票の写し
17	準備工に要する経費を自己資金で調達する場合は、金融機関が発行する預貯金残高証明書等	資力及び信用に関する申告書（第7号様式の2）の添付書類
18	準備工に要する経費を借入金で調達する場合は、金融機関が融資することを証する書類	
19	土砂埋立行為等を行うために必要な経費の調達方法を記載した資金計画書	
20	土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の信用及び能力に関する申告書（第7号様式の3）	（様式・記載例）60～63ページ参照
21	（元請負人の）建設業法第3条第1項の許可書の写し	
22	（元請負人の）法人の登記事項証明書	個人の場合は、住民票の写し 許可を受けようとする者が自ら土砂埋立行為等を行う場合を除きます。
23	元請負人が公共工事の入札参加資格を有する場合は、公共工事の入札参加資格認定書の写し	土砂埋立行為等を行う工事を行う元請負人の信用及び能力に関する申告書（第7号様式の3）の添付書類
24	土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書（第7号様式の4）	
25	土砂埋立区域の土地について土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の者（前号に規定する者を除く。）の同意を得ていることを証する書面	
26	説明会の開催等報告書（第7号様式の5）	（様式・記載例）68～70ページ参照
27	説明会で配布した説明資料の写し	説明会の開催等報告書（第7号様式の5）の添付書類
28	その他知事が必要と認める図書	

No.	提出書類	備考
②	<土砂埋立行為前>	
	1 土砂埋立行為着手届（第12号様式）	着手する前日までに届出（写しを土地の所有者に対して送付） （様式・記載例）79、80ページ参照
③	<変更する事項が生じた場合>	
	1 土砂埋立行為変更許可申請書（第8号様式）	規則で定める図書を添えて提出 （様式・記載例）71、72ページ参照
	2 土砂埋立行為変更届（第9号様式）	（様式・記載例）73、74ページ参照
④	<権利の承継があった場合>	
	1 土砂埋立行為承継承認申請書（第10号様式）	（様式・記載例）75、76ページ参照
	2 土砂埋立区域の位置及び区域を示す図面	
	3 条例第9条第1項の許可を受けたことを証する書面	
	4 条例第9条第1項の許可を受けた者から当該土砂埋立行為を行う権原を承継したことを証する書面	
	5 資力及び信用に関する申告書	
6 その他知事が必要と認める図書		
⑤	<定期的な報告（土砂埋立行為中）>	
	1 土砂埋立行為状況報告書（第13号様式）	工事に着手した日から3月を経過することに提出（様式・記載例81～84ページ参照）
	2 報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真	
	3 報告に係る期間の最後の日前1週間以内における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真	
	4 別表第2に掲げる土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の平面図及び断面図の写しに、前号の出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した図面	
	5 報告に係る期間に設置した施設又は施設の一部で土砂埋立行為等の完了後に目視により確認できないものの出来形部分の状況を撮影した写真	3の写真により当該出来形部分の状況が確認できる場合を除く。
6 その他知事が必要と認める図書		
⑥	<土砂埋立行為廃止(完了)時>	
	1 土砂埋立行為廃止(完了)届（第14号様式）	完了(廃止)した日から20日以内（写しを土地の所有者へ送付） （様式・記載例）85～87ページ参照
	2 土砂埋立行為の廃止(完了)の際に撮影した土砂埋立区域の写真	
	3 土砂埋立行為の廃止(完了)の際における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真並びに当該出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した平面図及び断面図	
4 その他知事が必要と認める図書		

土砂埋立行為承継承認申請書（第10号様式）の添付書類

土砂埋立行為状況報告書（第13号様式）の添付書類

土砂埋立行為廃止(完了)届（第14号様式）の添付書類

II 土砂埋立行為を行おうとする場合

1 土砂埋立行為を行う者が配慮すべき事項

神奈川県内で土砂埋立行為を行う場合、土砂埋立行為を行う者は次の点を踏まえて計画を作成しなければなりません。

- ① 土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のため必要な措置を講じなければならない(条例第8条第1項)。
- ② 土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置を行う土地の所有者に対し、当該土砂埋立行為等の内容について説明し、埋立行為や必要な措置を行うことについて同意を得なければならない(条例第8条第2項)。
- ③ 土砂埋立行為に適した土砂を用いるよう努めなければならない(条例第8条第3項)。

2 許可が必要な場合

神奈川県内で、土砂の堆積を直接行う土地の面積が、2,000平方メートル以上の土砂埋立行為を行う場合は、原則的に土砂埋立行為許可申請書(第7号様式)を提出し、知事の許可を受けなければなりません(条例第9条)。

※ 2,000平方メートル未満の土砂埋立行為であっても、市町村条例により許可が必要な場合がありますので、土砂埋立行為を行う場合は土木(治水)事務所に事前に相談するようにしてください。

3 許可が不要な場合

次の土砂埋立行為については、本条例の許可が不要です。

- (1) 土砂埋立行為を行う区域(土砂埋立行為が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域)の面積が2,000平方メートル未満の土砂埋立行為
- (2) 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂埋立行為で当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うもの
- (3) 港湾法第2条第4項に規定する臨港地区若しくは同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域、漁港漁場整備法第2条に規定する漁港の区域(水域を除く。)又は港湾の設置及び管理等に関する条例第2条に規定する港湾の区域において行う土砂埋立行為
- (4) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみを用いて行う土砂埋立行為
- (5) 道路法第32条第1項の規定による許可を受けて行う土砂埋立行為
- (6) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂埋立行為
- (7) 国等が行う土砂埋立行為
- (8) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の

最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートル未満の土砂埋立行為

- (9) 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂のみを用いて行う土砂埋立行為
- (10) 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂埋立行為

4 届出が必要な場合（他法令の許可を受けて土砂埋立行為を行う場合）

次の法令の許可等を受ければ、本条例の土砂埋立行為許可が不要です。ただし、土砂埋立行為届の提出が必要です。

- 1 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の認可
- 2 港湾法（昭和25年法律第218号）第56条第1項の規定に基づく許可
- 3 採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく認可
- 4 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認に係る道路に関する工事又は同法第91条第1項の規定に基づく許可
- 5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項の認可又は同法第76条第1項の許可
- 6 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）又は第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可
- 7 海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項若しくは第37条の5の規定に基づく許可又は同法第13条第1項の規定に基づく承認
- 8 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定に基づく許可
- 9 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の規定に基づく許可
- 10 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可
- 11 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第46条の規定に基づく認可
- 12 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の規定に基づく承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項若しくは第55条第1項の規定に基づく許可

- 13 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定に基づく認可
- 14 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく許可
- 15 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 7 条の 9 第 1 項、第 11 条第 1 項若しくは第 3 項の認可又は同法第 66 条第 1 項の許可
- 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく許可
- 17 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可
- 18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物の最終処分場の設置の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 95 号）附則第 4 条第 1 項又は同法附則第 5 条第 1 項の規定により同法第 1 条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）
- 19 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項（同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認可
- 20 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 33 条第 1 項若しくは第 37 条第 1 項の認可又は同法第 7 条第 1 項、第 26 条第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の規定に基づく許可
- 21 土採取規制条例（昭和 47 年神奈川県条例第 10 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく届出
- 22 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（平成 15 年神奈川県条例第 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可

Ⅲ 土砂埋立行為の許可を申請する場合

1 許可申請に当たって

県では、申請のあった土砂埋立行為について次の視点で審査します。これらが条例等に定める基準に適合すると認めるときでなければ許可はできません。計画の際には、十分ご注意ください。

- ① 土砂を埋立て、盛土した後の土地の形状が条例で定める許可の基準に適合しているかどうか。
- ② 堆積した土砂が崩れたり、流出することを未然に防止するための擁壁、排水施設などの必要な施設の有無及びこれらの施設が条例で定める許可の基準に適合しているかどうか。
- ③ 土砂を埋立て、盛土する際の施工方法が条例で定める許可の基準に適合しているかどうか。
- ④ 許可を受けようとする者がその土砂埋立行為を完了させるため必要な資力及び信用を持っているかどうか。
- ⑤ 土砂の埋立て、盛土、あるいは、擁壁、排水施設などを整備する工事を施工する元請負人が必要な信用及び能力を持っているかどうか。
なお、元請負人は、盛土高が2メートルを超える土砂埋立行為を行う場合、建設業法の許可が必要になります。（※次頁参照）
- ⑥ 許可を受けようとする者が土砂の埋立てや擁壁、排水施設等の施設を設置する土地の所有者に対し、計画の内容を説明し、同意を得ているかどうか。
- ⑦ 許可を受けようとする者、工事を行う元請人が、欠格要件（許可の取消しを受けた者、命令の不履行者等）に該当しないかどうか。

「許可の基準」施行規則等対応表

埋立種別 基準対象	他の場所への搬出を 目的とするものを除く	他の場所への搬出を 目的とするもの
① 土地の形状	別表第3	別表第4
② 施設	別表第5	別表第6
③ 方法	別表第7	別表第8
④ 資力・信用	条例10条1項3号（別表なし）	
⑤ 施工者の能力	条例10条1項4号（別表なし）	
⑥ 土地所有者の同意	条例10条1項5号（別表なし）	
⑦ 許可取消を受けた者 ・命令の不履行者等	条例10条1項6号（別表なし）	

※ ①、②の基準については、P11、12の概要図に概略を示してありますが、詳しくは土木（治水）事務所に確認してください。

※ 条例の土砂埋立行為許可を受けるに当たっては、盛土高が2メートルを超える土砂埋立行為を行う場合、元請負人には建設業法第3条第1項の許可が必要です。 条例では、発注者から直接建設工事を請け負った者又は請負契約によらず自ら建設工事をを行う者を元請負人としています（条例第2条第2項）。

この元請負人には、適正な施工を確保し、土砂の崩壊、流出等を防止するため、建設業法許可（土木（一式）工事業、とび・土工工事業、石工事業）を有していることが必要です（条例第10条第1項第4号、規則第14条第4項）。

○ 建設業法について

- ・ 請負代金が500万円以上の建設工事を請負う場合、請け負う者は、元請け、下請けを問わず、建設業の許可が必要です（建設業法第3条）。
- ・ 請負契約によらず、自ら建設工事をを行う者（建設業者が自社の土地を自ら造成する場合など）については、建設業許可は要しません。
- ・ 元請負人が、下請代金の総額が3,000万円以上となる下請契約を締結して工事を施工する場合、元請負人には、特定建設業の許可が必要です（同第3条）。
（ゼネコン等が元請となる比較的大規模な工事や、公共工事の多くが該当します。）
- ・ 建設工事の一括下請け契約（いわゆる「丸投げ」）は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合以外は、禁止されています（同第22条）。
- ・ 建設工事の現場には、技術上の管理をつかさどる主任技術者（元請業者で下請代金の総額が3,000万円以上となる場合は、監理技術者）を置かなければなりません（同第26条）。
- ・ 建設工事の現場には、建設業の許可標を掲示しなければなりません（同第40条）。

〔関係法令の遵守・手続の履行等について〕

※ 土砂埋立行為を行うには、土砂条例以外にも、農地・森林・文化財・開発・建築などに関する様々な法令（関係法令）の規制が関係する場合があります。

関係法令においては、その遵守はもとより、許可・届出等の所要の手続を要するものがあり、これらの遵守・手続の履行等がない場合、関係法令による是正措置・罰則の適用を受けるのみならず、土砂条例による許可を受けた計画自体の見直し・変更許可・廃止等が必要となることとなりますので、十分ご注意ください。

※ 関係法令違反等の支障を避けるため、P142 のチェックリストを参考に、関係する「関係法令」について不足なく申請書の「その他参考となる事項」欄に記載し、適正に遵守・手続の履行等実施しましょう。

◎許可の基準 1 — 他の場所への搬出を目的としない土砂埋立行為（施行規則 別表第3、5、7関係）

盛土高に応じたのり面勾配表

h	a	b
5 m未満	1	1.8以上
5 m以上 10 m未満	1	2.0以上
10 m以上	1	2.0以上 かつ 安定計算により安全 が確保される勾配

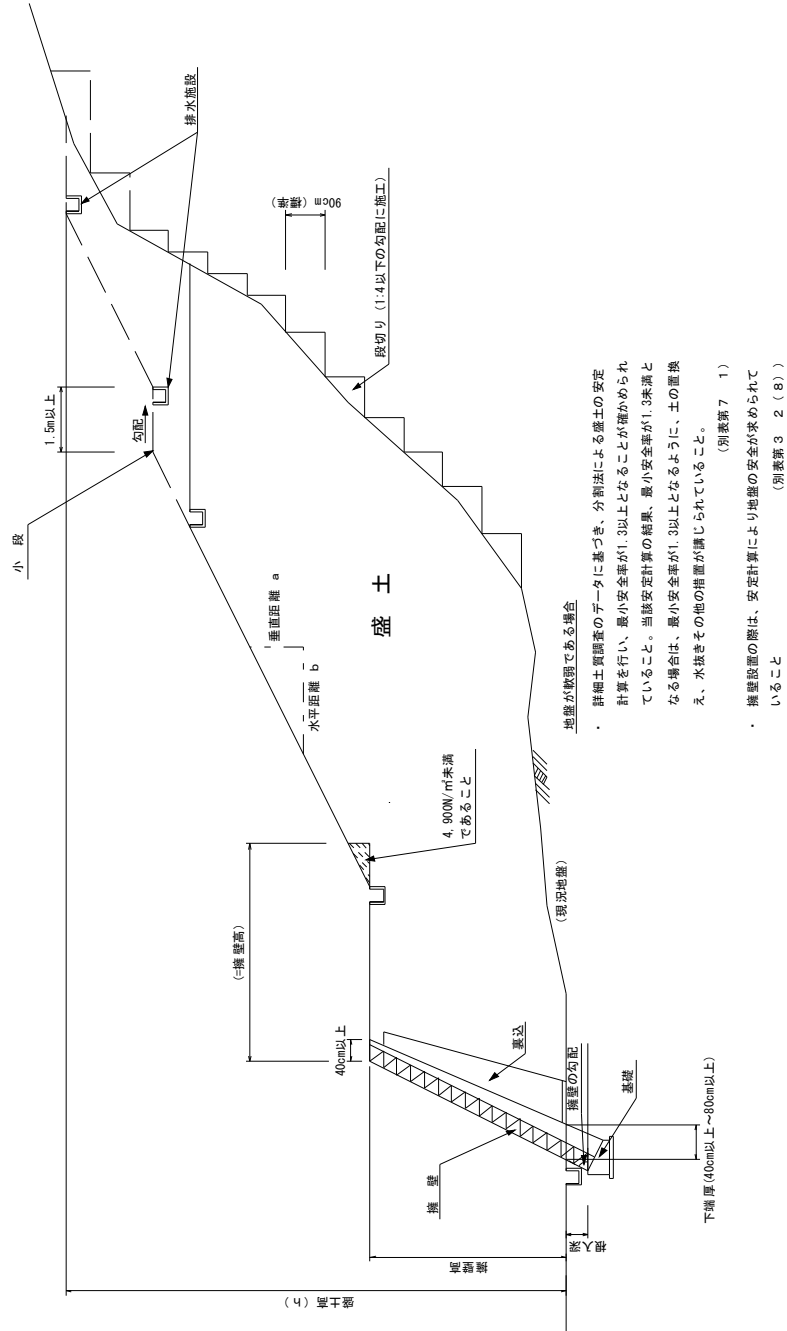
排水施設

- 下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの規定に適合した構造であること
- 区域内の雨水その他の地表水を排除の対象とし、支障なく流下させることができる勾配及び断面積を持つこと（別表第5 1）

盛土高 — のり面の先端と下端間の垂直距離
(規則第12条第5号)

擁壁

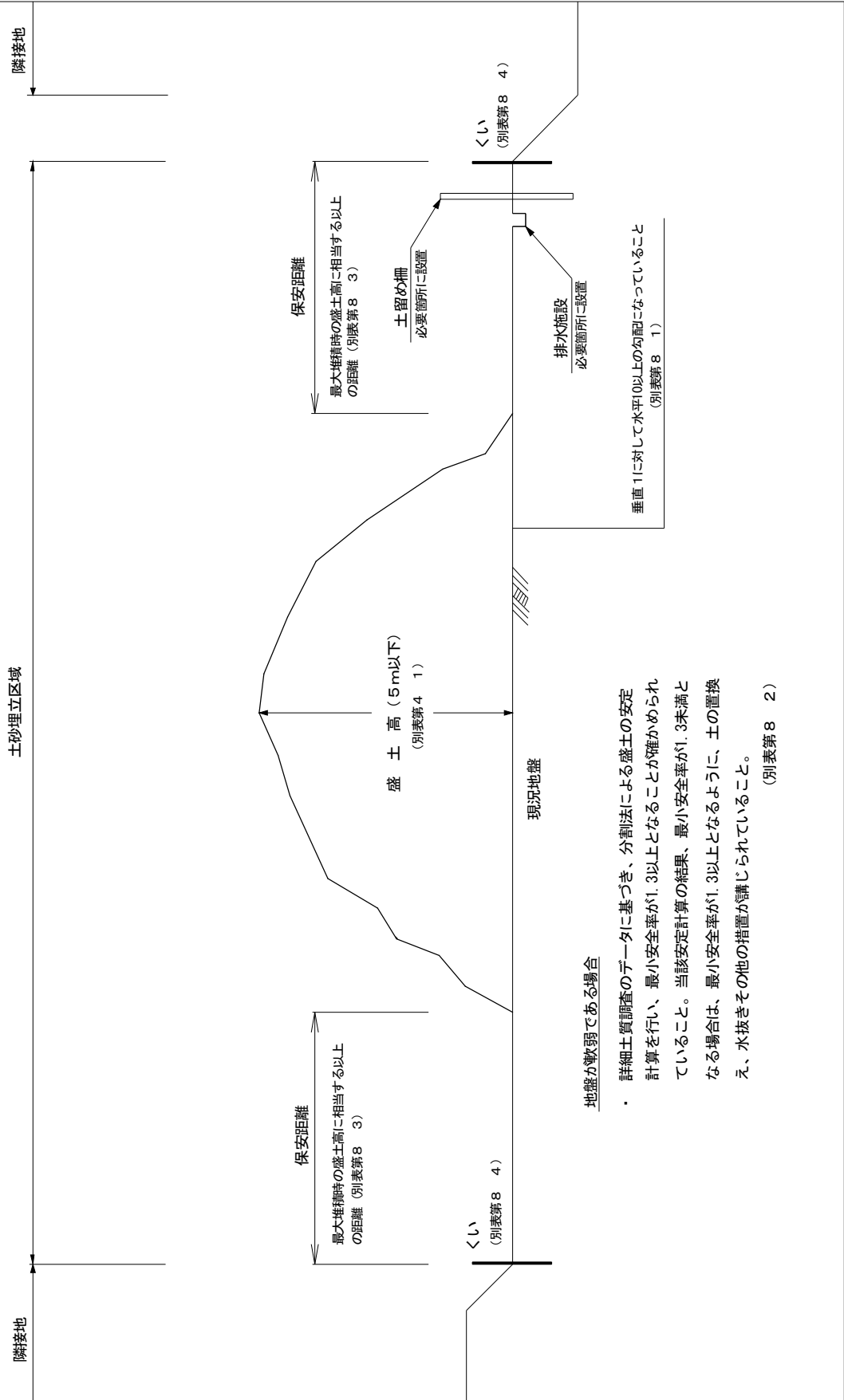
- 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石積み造その他の積み造のもの～(1)
- 建築基準法施行令第36条から第39条まで、第52条(第3項を除く)、第72条から第75条まで及び第79条の基準に適合していること～(3)
- 1層/3 m (壁面面積) 以上、耐水材料を用いた水抜穴 (内径 7.5cm以上) を設置すること～(2)
- 水抜穴の周辺その他必要が場所への透水路を設置すること～(2)
- 土圧等 (土圧、水圧及び自重) による擁壁の破壊、転倒、基礎のすべり、沈下が生じないことを構造計算により確認すること (鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造) ～(4) (5)
- 擁壁の勾配及び高さの区分に応じた下端部分の厚さは表の値に適合すること (間知石積み造その他の積み造) ～(6) 7
- 擁壁の上端の厚さが40cm以上となっていること (間知石積み造その他の積み造) ～(6) 7
- 盛土にあたっての掘入れ深さは、擁壁の高さの100分の15 (その値が35cm未満なときは35cm) 以上とする～(6) 才
- すべり及び沈下に対して安全である基礎が設けられていること～(6) 才



地盤が軟弱である場合

- 詳細土質調査のデータに基づき、分節法による盛土の安定計算を行い、最小安全率が1.3以上となることが確かめられていること。当該安定計算の結果、最小安全率が1.3未満となる場合は、最小安全率が1.3以上となるように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。（別表第7 1）
- 擁壁設置の際は、安定計算により地盤の安全が求められていること（別表第3 2 (8)）

◎許可の基準 2 - 他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為 (施行規則 別表第 4, 6, 8 関係)



2 許可申請に必要な図書

(1) 土砂埋立行為許可申請書(第7号様式)に必要な事項を記載し、次に掲げる図書を作成してください。なお、これらの図書の作成については、各土木・治水事務所において相談してください。

- ① 別表第2に掲げる図面(→詳細については、14、15ページを参照)
- ② 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時に用いる土砂の数量を計算した書面
- ③ 知事が別に定める土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査(以下「土質調査」という。)の結果を記載した書面又は土質調査を行う必要がない状態として知事が別に定めるものであることを証する書面
- ④ 土質調査の結果、当該土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱地盤として知事が別に定める基準に該当する場合は、知事が別に定めるその対策を検討するための地質調査(以下「詳細土質調査」という。)の結果を記載した書面及び当該詳細土質調査の結果を用いた盛土の安定計算書
- ⑤ 盛土高(※)が10メートル以上になる土砂埋立行為にあつては、土質試験等に基づく安定計算書(前号の規定により盛土の安定計算書を添付する場合を除く。)
- ⑥ 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面
- ⑦ 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面
- ⑧ 調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面
- ⑨ 沈砂池の容量を算定した書面
- ⑩ 土砂埋立行為等に係る工事の手順、土砂埋立行為等に係る工事を行っている間における災害発生防止のための工法その他の施工の計画を明らかにした書面(→作成方法については、20ページ「4 施工計画書の作成方法」を参照)
- ⑪ 土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の求積表
- ⑫ 土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ⑬ 資力及び信用に関する申告書(第7号様式の2)
- ⑭ 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の信用及び能力に関する申告書(第7号様式の3)
- ⑮ 土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書(第7号様式の4)
- ⑯ 土砂埋立区域の土地について土砂埋立行為等の妨げとなる権利を有する者の相当数の者(前号に規定する者を除く。)の同意を得ていることを証する書面
- ⑰ 説明会の開催等報告書(第7号様式の5)
- ⑱ その他知事が必要と認める図書

※ 盛土によって生じたのり面の上端(のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、上層ののり面の上端。以下同じ。)とのり面の下端(のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、下層ののり面の下端。以下同じ。)との間の垂直距離をいう。

土砂埋立行為許可申請書に添付する図面 [別表第2]

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図及び周辺の見取図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 土砂埋立区域の位置及び区域 <input type="checkbox"/> 道路並びに目標となる土地及び建物等 (駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等)	1/25,000 以上	
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 県界、市町村界及び市町村名 <input type="checkbox"/> 市町村の区域内の町又は字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状 <input type="checkbox"/> 土砂埋立区域の境界線 <input type="checkbox"/> 土砂埋立行為の境界を示すくい位置 <input type="checkbox"/> 土砂埋立行為に伴って切土を行う場合、当該切土を行う土地の区域の境界線及び当該境界を示すくい位置 <input type="checkbox"/> 盛土若しくは切土又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい等(以下「丁張」という。)の位置 <input type="checkbox"/> のり面の位置 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 沈砂地その他災害の発生を防止するための施設の位置	1/500 以上	1 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 2 完了時と最大堆積時の形状が同一である場合は、その旨を表示し完了時の図面を提出すること。 3 仮設の場合は、その旨を明示すること。 4 工事の進捗によって仮設工作物の位置等を変更する場合は、進捗状況に従い別葉とすること。 5 縦断法線がわかる図面にすること。 6 図面に縮尺を記載すること。
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の断面図	<input type="checkbox"/> 土砂埋立行為の高さ及び勾配 <input type="checkbox"/> 土砂埋立行為を行う前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 盛土若しくは切土又は擁壁の丁張の位置 <input type="checkbox"/> のり面の保護の方法 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 管理施設の位置及び沈砂地その他災害の発生を防止するための施設の位置	縦断図 縦：1/200 以上 横：1/500 以上 横断図 1/200 以上	1 完成時と最大堆積時の形状が同一である場合は、その旨を表示し完了時の図面を提出すること。 2 仮設の場合は、その旨を明示すること。 3 縦断法線は、安定計算上、危険度が最大となることが想定される法線を設定し、この法線で縦断図を作成すること。 4 縦断図に地盤高、施工高、計画高を記入すること。 5 横断図の間隔は最大50m

			とし、縮尺は同一とすること。 6 横断図に施工基面高、区域境界線を記入すること。
排水施設の平面図	<input type="checkbox"/> 排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の規模 <input type="checkbox"/> 排水施設の勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	1 排水の流向方向、勾配、流末を明示すること。
排水施設の断面図	<input type="checkbox"/> 排水施設の種類 <input type="checkbox"/> 排水施設の材料及び内のり寸法	1/50 以上	
擁壁の断面図	<input type="checkbox"/> 擁壁の寸法及び勾配 <input type="checkbox"/> 擁壁の材料の種類及び寸法 <input type="checkbox"/> 裏込コンクリートの寸法 <input type="checkbox"/> 鉄筋の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 擁壁を設置する前後の地盤面並びに基礎地盤の土質 <input type="checkbox"/> 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	1 構造の全般が示される寸法線を記入すること。 2 前後の取付関係を明確にすること。
擁壁の背面図	<input type="checkbox"/> 擁壁の高さ <input type="checkbox"/> 鉄筋の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 水抜穴の位置、材料及び内径 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法	1/50 以上	1 構造物には、基面高を記入すること。
土砂の崩壊又は流出を防止する施設及び災害を防止する施設の立面図又は断面図	<input type="checkbox"/> 施設の種類 <input type="checkbox"/> 施設の材料 <input type="checkbox"/> 施設の形状 <input type="checkbox"/> 施設の寸法及び勾配	1/50 以上	1 立面図は、2面以上とすること。
土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の測量図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 土地の地番及び形状		1 現況を表す平面図であること。 2 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと。 3 縦断法線が分かる図面にすること。 4 図面に縮尺を記載すること。

備考 図面には、会社名を記入し押印をお願いします。（表題欄等）

3 説明会の開催

許可を受けようとする場合、許可申請をする日の前日までに当該土砂埋立区域の周辺の住民等に対して許可申請に係る事項（以下「周知事項」という。）を周知させるために説明会を開催しなければなりません（条例第8条の2）。なお、開催に当たっての留意事項及び主な周知事項については、次のとおりです。

(1) 開催の時期

申請の前日まで

(2) 説明の対象者

次表の右欄に記載された区域内の土地若しくは建物の所有者又は当該建物の居住する者

土砂埋立区域がある区域等の区分		説明会の対象範囲
すべての区域		土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内
土砂災害警戒区域 ※1	急傾斜地の崩壊（※2）	左の土砂災害警戒区域（急傾斜地）内
	地滑り（※2）	左の土砂災害警戒区域（地滑り）内
	土石流（※2）の流域界	左の土砂災害警戒区域（土石流）の流域界内及び土砂災害警戒区域（土石流）内
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	左の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）内及び被害想定範囲内
	地すべり危険地区	左の山地災害危険地区（地すべり危険地区）内及び被害想定範囲内
	崩壊土砂流出危険地区の集水区域	左の山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）の集水区域内及び被害想定範囲内

令和4年
7月以降に
許可申請
する場合は
説明が必要

※1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定により指定した区域

※2 法第2条に規定する土砂災害の発生原因

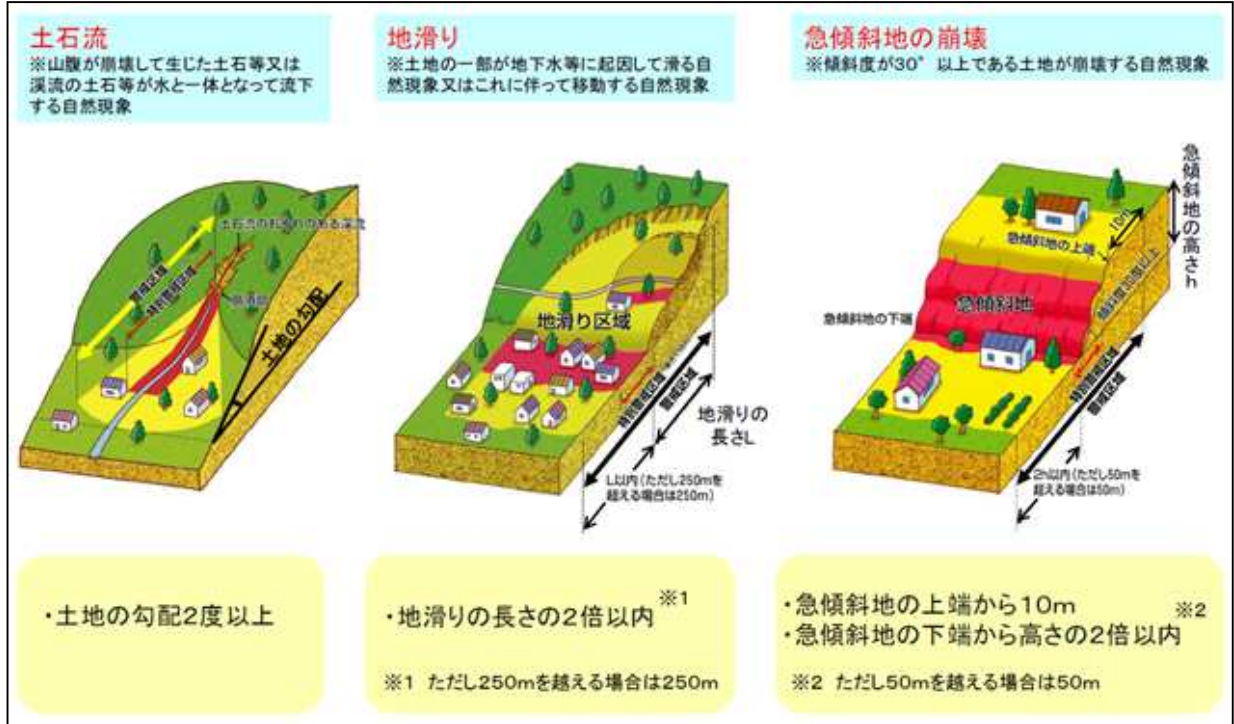
(注意)

- 各土木・治水事務所において事前相談を行う際に、土砂埋立区域の周辺の土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の状況を確認した資料を提出して下さい。（確認方法については、砂防課のホームページに掲載されている「住民説明会対象範囲（土砂災害警戒区域に関するもの）の確認方法」及び「住民説明会対象範囲（山地災害危険地区に関するもの）の確認方法」を参照）
- 事前相談後に、県で確認を行う一部の区域については、確認に時間を要する場合があります。申請まで余裕を持って、事前相談を行って下さい。
- 申請者は、説明の対象者に漏れがないよう、必ず対象者の確認を十分行った上で、説明会を開催してください。

【参考】

＜土砂災害警戒区域＞

土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域



※出典：国土交通省 HP

＜山地災害危険地区＞

林野庁長官通知に基づき、都道府県や林野庁が、人家や病院、学校、道路等の公共施設などに直接被害がおよぶ恐れがある地区を調査し、基準以上のものとして把握する地区

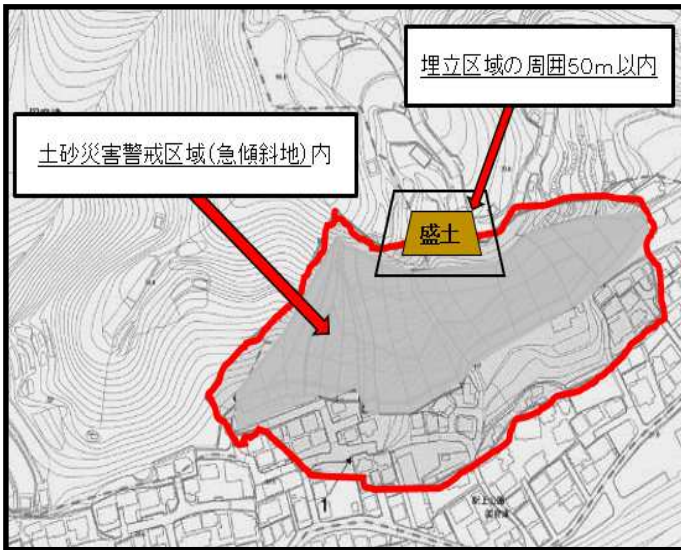


※出典：林野庁 HP

<説明会の対象範囲のイメージ図>

【土砂災害警戒区域】

(急傾斜地) ※(地滑り)も同様



(土石流)

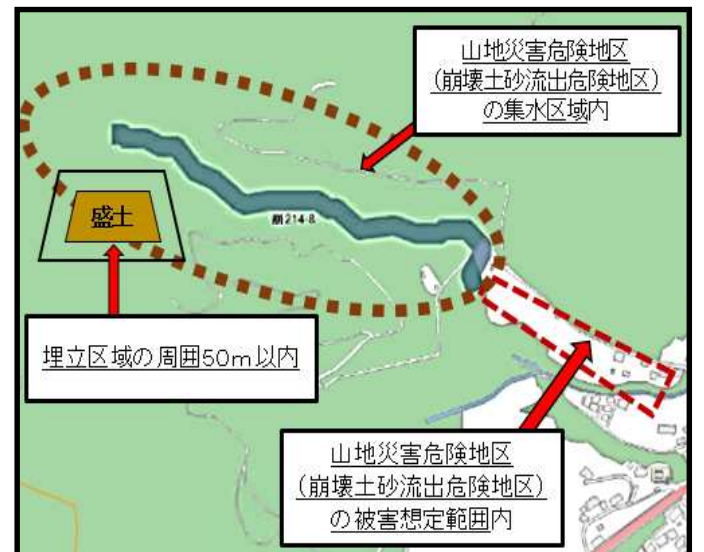


【山地災害危険地区】

(山腹崩壊) ※(地すべり)も同様



(崩壊土砂流出)



(3) 開催についての周知方法

説明会開催の周知方法については、次の方法など適切に行ってください。

① 土地建物の所有者への周知

例) 公図と登記簿閲覧で確認し、案内の投函や郵送で周知する。

② 居住者への周知

例) ポストへの投函により周知する。

なお、説明会の開催に当たっては、日時や場所について周辺の住民等の利便を十分に考慮し、あらかじめ案内の送付等、説明会の開催について周知するようにしてください。

(4) 説明事項

説明が必要な事項については、次のとおりです。

① 許可申請事項（9条2項）

- ・ 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・ 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
- ・ 土砂埋立行為を行う土地の面積
- ・ 土砂埋立行為の目的
- ・ 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間
- ・ 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離
- ・ 排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画
- ・ 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状
- ・ 土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法
- ・ 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が、当該土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な資格を有していること。

② 許可申請事項以外で説明を要する事項(規則8条の2第2項)

- ア 土砂の埋立行為に用いる土砂の性質の区分
- イ 土砂埋立行為等に係る工事を行う日程及び時間帯
- ウ 現場責任者の氏名
- エ 許可を受けようとする者の連絡先
- オ 土砂の搬入に係る計画に関する事項

(5) 説明会を開催できない場合の周知方法

許可を受けようとする者が、その責めに帰することができない事由（天災、交通の途絶、申請予定者以外の者による妨害等）により、説明会を開催することができない場合、説明会の開催は必要ありません。

説明会を開催できない場合の説明方法については、次の方法により周知事項を周辺の住民等に周知してください。

- ① 周知事項を記載した書面を配布又は送付する方法
- ② 土砂埋立区域内の周辺の住民等の見やすい場所に、周知事項を掲示する方法

4 施工計画書の作成方法

ここでは、許可申請に必要な図書である「土砂埋立行為等に係る工事の手順、土砂埋立行為等に係る工事を行っている間における災害発生防止のための工法その他の施工の計画を明らかにした書面」の作成方法について、例を交えて説明します。

「表紙」の記載例

<p>施 工 計 画 書</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇建設株式会社 社印</p>

備考 施工計画書の作成年月日を必ず記載する。

「目次」の記載例

<p>目 次</p> <p>1 工事概要</p> <p>2 計画工程表</p> <p>3 施工方法</p> <p>4 緊急時の体制及び対応</p> <p>5 交通管理</p> <p>6 環境対策</p> <p>7 現場の施工体系</p> <p>8 その他</p>

備考 「計画工程表」「施工方法」「緊急時の体制及び対応」「交通管理」は全ての工事で必須

(1) 工事概要

工事概要には、事業の目的、工事名、工事場所、主要工種、工期、発注者、請負者等の事項を記載します。

「工事概要」の記載例

1	工事概要
事業の目的	本工事は、〇〇市〇〇町地内において、建設発生土を用いた埋立工事を行い、平坦な造成地を築造するものである。 造成後の土地は、緑化を行い自然への復元を図るとともに、区域の一部は資材置場として使用する。
工事名	〇〇造成工事
工事場所	〇〇市〇〇町〇〇番地ほか
主要工種	埋立面積 〇〇㎡、埋立土量 〇〇m ³ 盛土工 〇〇m ³ 切土工 〇〇m ³ 擁壁工 コンクリート擁壁 (H=〇m, W=〇m) 〇基 排水工 U型トラフ (U-300) 〇m、集水ます〇箇所 法面緑化工 種子吹付工 〇〇㎡
工期	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
発注者	〇〇〇〇 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
請負者	〇〇建設株式会社 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 〇〇作業所 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(2) 計画工程表

工事の工種ごとの計画工程をバーチャート又はネットワーク工程図により作成します。

「計画工程表」の記載例

2 計画工程表

工事名 ○○造成工事

工期 ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日

工種	項目 種別	数量	○月		○月		○月		○月		摘要
			10	20	10	20	10	20	10	20	
仮設準備工	伐採除根	1式									
	除草	1式									
	丁張	1式									
仮設工	防護柵設置	○○m									
	仮設進入路工	○○m									
	仮設土留工	○○㎡									
	沈砂地設置	○ヶ所									
準備工	段切り工	1式									
	暗渠排水管	○○m									
	法面整形工	○○㎡									
本体構造物工	擁壁工	1式									
	調整池工	1式									
盛土工	敷均し締固め	○○㎡									
排水工	集水ます	○箇所									
	U型トラフ	○○m									
	塩ビ管敷設	○○m									
法面保護工	種子吹き付け	○○㎡									
撤去工	撤去・後片付け	1式									

(3) 施工方法

条例の許可基準に基づいて、工事を安全に施工する方法について記載します。

特に、施工の各段階で工事の安全性が確保されていることが重要ですので、全体工事の施工の手順を示すとともに、主要な工事ごとに施工順序、施工方法及び施工上の留意点等について、使用する機械や設備を含め、図等を活用して明確に表現します。図面は、主要な段階ごとに施工図を作成します。

なお、主要な段階とは、次のとおりです。

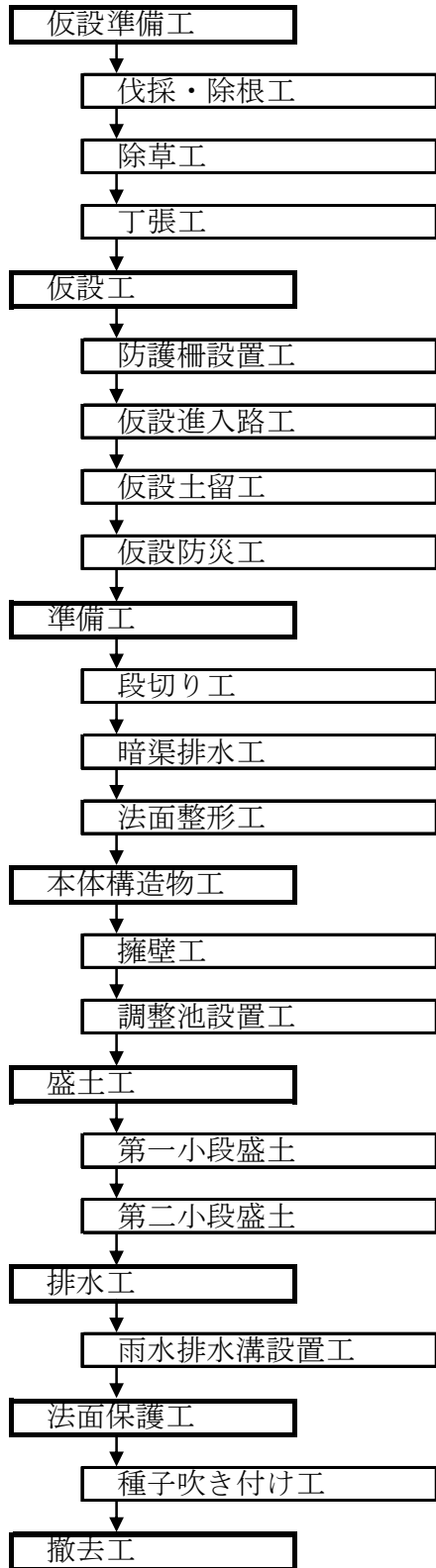
- ① 仮設準備工（伐採、除根、丁張等）、仮設工（防護柵設置、仮設進入路工、仮設土留工、沈砂池設置等）、準備工（段切り工、暗渠排水管、法面整形工等）が完了して本体構造物に着手する段階
- ② 本体構造物工（擁壁工、遊水池工等）が完了して盛土工に着手する段階
- ③ 小段ごとの造成段階（小段ごとに図面を作成）
- ④ 完成段階

※ 第1期、第2期等に区域を分割して造成する場合は、各期ごとに作成する。

「施工方法」の記載例

3 施工方法

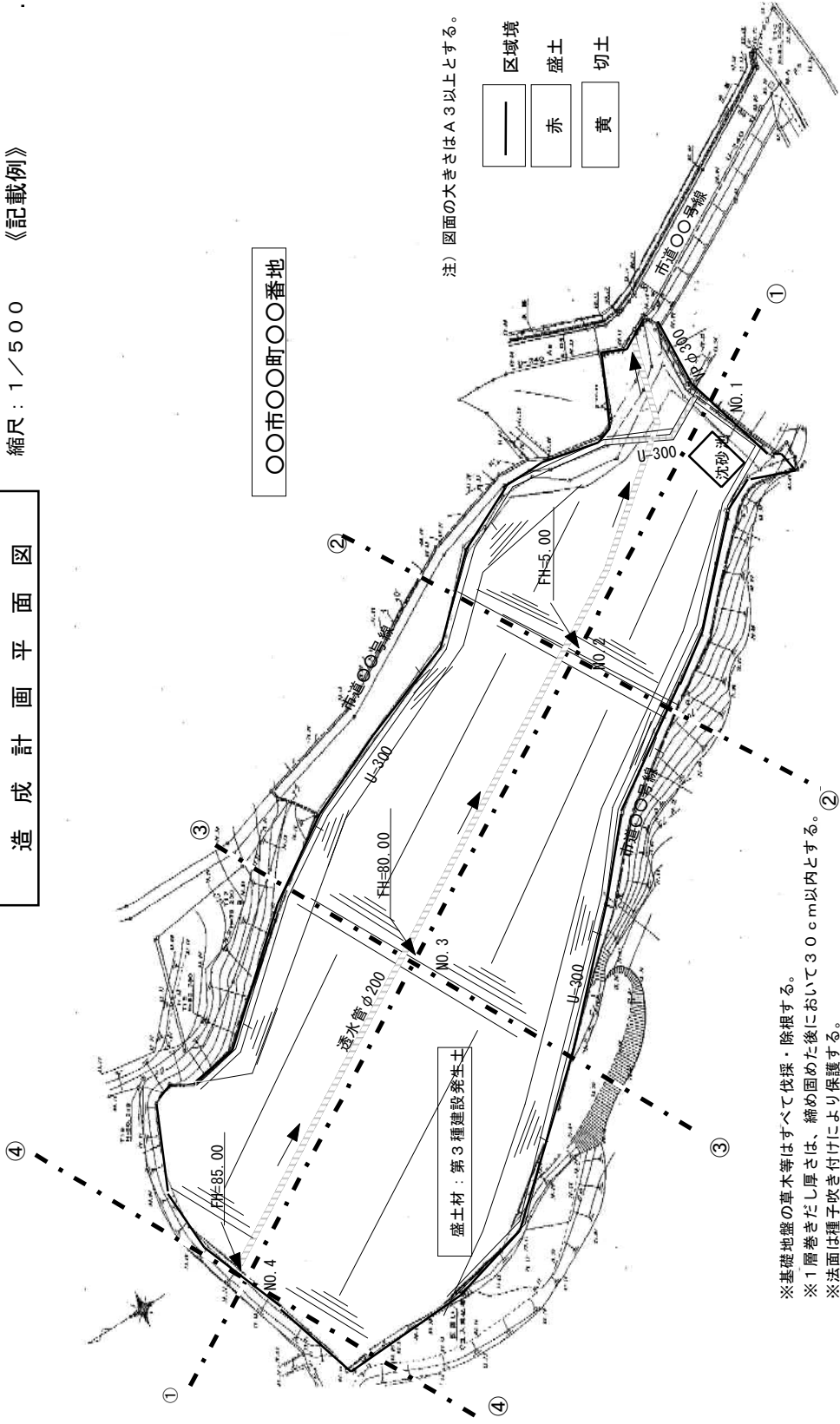
工事の手順は、次のとおりとする。



造成計画平面図

縮尺：1/500

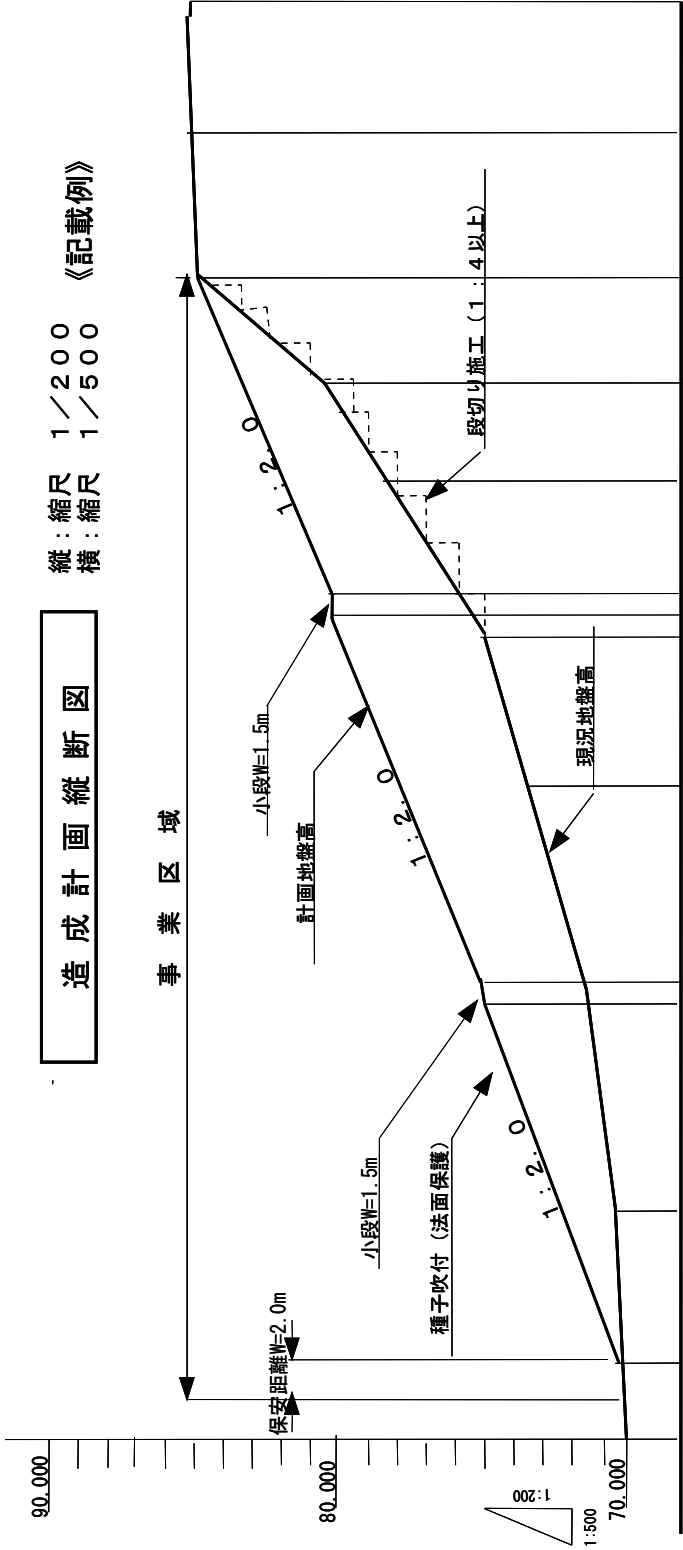
《記載例》



※基礎地盤の草木等はすべて伐採・除根する。
※1層巻きだし厚さは、締め固めた後において30cm以内とする。②
※法面は種子吹き付けにより保護する。

縦：縮尺 1/200
横：縮尺 1/500 《記載例》

造成計画縦断面図



勾配	i=1:2				i=1:2				i=1:0.03					
地盤高	70.00	70.50	71.40	71.41	72.30	75.00	78.20	80.10	85.00	85.20				
切(盛)土	0.00	3.60	75.00	80.00	20.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
計画高	0.00	10.00	10.00	10.00	20.00	80.00	85.00	85.00	85.00	85.00				
追加距離	0.00	0.00	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50				
単距離	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00				
側点	no.1	no.2	no.3	no.4										

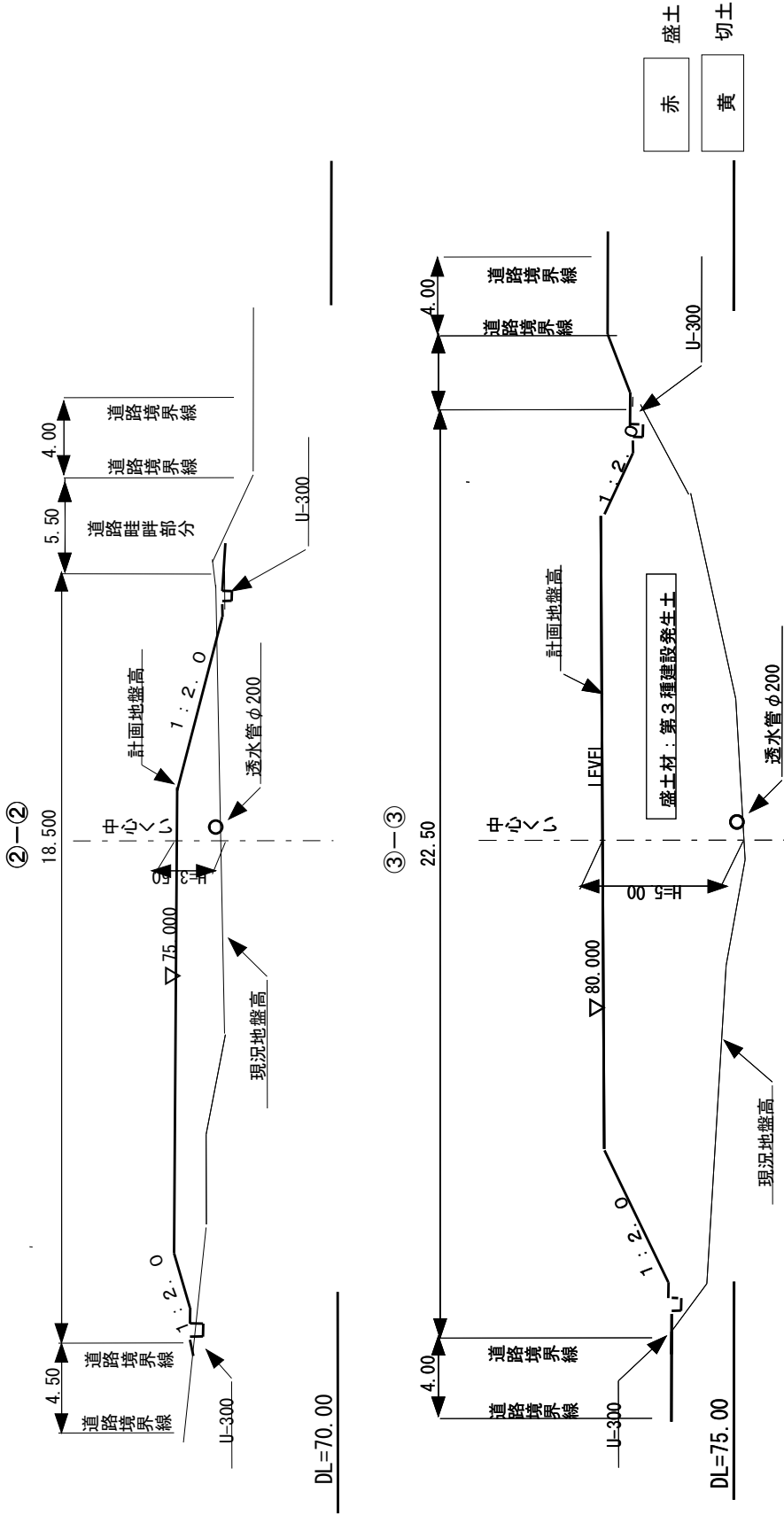
①-①縦断面図

赤	盛土
黄	切土

備考 図面の大きさはA3以上とする。

造成計画断面図

縮尺：1/100 《記載例》



※基礎地盤の草木等は全て伐採・除根する。
 ※1層巻きだし厚さは、締め固め後において30cm以内とする。
 ※法面は種子吹き付けにより保護する。

備考 図面の大きさはA3以上とする。

(1) 仮設準備工

- ・ 工事に先立ち、許可を得たことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置する。
- ・ 伐採・除根・除草を行い、伐採木・除根は工事区域外に搬出して処理する。
- ・ 工事区域及び埋立区域を明示する赤くい、青くいを打設し、丁張を設置する。

仮設準備工

↓
伐採・除根工

↓
除草工

↓
丁張工

備考 丁張図を添付することが望ましい。

(2) 仮設工

- ・ 工事関係者以外の者が区域内に立ち入らないように、区域境に単管パイプとロープで防護柵を設置する。
- ・ 仮設進入路は砕石（厚さ 20cm）及び敷鉄板を用いて設置する。また、仮設図に従ってH鋼（H-300）及び横矢板（杉板）で仮設土留柵を設置する。
- ・ 土砂流出防止のための仮設防災工として、沈砂池の設置と土嚢積みを行う。

仮設工

↓
防護柵設置工

↓
仮設進入路工

↓
仮設土留工

↓
仮設防災工

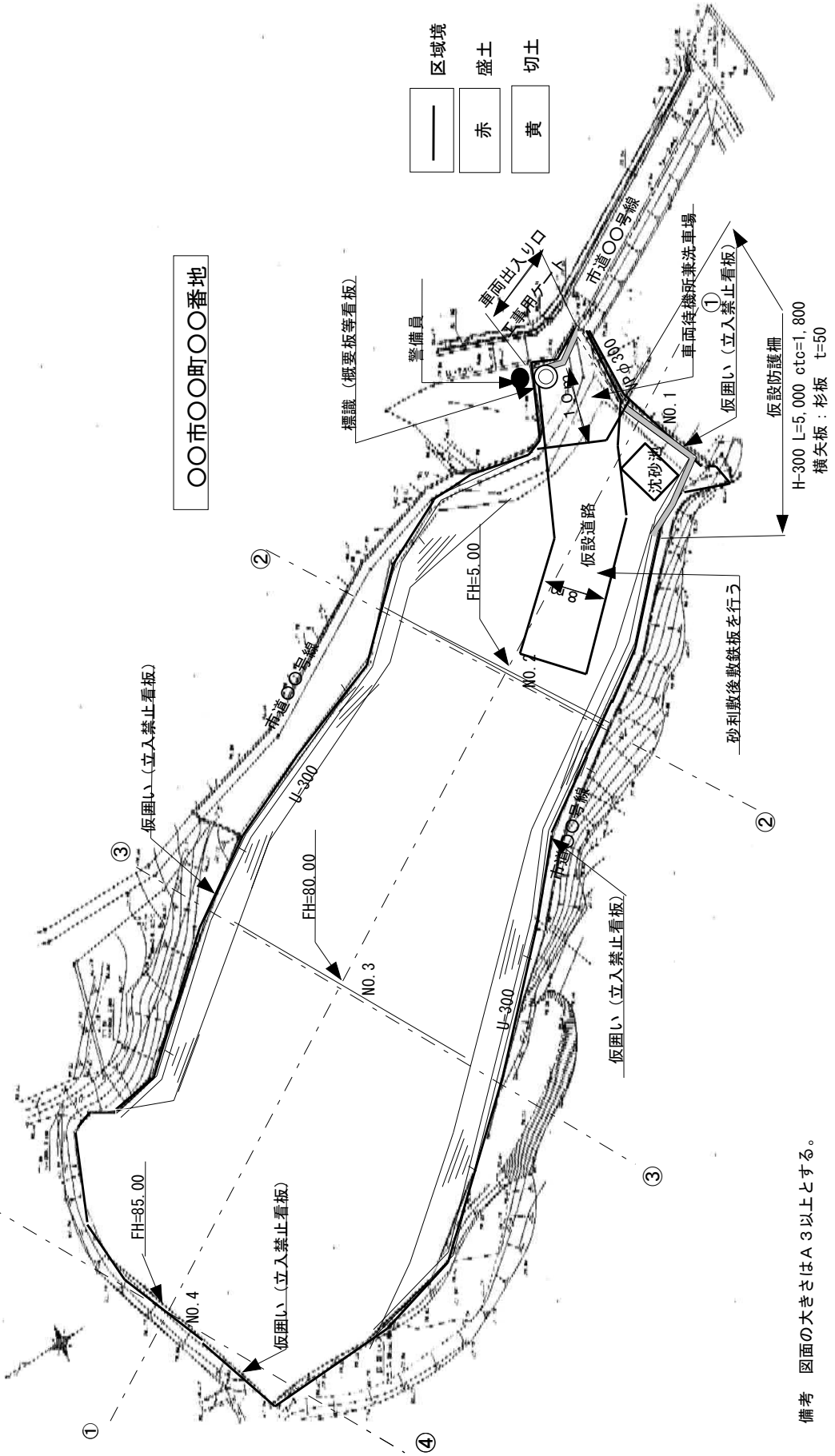
備考 仮設構造物がある場合は、仮設図を必ず添付する。

保安計画兼仮設計画平面図

縮尺：1/500

《記載例》

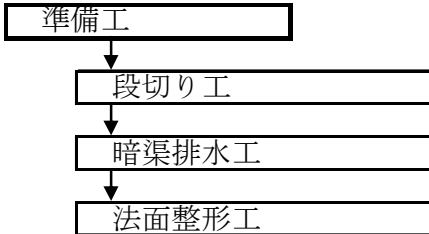
.



備考 図面の大きさはA3以上とする。

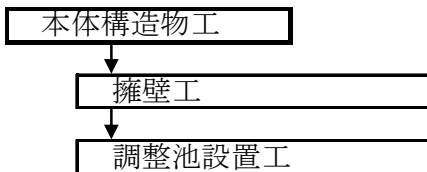
(3) 準備工

- ・ 盛土区域のうち、地山が1：4以上の勾配の箇所では、バックホウを使用して90cm以内の高さで段切りを行う。
- ・ 地下水対策として、直径200mmの透水管を敷設し、管まわりは砕石で巻き立てる。
- ・ 盛土区域の法面をバックホウで整形する。



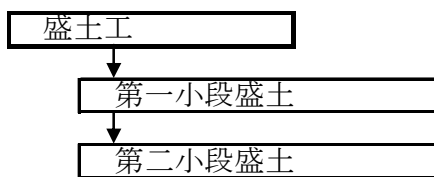
(4) 本体構造物工

- ・ 擁壁工の床付けは、地盤支持力を確認して施工する。
- ・ 生コンクリートは、現場から1.5時間以内にあるJIS工場から調達する。
- ・ 擁壁の裏込めは、砕石を用いて有効に締め固める。
- ・ 擁壁の3㎡に1カ所の割合で水抜き管(φ100mm)を設置する。
- ・ 型枠は、木製を使用し、コンクリートの強度の発現を待って脱型する。



(5) 盛土工

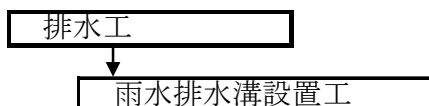
- ・ 盛土に使用する土砂は、第3種建設発生土以上とする。
- ・ 区域の底部から順次、バックホウで土砂を投入し、15 tブルドーザで締め固める。
- ・ 盛土の1層巻きだし厚は、30cm以内とする。
- ・ 盛土の作業中は、区域外に土砂が流出しない措置をとるとともに、周辺に住宅地があるため、防塵対策として適宜散水を行う。
- ・ 盛土の工程にあわせ、素堀の仮設沈砂池や仮設水路を適宜設置する。
- ・ 盛土法面は、土羽打ち整形を行う。
- ・ 小段は1.5mとし、法面側と逆に約10%の排水勾配を設ける。



備考 仕上がり造成図は、小段ごとに作成して添付する。

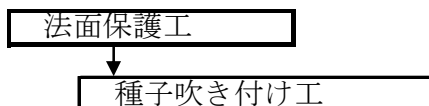
(6) 排水工

- ・ 鉄筋コンクリートU型 (U-300)を水勾配に留意しながら設置する。
- ・ 集水柵は既製品を使用し、U型トラフと確実に接続する。



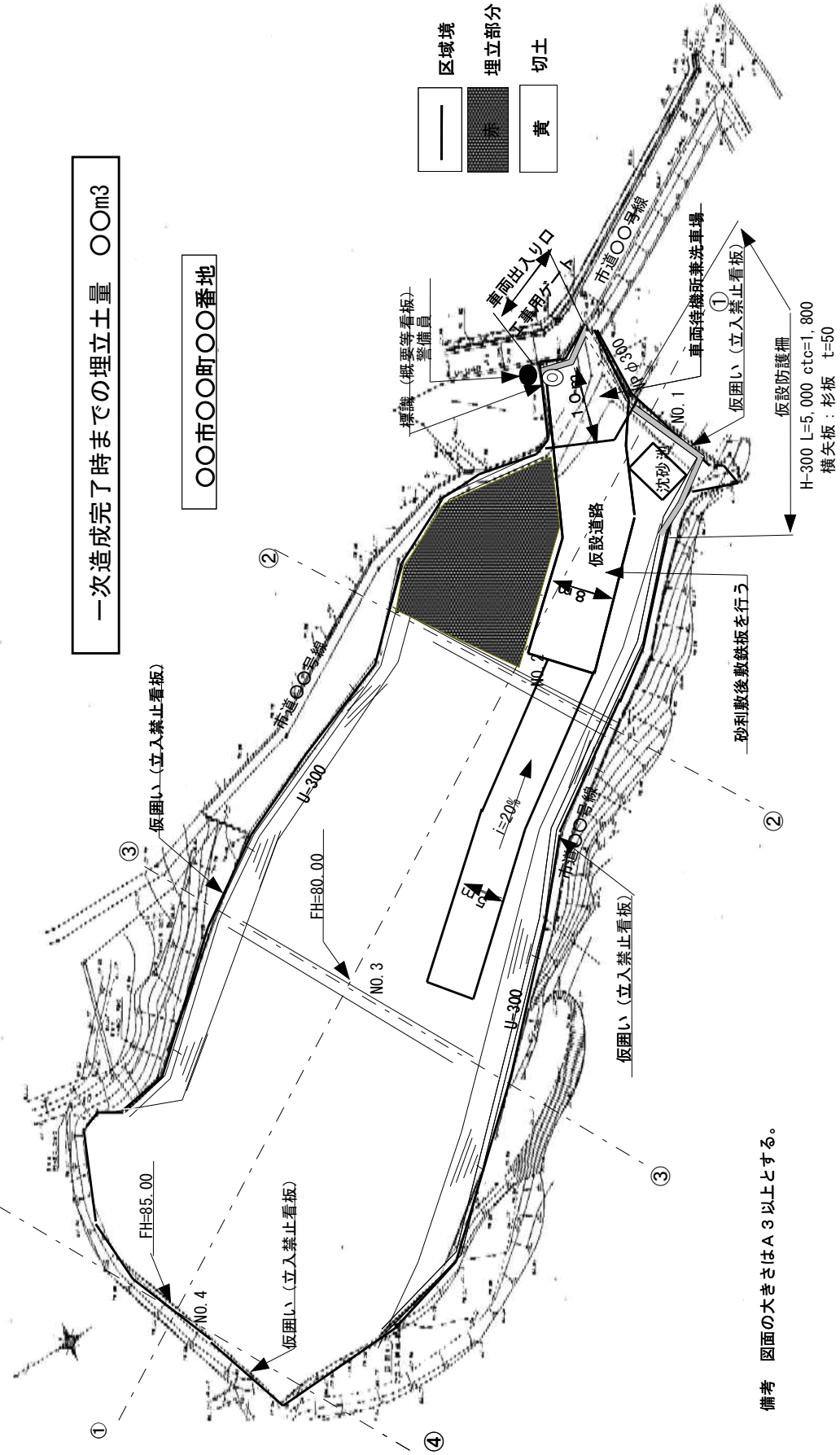
(7) 法面緑化工

- ・ 造成完了後、法面に種子吹き付けを行う。
- ・ 吹き付けする種子は、西洋芝に在来種であるハギ類を混合して施工する。



縮尺：1/500 《記載例》

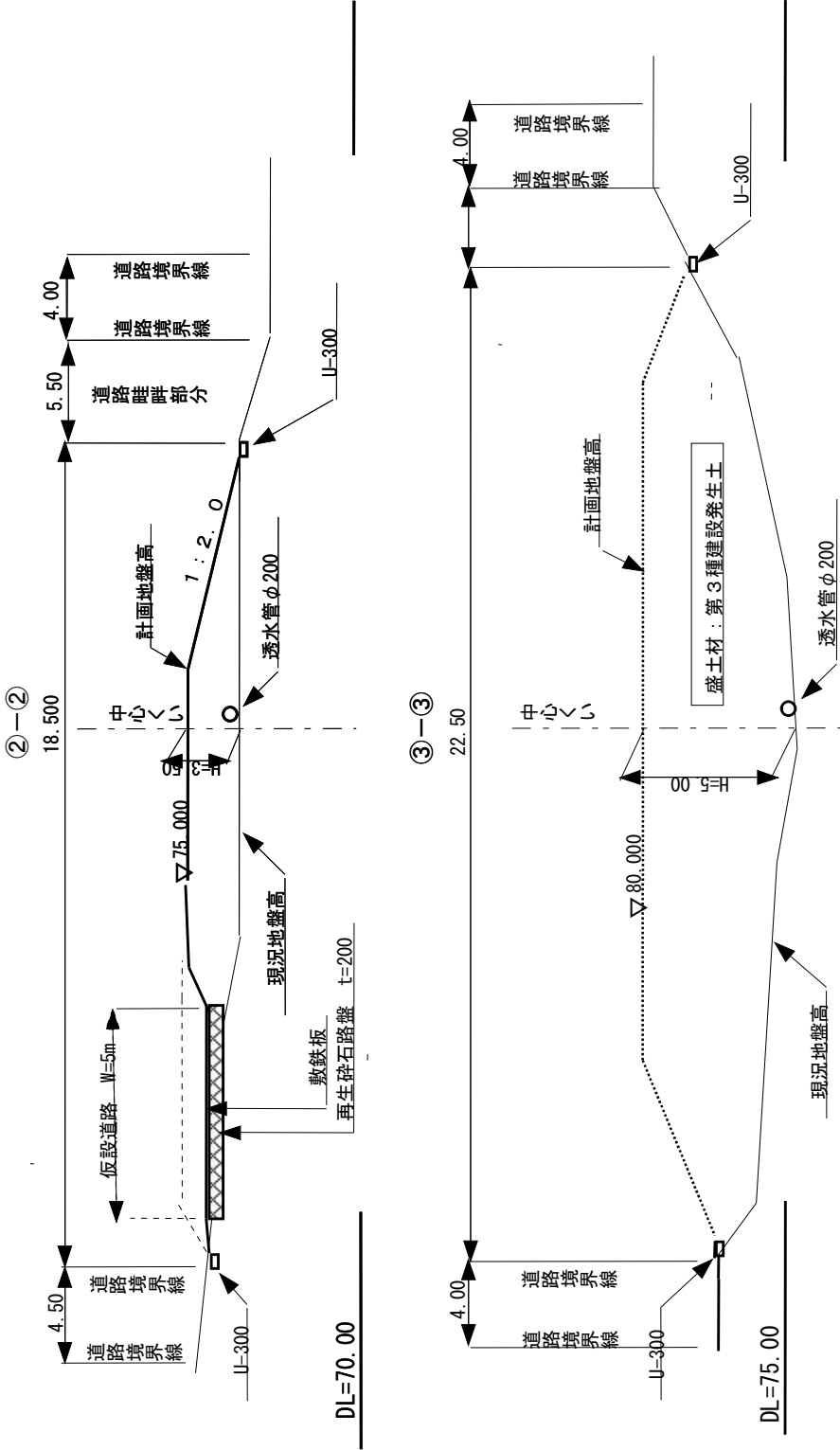
段階施工平面図（一次造成完了時）



備考 図面の大きさはA3以上とする。

段階施工横断面図（一次造成完了時）

縮尺：1/100 《記載例》



※基礎地盤の草木等は全て伐採・除根する。
 ※1層巻きだし厚さは、締め固めた後において30cm以内とする。
 ※法面は種子吹き付けにより保護する。

備考 図面の大きさはA3以上とする。

(4) 緊急時の体制及び対応

工事現場における大雨、出水、強風等の異常気象や地震発生などにより、工事現場で災害が発生した場合や、異常気象等により災害の発生が予想される場合に備え、緊急時の業務体制を明らかにしておくとともに、警察・消防等の関係機関及び監督官庁等への連絡系統、連絡方法について記載します。

「緊急時の体制及び対応」の記載例

4 緊急時の体制及び対応

(1) 緊急時の連絡体制

緊急時の連絡系統は次のとおり行うとともに、大雨、強風等の異常気象で、災害発生のおそれのある場合は、必要に応じて現場内のパトロールを行い、警戒する。

緊急時連絡系統図

```

graph TD
    A[〇〇作業所  
tel  
fax] --> B[神奈川県  
〇〇土木事務所  
tel]
    A --> C[現場代理人  
(主任技術者)  
tel]
    C --> D[本社・支社  
tel]
    A --> E[〇〇警察署  
tel]
    A --> F[〇〇消防署  
tel]
    A --> G[〇〇労働基準監督署  
tel]
    A --> H[救急病院  
tel]
    A -.-> I[上水道]
    A -.-> J[下水道]
    A -.-> K[電気]
    A -.-> L[NTT]
    A -.-> M[ガス]
  
```

(2) 災害復旧用機材

品名	規格	単位	数量
ブルドーザ	〇〇 t	台	〇〇
バックホウ	〇 m ³	〃	〇〇
土のう		袋	〇〇
砕石	RC-40	m ³	〇〇
ブルーシート		枚	〇〇

(5) 交通管理

工事中資材の搬入や土砂の搬入に当たって、公道の出入り時の安全対策や搬入経路の安全対策と交通の円滑化を図るための対策を記載します。

特に、搬入経路が住宅地であったり、通学路に指定されているような場合は、近隣住民と事前に協議した結果等を踏まえて対策を記載します。

「交通管理」の記載例

5 交通管理

- ・ 工事区域から公道に出入りする箇所には、警備員〇名を配置して交通の安全を確保する。
- ・ 搬入経路が〇〇小学校の通学路に指定されているため、通学時間帯の搬入を極力自粛する。
- ・ 車両の出入り口は夜間閉鎖し、工事関係者以外の車両の進入禁止と不法投棄の防止を図る。

(6) 環境対策

工事に伴う騒音、振動、地盤沈下、水質汚濁、塵埃といった生活環境への影響とともに、工事現場周辺の自然環境への配慮、工事現場はもとより資材の運搬経路に当たる近隣の生活環境影響の保全などについて記載します。

「環境対策」の記載例

6 環境対策

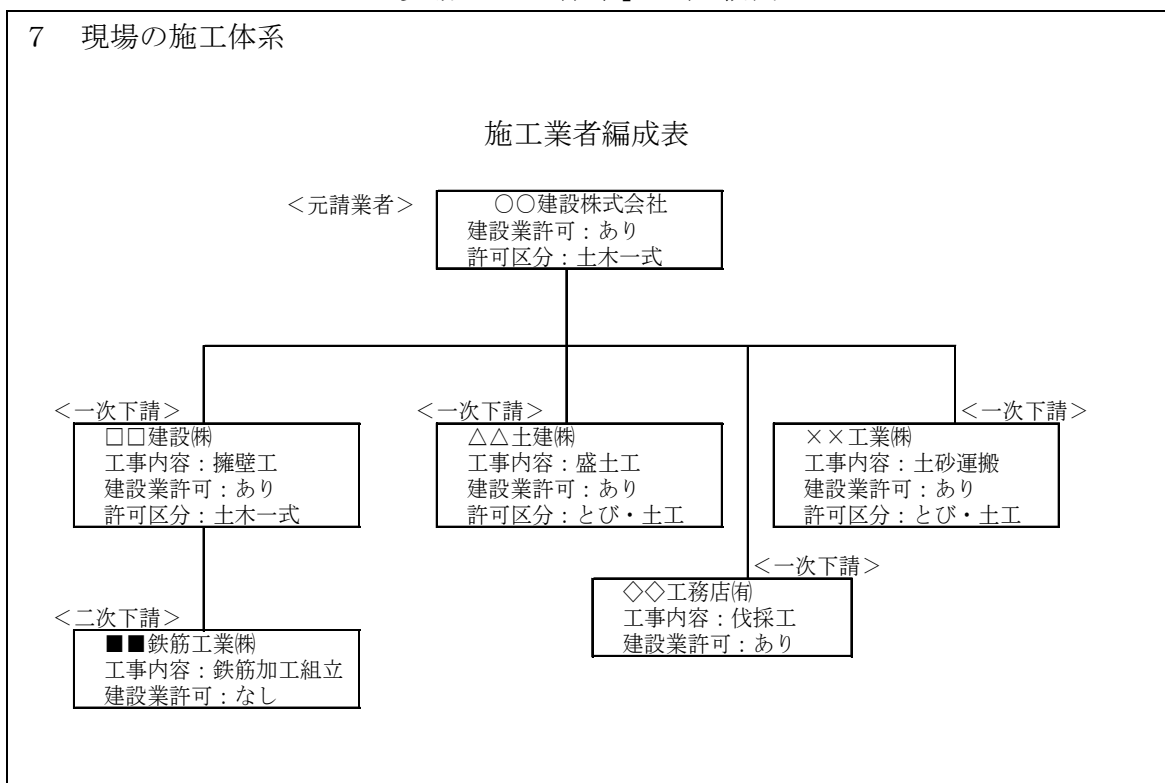
- ・ 盛土作業に伴う下流域への濁水防止のため、素堀の沈砂池を適宜設置する。
- ・ 盛土の作業中は、区域外に土砂が流出しない措置をとるとともに、周辺に住宅地があるため、防塵対策として適宜散水を行う。
- ・ 近隣への騒音に配慮し、作業時間は9時から17時までとし、日曜祝日は、作業を行わない。
- ・ 建設機械のうち、バックホウ、ブルドーザは低騒音型を使用する。
- ・ 土砂搬入のダンプは、待機場所を指定し、周辺道路上でのダンプの待機は行わない。
- ・ 車両の出入り口には、スパッツを設けるとともに、公道の清掃をこまめに行う。

(7) 現場の施工体系

許可された埋立行為がどのような責任分担のもとに行われるかを明確にするため、施工体系図を記載します。記載事項は、業者名、建設業許可の有無、許可業者である場合は許可区分等を記載します。このとき、一定規模以上の工事（土木工事では、請負金額500万円以上）では、適切な資格を有する建設業者が施工する必要があるため、注意してください。

なお、一次下請け総額が 3,000 万円以上である場合に作成する施工体系図の写しを添付してもかまいません。

「現場の施工体系」の記載例



(8) その他

上記以外に特筆すべき事項があれば記載します。

埋立行為申請時チェックリスト<永久埋立行為の場合> [規則第14条]

(1) のり面の形状(盛土高: H) 別表第3 関連

審査の内容	審査基準	申請内容	チェック	備考
◎盛土のり面の勾配	H<5m 1:1.8以上 5m≦H<10m 1:2.0以上 H≧10m 1:2.0以上かつ安定計算			安定計算は、すべり面を仮定した分割法により、安全率は1.3以上とする 安定計算の諸元は審査指針に規定
◎切土のり面の勾配	H≦5m H>5m 1:0.2以上 1:0.6以上			
	風化の著しい軟岩			
	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他の土質			
◎盛土の安全率	H≦5m H>5m 1:1.8以上 1:1.8以上			
◎小段の設置	1. 3以上 1. 0以上(地震時)			すべり面を仮定した分割法による 安定計算の諸元は審査指針に規定
◎小段の排水勾配	盛土又は切土高5mまでごとに幅1.5m以上の小段を設けること。 のり面の反対方向に5~10%の排水勾配がついていること。			

(2) 擁壁の構造(擁壁高: h) 別表第3 関連

審査の内容	審査基準	申請内容	チェック	備考
◎擁壁の構造	鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造、その他の練積み造のいずれかであること。			建築基準法施行令に適合していること 宅地造成等規制法で国交大臣が認定した擁壁は適合 コンクリート擁壁の裏込め材は30cm以上の等厚 構造計算に必要な数値は審査指針に規定
◎安定計算	擁壁の滑り出す力が最大摩擦抵抗力等の2/3以下であること。			
	擁壁の転倒モーメントが安定モーメントの2/3以下であること。			〃
	擁壁底面の応力度が地盤の長期許容応力度を超えないこと。			〃
	基礎杭に生じる応力が基礎杭の長期許容応力を超えないこと。			〃
h>5mの場合(地震時)	擁壁の滑り出す力が最大摩擦抵抗力等の5/6以下(抵抗力に前面の受動土圧を加える場合は2/3以下)であること。			構造計算に必要な数値は審査指針に規定
	擁壁の転倒モーメントが安定モーメントの5/6以下かつ合力の作用点が中央1/3以内			〃
	擁壁底面の応力度が地盤の短期許容応力度を超えないこと。			〃
	基礎杭に生じる応力が基礎杭の短期許容応力を超えないこと。			〃

◎部材の破壊	常時	擁壁各部分材に生じる応力度が鋼材又はコンクリートの長期許容応力度を超えないこと。				・構造計算に必要な数値は審査指針に規定
	地震時 (地震時土圧等)	擁壁各部分材に生じる応力度が鋼材又はコンクリートの短期許容応力度を超えないこと。				〃
◎擁壁下端の厚さ (盛土)	70° ~75° (1:0.36~1:0.27)	h ≤ 2m 50cm 2m < h ≤ 3m 70cm				・基準以上の寸法があること
	65° ~70° (1:0.47~1:0.36)	h ≤ 2m 45cm 2m < h ≤ 3m 60cm 3m < h ≤ 4m 75cm				・厚さ：裏込め材を含まない法勾配に対する水平長
	65° 以下 (1:0.47以上)	h ≤ 2m 40cm 2m < h ≤ 3m 50cm 3m < h ≤ 4m 65cm 4m < h ≤ 5m 80cm				・h：擁壁前面の地盤面と接する部分と擁壁上端天端との垂直高さ
◎擁壁天端の厚さ (盛土)		40cm以上				
◎根入れ長 (盛土)		hの15/100以上かつ35cm以上				・岩着は除く
◎擁壁下端の厚さ (切土)	70° ~75° (1:0.36~1:0.27)	h ≤ 2m (40) [50] {85} cm 2m < h ≤ 3m (50) [70] {90} cm				・基準以上の寸法があること 審査基準の欄中、()は岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂の場合、[]は真砂土、関東ローム、硬質粘土の場合、{ }はその他の土質の場合、数値を表す。(以下同じ。)
	65° ~70° (1:0.47~1:0.36)	h ≤ 2m (40) [45] {75} cm 2m < h ≤ 3m (45) [60] {85} cm 3m < h ≤ 4m (50) [75] {105} cm				
	65° 以下 (1:0.47以上)	h ≤ 3m (40) cm h ≤ 2m [40] {70} cm 2m < h ≤ 3m [50] {80} cm 3m < h ≤ 4m (45) [65] {95} cm 4m < h ≤ 5m (60) [80] {120} cm				

◎擁壁天端の厚さ (切土)	その他の土質	70cm以上			
	その他の土質以外	40cm以上			
◎根入れ長 (切土)	その他の土質	h の20/100以上かつ45cm以上			
	その他の土質以外	h の15/100以上かつ35cm以上			
◎組積材の控え長		30cm以上			
◎胴裏込めコンクリート		コンクリートで充填、組積材との一体化			
◎裏込め材		栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めされていること。			
◎裏面排水処理		3 m ² 以内ごとに1カ所、φ7.5cm以上の水抜きを設置 裏面に透水層が設けてあること。			
◎載荷重		4,900N/m ² 未満であること			
◎盛土又は軟弱地盤上に設置する場合		安定計算により安全率が1.3以上であること。			
◎大臣認定の擁壁を用いる場合		擁壁の型式、認定証の写し			

(3) 施設の基準(1) 別表第5 関連

審査の内容	審査基準	申請内容	チェック	備考
◎雨水その他地表水の排水施設	必要な箇所に設置されていること。 (施工中を含む)			・原則必要な設置箇所審査指針に規定
◎雨水排水、表面排水施設の断面	必要な断面積が確保されていること。			・降雨強度、排水面積、地形、地質、土地利用等に基づき計画流出量を算定、安全に排除できる断面を決定する。 ・湧水がある場合 ・沢状の地形の場合 ・雨水その他の地表水が集中しやすい地形の場合 ・堅固で耐久力を有する構造
◎暗渠排水施設等の設置	湧水又は浸透水を排除する地下排水溝が設置されていること。			
◎排水施設の構造	下水道法施行令に適合していること。			
◎調整池等	必要な容量が確保されていること。			・放流先の水路管理者との協議が必要となつた場合に設置
◎沈砂池等の仮設構造物	必要に応じて沈砂池、矢板、防護柵等を設置する。			・埋立て行為の過程で、区域以外に土砂の流出が懸念される場合に設置
◎のり面保護	石張り、芝張り、樹木の植栽、モルタル吹付等			

(4) 土砂埋立行為の方法の基準 (1) 別表第7 関連

審査の内容	審査基準	申請内容	チェック	備考
◎現況地盤の安定性	①軟弱地盤かどうか判定するため、土質調査を実施すること。 ②軟弱地盤と認められる場合は詳細土質調査を実施すること。 ＜盛土の安定計算結果＞ 最小安全率 ≥ 1.3 ・・・適正 最小安全率 < 1.3 ・・・1.3以上となるように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。 すべりを生じないこと。			・軟弱であると認められる場合は、詳細土質調査結果を用いた安定計算書を添付すること。
◎切土のり面の安定性				・円弧すべりの可能性がある場合は、計算書を添付すること。
◎段切り	地山が1：4より急な場合は段切りを施工すること。			・段切りの1段の高さ90cm (標準)
◎盛土の締固め	ゆるみや崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。			・土砂埋立ての前、草木の伐開及び除根 ・1層の巻きだし厚は30cm以内 (標準) ・締固め方法を記載する ・農地として利用する場合は、地表1 mはこの限りでない。
◎施行の工程	区域外への土砂の崩壊、流出その他の災害が発生しないような順序となっていること。 【別途施工計画書に明記】			
◎区域の表示杭及び丁張の設置	埋立行為中に赤くい・青くい、丁張りが設置されていること。			
◎土質区分	第1種、第2種及び第3種建設発生土となっていること。			

埋立行為申請時チェックリスト<一時的な埋立行為の場合> [規則第14条]
別表第4 関連

盛土高	審査の内容	審査の基準	申請内容	チェック	備考
◎盛土高		盛土高 5m以下			

(2) 施設の基準 別表第6 関連

審査の内容	審査の基準	申請内容	チェック	備考
◎雨水その他地表水の排水施設	必要な箇所に設置されていること。			
◎雨水排水、表面排水施設の断面	必要な断面積が確保されていること。			・降雨強度、排水面積、地形、地質、土地利用等に基づき計画流出量を算定、安全に排除できる断面を決定する。
◎調整池等	必要な容量が確保されていること。			
◎沈砂地等の仮設構造物	必要に応じて沈砂地、矢板、防護柵等を設置する。			・埋立て行為の過程で、区域以外に土砂の流出が懸念される場合に設置

(3) 土砂埋立行為の方法の基準 別表第8 関連

審査の内容	審査の基準	申請内容	チェック	備考
◎埋立て区域、現況地盤の勾配	10%以下			・土砂の崩壊、流出等災害の発生のおそれのない場合はこの限りでない ・土砂埋立ての前、草木の伐開及び除根
◎現況地盤の安定性	①軟弱地盤かどうか判定するため、土質調査を実施すること。 ②軟弱地盤と認められる場合は詳細土質調査を実施すること。 <盛土の安定計算結果> 最小安全率 ≥ 1.3 ・・・適正 最小安全率 < 1.3 ・・・1.3以上となるように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。 盛土高以上の距離			・軟弱であること認められる場合は、詳細土質調査結果を用いた安定計算書を添付すること。
◎保安距離の設定	盛土高以上の距離			・土砂の崩壊、流出等災害の発生のおそれのない場合は、距離を短縮することができる。
◎区域の表示杭	埋立行為中に赤くい・青くい、が設置されていること。			

5 書類の提出部数

申請書等及び添付書類は、正本1通、副本1通の計2通を作成して提出してください。副本については、正本をコピーして作成してください。申請受付後に受付印を押してお返しします。

※ 審査期間について

申請書を受理した日から、通常要すべき標準的な期間を20日として審査を行い、許可・不許可の通知をします。ただし次の日数を含みません。

- ・ 土曜日、日曜日、祭日、年末年始
- ・ 申請書の不備等により書類を補正するために必要な日数
- ・ 申請者に照会し、申請者が申請に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要な日数
- ・ 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数

また、神奈川県土地利用調整条例(平成8年神奈川県条例第10号)の協議を要する場合は、土地利用調整条例の審査結果通知書が交付された日以降に審査を開始します。

IV 土砂埋立行為の許可を受け、実際に土砂埋立行為を行う場合

1 基本的注意事項

(1) 許可を受けた方は、条例や施行規則、許可条件に従うとともに、他法令についても遵守し、土砂埋立行為等に係る工事の施工に当たっては、許可を受けた内容及び施工計画書等の添付の図書に従って行ってください。

また、各土木・治水事務所（以下「事務所」という。）等から条例や施行規則等に基づく指示があった場合は、それに従ってください。

(2) 土砂埋立行為の責任者は許可を受けた方となりますので、万一、第三者との係争や損害賠償が生じた場合においては、責任者として誠実に対応しなければなりません。

2 土砂埋立行為前の注意及び手続

(1) 土地所有者への許可内容等の通知

許可を受けた後は、土砂埋立行為等を行う土地の所有者に対して、許可を受けた第9条第2項各号（同項第12号を除く）の内容や許可条件を書面で遅滞なく通知してください（条例第14条第1項）。

(2) 標識の掲示

土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、工事を行っている間、規則で定める事項を記載した標識（第11号様式）を掲示してください（条例第15条第1項）。

(3) 土砂埋立行為着手届の提出

土砂埋立行為等に係る工事に着手しようとするときは、着手する前日までに、事務所に「土砂埋立行為着手届」（第12号様式）を届け出てください（条例第16条）。

(4) 土地所有者への土砂埋立行為着手届（写し）の送付

事務所に「土砂埋立行為着手届」を届け出た際には、併せて土地の所有者に対して、「土砂埋立行為着手届」の写しを送付してください（条例第16条、施行規則第18条）。

(5) 土砂埋立行為着手届提出後の立入検査

着手届出後、土砂埋立区域等を示すくいの設置、伐採、伐根、除草、この段階で必要な丁張の施工等の必要措置を行ったら、事務所の確認を受けてください。（許可条件3）

また、立入検査の際は現場責任者が立ち会い、検査に従事する職員から質問があった時は、回答をお願いします（検査の結果、指示を受けた場合は、その指示に従わなければなりません。）。

3 土砂埋立行為完了までの注意及び手続

(1) 作業日報等の保管

許可期間中 1 日ごとに土砂の搬入量と搬入元を記載した書類（作業日報）を作成し、保管してください。

また、事務所から指示があった場合は、保管している書類を示し、または提出してください（許可条件 5）。

(2) 定期的な報告

土砂埋立行為に係る工事に着手した日から 3 か月が経過するごとに「土砂埋立行為状況報告書」（第 13 号様式）を作成し、3 か月目に当たる日より前 7 日以内に撮影した写真、報告に係る期間の施工中の状況を示す写真、報告に係る期間の前までに搬入した土砂の盛土の出来形を記載した図面等を添えて、事務所に報告してください（条例第 17 条）。

○ 写真撮影について

① 写真の規格等

- ・ 撮影に使用する撮影器具等は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できるものとする。
- ・ 写真はカラーで、大きさはサービスサイズ程度とする。
- ・ 写真帳の大きさは、A4 版とする。
- ・ 写真帳の編集について、土砂埋立区域の写真及び出来形部分の状況写真は、施工順序に従い、系統立てて 3 か月毎に整理する。また、説明を要する写真には、写真帳のコメント欄に記載する。
- ・ その他の写真は種類ごとに整理する。
- ・ 撮影箇所が複数の場合、完成写真は撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付し整理する。

② 出来形写真の撮影方法

- ・ 出来形写真は、工事の適正な施工が証明されるよう撮影すること。
- ・ 撮影は被写体に平行又は直角に撮影し、同一箇所での施工の各段階を撮影する場合は、同一位置、同一方向、同一角度から撮影する。全景写真の場合は同一地点から撮影する。
- ・ 写真撮影にあたっては、工事看板等の文字は、判読できるよう被写体とともに写しこむものとし、判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付して整理すること。
- ・ 出来形等に係る主要寸法等の写し込みとして、撮影対象には必要に応じて基準線（下げ振り、水糸等で示す）を設定し、出来形や設計値との誤差等を確認するためのスタッフ、スチールテープ、リボンテープ等による主要寸法の計測状況を被写体とともに写し込む。

区分	工種	写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度
土砂埋立区域の写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	3ヶ月に1回 [3ヶ月目に当たる日より前の7日以内]	3ヶ月に1回
出来形部分の状況写真	盛土工	巻出し厚	40mに1回 [随時]	〃
		締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [随時]	〃
		法長、幅	40m又は1施工箇所1回 [3ヶ月目に当たる日より前の7日以内]	〃
	切土工	法長、幅	40m又は1施工箇所1回 [3ヶ月目に当たる日より前の7日以内]	〃
	施設 (擁壁工)	幅、高さ、厚さ	40m又は1施工箇所1回 [3ヶ月目に当たる日より前の7日以内]	〃
裏込厚さ (不可視部分)		40m又は1施工箇所1回 [随時]	〃	

※ 他の施設については、上記（擁壁工）に準用することとする。

（3）準備工完了時の検査の実施（中間検査の実施）

準備工が完了した時（擁壁、調整池、沈砂池等施設の設置後）は、事務所の確認を受けてください。設置の確認を受ける前に、土砂の搬入を行ってはけません（許可条件4）。

また、土砂の搬入中も随時、検査を行うことがありますので、現場責任者が立ち会い、職員から質問があった時は、回答をお願いします。

（4）行為期間中の安全確保

土砂埋立区域内に工事関係者以外の者が立ち入ることがないように、安全措置を講じてください。なお、安全措置とは、例えば、入口に門扉（ゲート）を設置することや、周囲を柵で囲い込むことを指します。

また、土砂埋立区域への車両の出入りの際には、入口に交通整理員を配し、交通の安全確保を図ってください。

（5）土砂埋立行為完了届の提出

土地の形状や施設を許可された形にした上で、付帯工事も完了した場合は、完了した日から20日以内に「土砂埋立行為完了届」（第14号様式）を作成し、①土砂埋立行為の完了の際に撮影した土砂埋立区域の写真、②土砂埋立行為の完了の際における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真並びに当該出来形部分の形状、数量及び寸法を記載

した平面図及び断面図、③その他知事が必要と認める図書を添えて事務所に届け出てください（条例第19条）。

また、これと併せて「土砂埋立行為状況報告書」を作成し、土砂の搬入量と搬入元を報告してください。（※この場合、添付図書は基本的に報告に係る期間に設置した施設又は施設の一部で土砂埋立行為等の完了後に目視により確認できないものの出来形部分の状況を撮影した写真となります。）。

届出後、事務所が立入検査を行いますので、現場責任者が立ち会い、職員から質問があった時は、回答をお願いします。

また、検査の結果、指示を受けた場合は、その指示に従ってください。

※ 土砂埋立行為を廃止しなければならなくなった場合は、その事情が生じた日から20日以内に「土砂埋立行為廃止届」（第14号様式）を作成し、①土砂埋立行為の廃止の際に撮影した土砂埋立区域の写真、②土砂埋立行為の廃止の際における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真並びに当該出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した平面図及び断面図、③その他知事が必要と認める図書を添えて事務所に届け出てください（条例第18条）。

（6）土地の所有者への「土砂埋立行為完了届」（写し）の送付

事務所に「土砂埋立行為完了届」を届け出た際には、土地の所有者へその写しを送付してください（条例第19条）。

※ 「土砂埋立行為廃止届」を届け出た場合にも、土地の所有者へその写しを送付してください（条例第18条第1項）。

4 変更する事項が生じた場合の手続き

（1）変更許可申請が必要な場合

次の事項を変更する場合は、事前に「土砂埋立行為変更許可申請書」（第8号様式）を作成の上、提出し、許可を受けることが必要です（条例第11条第1項）。

- ① 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
- ② 土砂埋立行為を行う土地の面積
- ③ 土砂埋立行為の目的
- ④ 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間
- ⑤ 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離
- ⑥ 排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画
- ⑦ 土砂埋立行為等に必要経費（経費のみの変更の場合は届出）

- ⑧ 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状
- ⑨ 土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法
- ⑩ 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が、当該土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な資格を有していること。
- ⑪ その他規則で定める事項
 - ア 土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分
 - イ その他知事が必要と認める事項

なお、申請に当たっては、「土砂埋立行為変更許可申請書」(第8号様式)を作成の上、提出し、許可を受けることが必要です(条例第11条第1項)。

(2) 変更届による届出が必要な場合

次の事項に変更が生じた場合は、「土砂埋立行為変更届」(第9号様式)を作成し、事務所へ届け出てください(条例第11条第3項及び第4項)。

- ① 土砂埋立行為等を行う土地の所有者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該土砂埋立行為等を行う土地の所有者に当該土砂埋立行為等を行うことについて同意を得ていること。(※土地の所有者自身が他の者に代わる場合に変更届の提出が必要になります。)
- ② 土砂埋立行為等に必要な経費(※変更許可が必要となる項目の変更に伴う経費の変更については、変更許可申請書に、変更内容の項目として記載することとし、届出は要しません。)
- ③ 知事が特に軽微と認める事項

(3) 説明会の開催

変更許可を受けようとする場合、変更許可申請の前日までに、土砂の埋立てを行う区域の周辺住民等の関係者に対し、説明会を開催し、変更事項についての周知をお願いします。

- ① 説明方法
「説明会の開催」又は「書類(チラシ)等の配布又は送付及び土砂埋立区域内の周辺の住民等の見やすい場所に掲示」のいずれかによって周知することができます。
- ② 説明会の開催時期
変更許可申請の前日まで

③ 説明の対象者

16 ページ「3 (2) 説明の対象者」に記載された対象者と同一の者
(ただし、令和4年6月30日までに許可を受けている場合は、従前の土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の土地若しくは建物の所有者又は当該建物に居住する者)

④ 説明事項

ア 許可申請事項

- ・ 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 変更の内容及びその理由

イ 許可申請事項以外で説明が必要な事項

- ・ 条例第9条第1項の許可年月日及び許可番号（掲示の場合は、不要）
- ・ 工事を行う日程及び時間帯
- ・ 現場責任者の氏名（掲示の場合は、不要）
- ・ 許可を受けようとする者の連絡先
- ・ 土砂の搬入に係る計画に関する事項

(4) 土地所有者への変更事項の通知

変更許可を受けた場合は、土地の所有者へ変更許可を受けた内容を知らせてください（条例第14条の2）。

5 承継の手続

- (1) 許可に基づく権利等を他の者に承継させるときは、承継を受ける方が、「土砂埋立行為承継承認申請書」（第10号様式）を作成し、規則で定める図書を添えて事務所へ申請してください（条例第12条、施行規則第16条）。

V 様式集・記載例

土砂埋立行為届

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名

法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項第8号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可等を受け た事業に 関する 事項	事業の名称	
	法令等の名称	
	許可等の時期及び許可等の番号	年 月 日 第 号
	許可等の区域の位置	
	許可等の区域の面積	m^2
	土砂埋立行為を行う土地の面積	m^2
	搬入する土砂の数量	m^3
	工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
連絡先	部 課 係	
	電話番号	(内線)

土砂埋立行為届

〇〇年10月 5日

神奈川県 〇〇土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇郡〇〇町1500番地1
 氏 名 〇〇土地区画整理組合
 組合長〇〇 〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項第8号の規定により、次のとおり届けます。

許可等を受けた事業に関する事項	事業の名称	〇〇地区土地区画整理事業
	法令等の名称	土地区画整理法
	許可等の時期及び許可等の番号	〇〇年10月1日 △△第〇〇号
	許可等の区域の位置	〇〇郡〇〇町〇〇1500番地1 他
	許可等の区域の面積	53,000 m ²
	土砂埋立行為を行う土地の面積	18,000 m ²
	搬入する土砂の数量	30,000 m ³
工事予定期間	〇〇年10月20日 ~ ××年 3月31日	
連絡先	工事部 土木課 係 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇	

注) 許可書の写し又は申請書(受理印を押したものに限り)の写しを添付してください。

土砂埋立行為許可申請書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号
 住 所
 氏 名 { 法人にあつては、名称
 及び代表者の氏名 }

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の許可を申請します。

土砂埋立区域の位置及び区域	
土 砂 埋 立 区 域 の 面 積	m ²
土 砂 埋 立 行 為 を 行 う 土 地 の 面 積	m ²
土 砂 埋 立 行 為 の 目 的	他の場所への搬出以外 () 他の場所への搬出
土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量	m ³
土砂埋立行為等に係る工 事 を 行 う 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離	m
排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設 の 計 画	
土砂埋立行為等に必要な経費	円
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状	
土砂埋立行為等を行って いる間における災害発生 の 防 止 の た め の 方 法	

(裏)

土砂埋立 行為等に 係る工事 を行う 元請負人	氏名又は名称及び 法人にあつては、 その代表者の氏名	
	住所又は事務所 の所在地	
	必要な資格の有無	有(種類:) ・ 無
土砂埋立 行為等を 行う土地 の所有者	氏名又は名称及び 法人にあつては、そ の代表者の氏名	
	住所又は事務所 の所在地	
	土砂埋立行為等 を行うことについて の同意	年 月 日付け同意書のとおり
土砂埋立行為に用いる 土砂の性質の区分	第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土 第4種建設発生土 その他	
その他参考となる事項		
連絡先	部 課 係	電話番号 (内線)

- 備考 1 土砂埋立行為の目的の欄は、該当するものに○印を付けてください。また、他の場所への搬出以外を目的とする場合は、発生土処分場、農地造成等具体的な目的を記載してください。
- 2 土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分の欄の第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土及び第4種建設発生土は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する区分をいいます。
- 3 土砂埋立行為に複数の種類の土砂を用いる場合は、用いる土砂の区分に全て○印を付けてください。
- 4 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為等の完了後に排水施設等を管理する者の氏名等を記載してください。

土砂埋立行為許可申請書

〇〇年10月2日

神奈川県 〇〇土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇
 住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社
 代表取締役〇〇〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の許可を申請します。

土砂埋立区域の位置及び区域	〇〇郡〇〇町1000番地 他（別添図面のとおり）
土砂埋立区域の面積	14,500m ² （別紙計算書のとおり）
土砂埋立行為を行う土地の面積	12,300m ² （別紙計算書のとおり）
土砂埋立行為の目的	他の場所への搬出以外 （ 農地造成 ） 他の場所への搬出
土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量	54,000m ³ （別紙計算書のとおり）
土砂埋立行為等に係る工事を行う期間	〇〇年11月1日 ～ ××年3月31日
土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離	6 m
排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画	別添図面のとおり
土砂埋立行為等に必要な経費	18,000,000円
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状	別添図面のとおり
土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法	別添図書のとおり

(裏)

土砂埋立 行為等に 係る工事 を行う 元請負人	氏名又は名称及び 法人にあつては、 その代表者の氏名	株式会社△△建設 代表取締役△△△△			
	住所又は事務所 の所在地	××市××町××番地			
	必要な資格の有無	⑦ (種類：とび・土工工事業) ・ 無 神奈川県知事許可般〇〇第〇〇〇〇〇〇号 許可年月日：〇〇年〇月〇日			
土砂埋立 行為等 を行う土地 の所有者	氏名又は名称及び 法人にあつては、 その代表者の氏名	△△△△ ××××			
	住所又は事務所 の所在地	△△郡△△町△△3丁目3番3号 ××市××4丁目4番4号			
	土砂埋立行為等 を行うことについて の同意	〇〇年11月1日付け同意書のとおり			
土砂埋立行為に用いる 土砂の性質の区分	第1種建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 第2種建設発生土	<input type="checkbox"/> 第3種建設発生土	第4種建設発生土	その他
その他参考となる事項	国有財産法、道路法、河川法、農地法 風致地区条例、森林法 完了後の排水施設管理者 ○○ ○○				
連絡 先	工事部 土木課 係 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇〇				

- 備考 1 土砂埋立行為の目的の欄は、該当するものに○印を付けてください。また、他の場所への搬出以外を目的とする場合は、発生土処分場、農地造成等具体的な目的を記載してください。
- 2 土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分の欄の第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土及び第4種建設発生土は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する区分をいいます。
- 3 土砂埋立行為に複数の種類の土砂を用いる場合は、用いる土砂の区分に全て○印を付けてください。
- 4 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為等の完了後に排水施設等を管理する者の氏名等を記載してください。

資力及び信用に関する申告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 }

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第3号に規定する許可（第12条第1項に規定する承認）を受けようとする者の資力及び信用に関して次のとおり申告します。

法人設立年月日	年 月 日	資 本 金	円		
前年度（個人にあつては前年）の納税額	円	法令による登録等			
土 砂 埋 立 行 為 そ の 他 の 工 事 の 経 歴					
施 工 箇 所	施 工 者	面 積	土 量	法令等の許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了

(裏)

土砂埋立行為等に必要な経費		円
内 訳	準備工に要する経費	円
	地盤改良（除草及び抜根を含む。）工	円
	進入路造成工	円
	排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）工	円
	擁壁工	円
	その他（標識、くい及び丁張その他の必要な措置）	円
	埋立工事に要する経費	円
	盛土工	円
	排水工	円
	のり面保護工	円
撤去工	円	
その他	円	
その他の経費（土地の賃借料、人件費等間接経費を含む。）		円
請負契約（予定）金額		円

土砂搬入予定台数	台	
土砂搬入事業収入	円	
その他の収入	円	
準備工に要する経費の調達方法	自己資金	円
	借入金	円

- 備考
- 1 法令による登録等の欄には、建設業法第3条の許可を得ていること等について記載してください。
 - 2 土砂埋立行為その他の工事の経歴の欄には、行政庁の許可を受けて実施した土砂埋立行為その他の工事に係る経歴を記載してください。
 - 3 土砂埋立行為等に必要な経費は、申請書に記載した土砂埋立行為等に必要な経費と一致します。
 - 4 準備工とは、土砂埋立行為を行う前に行うこととなる地盤の改良（除草及び抜根を含む。）、進入路の造成、排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）及び擁壁の設置、その他（標識、くい及び丁張の設置等）の必要な措置をいいます。
 - 5 埋立工事とは、盛土、排水施設の設置、のり面の保護、撤去、その他の必要な措置をいいます。
 - 6 その他の経費の欄は、準備工及び埋立工事に係る間接経費（土地の賃借料、人件費等）の合計を記載してください。
 - 7 請負契約（予定）金額の欄は、許可を受けようとする者が土砂埋立行為等に係る工事を自ら行わずに、元請負人に発注する場合に記載してください。
 - 8 土砂搬入事業収入の欄は、土砂搬入予定台数に受入単価を乗じて得た金額を記載してください。
 - 9 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 前年度に係る法人事業税及び法人税の納税証明書（個人の場合は、前年に係る個人事業税及び所得税の納税証明書）
 - (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）
 - (3) 準備工に要する経費を自己資金で調達する場合は、金融機関が発行する預貯金残高証明書等
 - (4) 準備工に要する経費を借入金で調達する場合は、金融機関が融資することを証する書類
 - (5) 土砂埋立行為等を行うために必要な経費の調達方法を記載した資金計画書

資力及び信用に関する申告書

〇〇年 10月1日

神奈川県 〇〇土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号
 氏 名 〇〇建設株式会社
 代表取締役〇〇 〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第3号に規定する許可（第12条第1項に規定する承認）を受けようとする者の資力及び信用に関して次のとおり申告します。

法人設立年月日	××年12月1日	資 本 金	1000万円		
前年度（個人にあっては前年）の納税額	0円	法令による登録等	「とび、土工工事業」の建設業 法許可 神奈川県知事許可般〇 〇第〇〇〇〇〇〇号 許可年月 日：〇〇年〇月〇日		
土 砂 埋 立 行 為 そ の 他 の 工 事 の 経 歴					
施 工 箇 所	施 工 者	面 積	土 量	法令等の許認可の 年月日及び番号	着工及び完了の年月
神奈川県◇◇郡 ◇◇町2000 他	△△建設 株式会社	2200 m ²	15000m ³	〇〇年〇月 〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇号	△△年 △△月着工 ××年 ××月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了

○ 神奈川県内にあって、土砂埋立行為の経歴がある場合、他に優先して記載してください。

○ 許可業種、許可番号、許可年月日を記載してください。

(裏)

土砂埋立行為等に必要な経費		18,000,000円
内 訳	準備工に要する経費	9,520,000円
	地盤改良（除草及び抜根を含む。）工	1,570,000円
	進入路造成工	1,570,000円
	排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）工	3,110,000円
	擁壁工	3,170,000円
	その他（標識、くい及び丁張その他の必要な措置）	100,000円
	埋立工事に要する経費	5,100,000円
	盛土工	1,620,000円
	排水工	1,780,000円
	のり面保護工	750,000円
撤去工	520,000円	
その他	430,000円	
その他の経費（土地の賃借料、人件費等間接経費を含む。）		3,380,000円
請負契約（予定）金額		18,000,000円

土砂搬入予定台数	3600台	
土砂搬入事業収入	36,000,000円	
その他の収入	0円	
準備工に要する経費の調達方法	自己資金	7,920,000円
	借入金	3,000,000円

- 備考
- 1 法令による登録等の欄には、建設業法第3条の許可を得ていること等について記載してください。
 - 2 土砂埋立行為その他の工事の経歴の欄には、行政庁の許可を受けて実施した土砂埋立行為その他の工事に係る経歴を記載してください。
 - 3 土砂埋立行為等に必要な経費は、申請書に記載した土砂埋立行為等に必要な経費と一致します。
 - 4 準備工とは、土砂埋立行為を行う前に行うこととなる地盤の改良（除草及び抜根を含む。）、進入路の造成、排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）及び擁壁の設置、その他（標識、くい及び丁張の設置等）の必要な措置をいいます。
 - 5 埋立工事とは、盛土、排水施設の設置、のり面の保護、撤去、その他の必要な措置をいいます。
 - 6 その他の経費の欄は、準備工及び埋立工事に係る間接経費（土地の賃借料、人件費等）の合計を記載してください。
 - 7 請負契約（予定）金額の欄は、許可を受けようとする者が土砂埋立行為等に係る工事を自ら行わずに、元請負人に発注する場合に記載してください。
 - 8 土砂搬入事業収入の欄は、土砂搬入予定台数に受入単価を乗じて得た金額を記載してください。
 - 9 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 前年度に係る法人事業税及び法人税の納税証明書（個人の場合は、前年に係る個人事業税及び所得税の納税証明書）
 - (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）
 - (3) 準備工に要する経費を自己資金で調達する場合は、金融機関が発行する預貯金残高証明書等
 - (4) 準備工に要する経費を借入金で調達する場合は、金融機関が融資することを証する書類
 - (5) 土砂埋立行為等を行うために必要な経費の調達方法を記載した資金計画書

※ 資金計画書の例

		資金計画			(単位：千円)
工期		24年10月 ～ 24年12月	25年1月 ～ 25年4月	25年5月 ～ 25年7月	計
科目					
支 出	準備工				
	杭・丁張工	100			100
	地盤改良工	1,570			1,570
	進入路造成工	1,570			1,570
	排水施設工	3,110			3,110
	擁壁工	3,170			3,170
	埋立工事費				
	盛土工		1,620		1,620
	排水工		1,000	780	1,780
	のり面保護工			750	750
	撤去工			520	520
	その他			430	430
	その他の経費				
	土地の賃借料	700	400	300	1,400
	人件費	700	700	580	1,980
計	10,920	3,720	3,360	18,000	
収 入	自己資金	7,920			7,920
	借入金	3,000			3,000
	収入 土砂搬入収入		36,000		36,000
	計	10,920	36,000		46,920

※ 工期は、準備工を行う期間と、それ以後の期間に分けて記載すること。

○ 収入の自己資金、借入金等にあつては、それを証明する書類(預金残高証明書、融資証明書等)を添付してください。

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の
信用及び能力に関する申告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第4号に規定する土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の必要な信用及び能力について次のとおり申告します。

請負契約（予定）金額			円		
土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な資格及び種類					
公共工事の入札参加資格	認定行政庁	認定番号	認定年月日	認定業種、 点数及び等級	有効期間
					年 月 日 ~ 年 月 日

(裏)

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の土砂埋立行為その他の工事の経歴				
発注者	工事名	工事場所	法令等の許認可の 年月日及び番号	着工及び完了の年月
			年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
			年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
			年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
			年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了

- 備考 1 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が複数いる場合は、元請負人ごとに作成してください。
- 2 許可を受けようとする者が、請負契約によらないで自ら土砂埋立行為等に係る工事を行う場合にあつては、許可を受けようとする者が元請負人となるため、次のように記載してください。
- (1) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に、自らの氏名等を記載してください。
- (2) 請負契約（予定）金額の欄には、土砂埋立行為等に係る工事に必要な金額を記載してください。
- 3 公共工事の入札参加資格の欄は、元請負人が公共工事の入札参加資格を有する場合に記載してください。
- 4 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に関する次の書類を添付してください。
- (1) 建設業法第3条第1項の許可書の写し
- (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）（許可を受けようとする者が自ら土砂埋立行為等を施工する場合を除きます。）
- (3) 元請負人が公共工事の入札参加資格を有する場合は、公共工事の入札参加資格認定書の写し

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の
信用及び能力に関する申告書

〇〇年10月1日

神奈川県 〇〇土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人

郵便番号 ×××-××××

住 所 ××市××町××番地

氏 名 株式会社△△建設

代表取締役△△ △△

- 土砂を堆積、盛土する土地と、擁壁、排水施設（調整池を含む。）を設置する等土砂の堆積、盛土を完成させるために必要な工事の元請負人のすべてを指しています。
- 許可を受けようとする方が自ら施工する場合は、許可を受けようとする方が「土砂埋立行為等に係る工事」の元請負人となります。
- 元請負人が複数いる場合は、元請負人ごとに記載し、提出してください。
- 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の必要な能力とは、原則として建設業法第3条の許可を持っていることです。なお、詳細については、各土木（治水）事務所へお問い合わせください。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第4号に規定する土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の必要な信用及び能力について次のとおり申告します。

請負契約（予定）金額		18,000,000円			
土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な資格及び種類					
	認定行政庁	認定番号	認定年月日	認定業種、 点数及び等級	有効期間
公共工事の入 札参加資格	神奈川県	〇〇〇〇号	〇〇年 〇月〇日	土木工事業 〇〇〇点 B	〇〇年〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇月〇〇日



- 公共工事の入札参加資格を有する場合には、その内容について記載します。

(裏)

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の土砂埋立行為その他の工事の経歴				
発注者	工事名	工事場所	法令等の許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
〇〇 〇〇	□□地区 農地造成	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇年〇〇年〇〇日 第〇土第〇〇〇〇〇号	〇〇年〇〇月着工 □□年□□月完了
〇〇 〇〇	××地区 農地造成	△△市△△町△△番地	△△年△月△△日 第□土第□□□□□号	△△年△△月着工 ××年××月完了
			年 月 日 第	年 月着工 年 月完了
			年 月 日 第	年 月着工 年 月完了

備考 1 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が複数いる場合は、元請負人ごとに作成してください。

2 許可を受けようとする者が、請負契約によらないで自ら土砂埋立行為等に係る工事を行う場合にあっては、許可を受けようとする者が元請負人となるため、次のように記載してください。

(1) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に、自らの氏名等を記載してください。

(2) 請負契約（予定）金額の欄には、土砂埋立行為等に係る工事に必要な金額を記載してください。

3 公共工事の入札参加資格の欄は、元請負人が公共工事の入札参加資格を有する場合に記載してください。

4 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に関する次の書類を添付してください。

(1) 建設業法第3条第1項の許可書の写し

(2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）（許可を受けようとする者が自ら土砂埋立行為等を施工する場合を除きます。）

(3) 元請負人が公共工事の入札参加資格を有する場合は、公共工事の入札参加資格認定書の写し

- 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の許可を受けて、土砂の堆積、盛土を行った経歴がある場合は、他に優先して記載してください。
- 他法令により許可を受けて行った工事があれば、記載してください。
- 元請人の、過去3年間の工事請負契約に基づく土砂の搬入を伴う工事に従事した経歴を記載してください。過去3年間で実績がない場合は、直近の経歴を記載してください。

土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号

住 所

氏 名 { 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 }

土砂埋立行為等を行う土地の所在及び地番

私は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、上記の土砂埋立行為の許可を受けようとする者から、上記に記載した私の所有する土地における土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）について、説明を受けて当該土砂埋立行為等を行うことについて同意しました。

なお、説明を受けた事項は次のとおりです。

- (1) 土砂埋立行為の許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
- (3) 土砂埋立行為を行う土地の面積
- (4) 土砂埋立行為の目的
- (5) 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間
- (6) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離
- (7) 排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画
- (8) 土砂埋立行為等に必要な経費
- (9) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状
- (10) 土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法
- (11) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日

土地の所有者

郵便番号

住 所

氏 名

{ 法人にあっては、名称並
びに代表者の氏名及び印 }

注意事項

- 1 土砂埋立行為を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に報告すること。
 - (3) 土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告又は命令を受けることがあります。

(裏)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（抜粋）

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務）

第 26 条の 2 第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けた土砂埋立行為等につき第 8 条第 2 項の同意をした土地の所有者（以下「同意をした土地の所有者」という。）は、当該土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも 3 月に 1 回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認しなければならない。

2 同意をした土地の所有者は、前項に規定する確認の結果、第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

3 同意をした土地の所有者は、当該土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者への勧告及び命令）

第 26 条の 3 知事は、第 13 条第 3 項、第 18 条第 2 項、第 25 条第 1 項（第 9 条第 1 項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合を除く。）又は第 25 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により土砂の除却その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立行為等を行う土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第 1 項に規定する確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第 2 項に規定する報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

この同意書は、「土砂埋立行為等を行う土地」における登記簿上の土地の所有者に、土砂埋立行為を行うことにより変わる土地の形状、土地に設置される施設等について説明し、同意を得たことを証明するための書類です。

土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書 【記載例】

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇 〇〇

「土地の所在及び地番」

- 土地の所有者ごとに、①土砂を堆積する土地と②擁壁、排水施設（調整池を含む。）を設置する土地を記載してください。
- 2以上の土地を所有している土地の所有者にあっては、土砂埋立行為等を行う全部の土地を記載してください。

土砂埋立行為等を行う土地の所在及び地番

〇郡〇〇町〇〇1000番地1（別添図面のとおりに）

私は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、上記の土砂埋立行為の許可を受けようとする者から、上記に記載した私の所有する土地における土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）について、説明を受けて当該土砂埋立行為等を行うことについて同意しました。

なお、説明を受けた事項は次のとおりです。

- (1) 土砂埋立行為の許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
- (3) 土砂埋立行為を行う土地の面積
- (4) 土砂埋立行為の目的
- (5) 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間
- (6) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離
- (7) 排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画
- (8) 土砂埋立行為等に必要な経費
- (9) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状
- (10) 土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法
- (11) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

〇〇年 〇〇月 〇〇日

土地の所有者

郵便番号 △△△-△△△△

住 所 △△郡△△町△△3丁目3番3号

氏 名 △△ △△



ここに記載されている内容は、土地の所有者に説明する事項です。この内容を必要な図面等を示しながら説明し、同意を得てください。

- 土地の所有者は、許可申請を行う時点で登記されている所有者です。
- 土砂埋立行為を行うために締結した契約における契約上の土地の所有者と、登記簿上の土地の所有者が異なる場合には、登記簿上の所有者が所有権が移転していることを認めていることが必要となります。この場合には、所有権移転を認めていることを証明する書面を添付してください。
- 複数の所有者がいる場合は、全員の同意が必要のため、この場合、すべての所有者の住所と氏名をお書きのうえ、押印するか、所有者ごとに作成して下さい。

注意事項

- 1 土砂埋立行為を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に報告すること。
 - (3) 土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告又は命令を受けることがあります。

(裏)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（抜粋）

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務）

第 26 条の 2 第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けた土砂埋立行為等につき第 8 条第 2 項の同意をした土地の所有者（以下「同意をした土地の所有者」という。）は、当該土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも 3 月に 1 回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認しなければならない。

2 同意をした土地の所有者は、前項に規定する確認の結果、第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

3 同意をした土地の所有者は、当該土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者への勧告及び命令）

第 26 条の 3 知事は、第 13 条第 3 項、第 18 条第 2 項、第 25 条第 1 項（第 9 条第 1 項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合を除く。）又は第 25 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により土砂の除却その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立行為等を行う土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第 1 項に規定する確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第 2 項に規定する報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

説明会の開催等報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 }

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「条例」という。）第8条の2（第11条第6項）の規定による周辺の住民等への周知を次のとおり実施したので、報告します。

土 砂 埋 立 区 域 の 位 置 及 び 区 域		
周 知 方 法		説明会の開催 書面の配布等及び掲示
開 催 日 時		
開 催 場 所		
説 明 者	役 職 名	
	氏 名	
出 席 者 数		名
議 事 の 概 要		
質 疑 応 答 の 内 容		
特 記 事 項		

- 備考 1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成してください。
 2 周知方法の欄は、該当するものに○印を付けてください。
 3 特記事項の欄には、説明会の開催に先立って実施した周知の方法、条例第9条第1項の許可を受けようとする場合に説明会を開催せず、周知事項を記載した書面の配布又は送付及び周知事項の掲示を行った理由等を記載してください。
 4 条例第8条の2第2項又は第11条第6項の規定により周知事項を記載した書面の配布又は送付及び周知事項の掲示を行った場合は、開催日時の欄に当該書面を配布し、又は送付した日及び周知事項の掲示を開始した日を、開催場所の欄に掲示場所を記載してください。説明者の欄から質疑応答の内容の欄までの記載は必要ありません。
 5 説明会で配布した説明資料（周知事項を記載した書面を配布し、又は送付した場合にあつては、当該書面）の写しを添付してください。

説明会の開催等報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 }

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「条例」という。）第8条の2（第11条第6項）の規定による周辺の住民等への周知を次のとおり実施したので、報告します。

土砂埋立区域の位置及び区域	〇〇市〇〇町〇〇〇番の1 外	
周知方法	説明会の開催 書面の配布等及び掲示	
開催日時	〇年〇月〇日（〇）午後〇時から〇時まで	
開催場所	〇市建設業会館〇号会議室	
説明者	役職名	株式会社〇〇 営業本部 第一営業課長
	氏名	〇〇 〇〇
出席者数	10名	
議事の概要	(1)あいさつ (2)土砂埋立行為の内容説明 (3)質疑応答	
質疑応答の内容	① 1日何台の搬入トラックが来るのか。安全対策はどうするのか。 → (回答) ② 埋立てが終わった後、崩れないように表面に植栽をしてもらいたい。 → (回答)	
特記事項		

- 備考 1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成してください。
- 2 周知方法の欄は、該当するものに○印を付けてください。
- 3 特記事項の欄には、説明会の開催に先立って実施した周知の方法、条例第9条第1項の許可を受けようとする場合に説明会を開催せず、周知事項を記載した書面の配布又は送付及び周知事項の掲示を行った理由等を記載してください。
- 4 条例第8条の2第2項又は第11条第6項の規定により周知事項を記載した書面の配布又は送付及び周知事項の掲示を行った場合は、開催日時の欄に当該書面を配布し、又は送付した日及び周知事項の掲示を開始した日を、開催場所の欄に掲示場所を記載してください。説明者の欄から質疑応答の内容の欄までの記載は必要ありません。
- 5 説明会で配布した説明資料（周知事項を記載した書面を配布し、又は送付した場合にあっては、当該書面）の写しを添付してください。

※周知方法が書面の配布等及び掲示の場合

説明会の開催等報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称
 及び代表者の氏名 〕

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「条例」という。）第8条の2（第11条第6項）の規定による周辺の住民等への周知を次のとおり実施したので、報告します。

土 砂 埋 立 区 域 の 位 置 及 び 区 域	〇〇市〇〇町〇〇〇番の1 外	
周 知 方 法	説明会の開催	書面の配布等及び掲示
開 催 日 時	書面送付 〇年〇月〇日（〇） 掲示を始めた日 〇年〇月〇日（〇）	
開 催 場 所	掲示場所 別紙のとおり	
説 明 者	役 職 名	—
	氏 名	—
出 席 者 数	— 名	
議 事 の 概 要	—	
質 疑 応 答 の 内 容	—	
特 記 事 項	—	

- 備考 1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成してください。
 2 周知方法の欄は、該当するものに○印を付けてください。
 3 特記事項の欄には、説明会の開催に先立って実施した周知の方法、条例第9条第1項の許可を受けようとする場合に説明会を開催せず、周知事項を記載した書面の配布又は送付及び周知事項の掲示を行った理由等を記載してください。
 4 条例第8条の2第2項又は第11条第6項の規定により周知事項を記載した書面の配布又は送付及び周知事項の掲示を行った場合は、開催日時欄に当該書面を配布し、又は送付した日及び周知事項の掲示を開始した日を、開催場所の欄に掲示場所を記載してください。説明者の欄から質疑応答の内容の欄までの記載は必要ありません。
 5 説明会で配布した説明資料（周知事項を記載した書面を配布し、又は送付した場合にあっては、当該書面）の写しを添付してください。

土砂埋立行為変更許可申請書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所 [法人にあつては、名称
氏 名 及び代表者の氏名]

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第11条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の変更の許可を申請します。

土砂埋立区域の位置及び区域		
当初の許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
連 絡 先	部 課 係 電話番号 (内線)	

土砂埋立行為変更許可申請書

〇〇年10月1日

神奈川県 〇〇土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第11条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の変更の許可を申請します。

土砂埋立区域の位置及び区域	〇〇郡〇〇町〇〇1000番地 他				
当初の許可年月日及び許可番号	〇〇年10月30日 〇土第〇〇号				
変 更 内 容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">変 更 前</td> <td style="padding: 5px;"> 土砂埋立区域の面積 — 14,500㎡ 土砂埋立行為を行う土地の面積 — 12,300㎡ 土地の形状 — 別添図面のとおり 排水施設等の計画 — 別添図面のとおり </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">変 更 後</td> <td style="padding: 5px;"> 土砂埋立区域の面積 — 20,500㎡ 土砂埋立行為を行う土地の面積 — 16,500㎡ 土地の形状 — 別添図面のとおり 排水施設等の計画 — 別添図面のとおり </td> </tr> </table>	変 更 前	土砂埋立区域の面積 — 14,500㎡ 土砂埋立行為を行う土地の面積 — 12,300㎡ 土地の形状 — 別添図面のとおり 排水施設等の計画 — 別添図面のとおり	変 更 後	土砂埋立区域の面積 — 20,500㎡ 土砂埋立行為を行う土地の面積 — 16,500㎡ 土地の形状 — 別添図面のとおり 排水施設等の計画 — 別添図面のとおり
変 更 前	土砂埋立区域の面積 — 14,500㎡ 土砂埋立行為を行う土地の面積 — 12,300㎡ 土地の形状 — 別添図面のとおり 排水施設等の計画 — 別添図面のとおり				
変 更 後	土砂埋立区域の面積 — 20,500㎡ 土砂埋立行為を行う土地の面積 — 16,500㎡ 土地の形状 — 別添図面のとおり 排水施設等の計画 — 別添図面のとおり				
変 更 理 由	新しく用地を取得し、工場敷地を拡大するため				
連 絡 先	工事部 土木課 係 電話番号〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇（内線）〇〇〇				

土砂埋立行為変更届

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所 [法人にあつては、名称
氏 名 及び代表者の氏名]

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第11条第3項（第4項）の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置及び区域							
当初の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号						
変更（予定）年月日	年 月 日						
変 更 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">変 更 前</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">変 更 後</td> <td></td> </tr> </table>	変 更 前		変 更 後			
変 更 前							
変 更 後							
変 更 理 由							
連 絡 先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;">部</td> <td style="text-align: center; width: 30%;">課</td> <td style="text-align: center; width: 30%;">係</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">電話番号 (内線)</td> </tr> </table>	部	課	係	電話番号 (内線)		
部	課	係					
電話番号 (内線)							

土砂埋立行為変更届

〇〇年12月1日

神奈川県 ○ ○ 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 ○〇〇-〇〇〇〇

住 所 ○〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 ○〇建設株式会社

代表取締役 △△ △△

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第11条第3項（第4項）の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置及び区域	〇〇郡〇〇町〇〇1000番地 他
当初の許可年月日及び許可番号	〇〇年10月30日 ○土第〇〇号
変更（予定）年月日	〇〇年11月30日
変 更 内 容	変 更 前 代表者の氏名 — 代表取締役 ○○ ○○
	変 更 後 代表者の氏名 — 代表取締役 △△ △△
変 更 理 由	代表取締役を交代したため
連 絡 先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇（内線）〇〇〇〇

土砂埋立行為承継承認申請書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 [法人にあつては、名称
及び代表者の氏名]

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第12条第1項の規定により、承継の承認を次のとおり申請
 します。

許 可 を 受 け た 者	住所又は事務所の所在地	
	氏 名 又 は 名 称 <small>(法人にあつては、代表者の氏名)</small>	
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
土砂埋立区域の位置及び区域		
土 砂 埋 立 区 域 の 面 積		m ²
承認申請の理由となる事実		
上記事実の発生した年月日		年 月 日
その他参考となる事項		
連 絡 先	部 課 係	電話番号 (内線)

土砂埋立行為承継承認申請書

〇〇年 1 2 月 1 日

神奈川県 〇 〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 ××建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第12条第1項の規定により、承継の承認を次のとおり申請します。

許可 を 受 け た 者	住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇1丁目1番1号
	氏名又は名称 <small>(法人にあつては、代表者の氏名)</small>	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
	許可年月日及び許可番号	〇〇年10月30日 〇土第〇〇号
	土砂埋立区域の位置及び区域	〇〇郡〇〇町1000番地 他
	土砂埋立区域の面積	14,500m ²
	承認申請の理由となる事実	土砂埋立行為許可を受けていた××建設株式会社を 吸収合併し、引き続き土砂埋立工事を継続する必要があるため
	上記事実の発生した年月日	〇〇年 1 1 月 3 0 日
	その他参考となる事項	
連絡 先	工 事 部 土 木 課 係	電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇

第 11 号様式 (第 17 条関係)

120cm以上

土 砂 埋 立 行 為 に 関 す る 標 識				
土砂埋立区域の 位置及び区域				
土砂埋立区域の面積		m ²		
許可した者				
9 0 cm 以 上	許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	土砂埋立行為を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	許可を受 けた者	住所 (所在地)	土砂埋立区域及び周辺の状況 を示す見取図	
		氏名 (名 称)		
連 絡 先				
土砂埋立 行為を施 工する者	住所 (所在地)			
	氏名 (名 称)			
現場責任者の氏名				
5 0 cm 以 上				

120cm以上

土 砂 埋 立 行 為 に 関 す る 標 識			
土砂埋立区域の 位置及び区域		〇〇郡〇〇町〇〇1000番地 他	
土砂埋立区域の面積		14,500 m ²	
許可した者		〇〇土木事務所長	
9 0 cm 以 上	許可年月日 及び許可番号	〇〇年10月30日 〇〇土木 第〇〇号	土砂埋立行為を行う期間 〇〇年11月 1日 ~ 〇〇年 3月31日
	許可を受 けた者	住所(所在地)	土砂埋立区域及び周辺の状況 を示す見取図
		氏名(名称)	
連絡先			
土砂埋立 行為を施 工する者	住所(所在地)	××市××町××番地	
	氏名(名称)	株式会社 △△建設	
現場責任者の氏名		工事主任 〇〇 〇〇	

5
0
cm
以
上

土砂埋立行為着手届

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所 〔 法人にあつては、名称 〕
 氏 名 〔 及び代表者の氏名 〕

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置及び区域	
許可年月日及び許可番号 <div style="text-align: center;">年 月 日 第 号</div>	
着手予定年月日 <div style="text-align: center;">年 月 日</div>	
土砂埋立 行為等に 係る工事 を行う 元請負人	氏名又は名称及び 法人にあつては、 その代表者の氏名
	住所又は事務所の 所在地
現場責任者の氏名 <div style="text-align: center;">(会社名及び部課名) (氏名) (連絡先)</div>	
連絡 先	部 課 係 電話番号 (内線)

土砂埋立行為着手届

〇〇年11月20日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号
 氏 名 〇〇建設株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇郡〇〇町〇〇1000番地 他
許可年月日及び許可番号		〇〇年10月30日 〇土第〇〇号
着手予定年月日		〇〇年11月25日
土砂埋立 行為等に 係る工事 を行う 元請負人	氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名	株式会社△△建設 代表取締役 △△ △△
	住所又は事務所の 所在地	××市××町××番地
現場責任者の氏名		(会社名及び部課名) 株式会社△△建設 工事部土木課 (氏名) 工事主任 〇〇 〇〇 (連絡先) 事務所 046-000-0000 携 帯 090-0000-0000
連 絡 先	工事部 土木課 係 電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇	

土砂埋立行為状況報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号
 住 所
 氏 名 { 法人にあつては、名称
 及び代表者の氏名 }

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第 17 条の規定により、次のとおり報告します。

土砂埋立区域の位置及び区域				
土砂埋立行為の許可年月日 及び許可番号	年	月	日	第 号
報告に係る期間	年	月	日	～ 年 月 日
土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量	m^3			
報告に係る期間の前までに報告した土砂の数量	m^3			
報告に係る期間中に搬入した土砂の数量	m^3			
報告に係る期間中に搬入した土砂の搬入元等の内訳	搬入元の氏名又は名称	搬入元の工事場所	工事の種類	土砂の数量
その他参考となる事項				
連絡先	部 課 係			
	電話番号 (内線)			

備考 搬入元の工事場所は、当該工事場所の所在及び地番を記載してください。

(裏)

土砂搬入日報総括表

日付	搬入元の氏名又は名称	搬入元の工事場所 (所在及び地番)	工事の種類	搬入台数	土砂の数量

備考 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別に記入した書類を添付してください。

土砂埋立行為状況報告書

〇〇年5月20日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号
 氏 名 〇〇建設株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第17条の規定により、次のとおり報告します。

土砂埋立区域の位置及び区域	〇〇郡〇〇町〇〇1000番地 他			
土砂埋立行為の許可年月日 及び許可番号	〇〇年10月30日 〇土第〇〇号			
報告に係る期間	〇〇年11月25日～〇〇年2月24日			
土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量	54,000m ³			
報告に係る期間の前までに報告した土砂の数量	700m ³			
報告に係る期間中に搬入した土砂の数量	5,000m ³			
報告に係る期間中に搬入した土砂の搬入元等の内訳	搬入元の氏名又は名称	搬入元の工事場所	工事の種類	土砂の数量
	〇〇建設株式会社	××市〇〇町	公共土木	2,500m ³
	△△建設株式会社	△△市□□町	民間建築	1,000m ³
	□□興業株式会社	●●市▲▲町	ストックヤード [※]	1,500m ³
その他参考となる事項				
連絡先	工事部 土木課 係 電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇（内線）〇〇〇			

備考 搬入元の工事場所は、当該工事場所の所在及び地番を記載してください。

(裏)

【記載例】

土砂搬入日報総括表

日付	搬入元の氏名又は名称	搬入元の工事場所 (所在及び地番)	工事の種類	搬入台数	土砂の数量
〇〇/〇/〇	〇〇建設株式会社	××市〇〇町2-4	公共土木	200	1,000m ³
〇〇/〇/〇	△△建設株式会社	△△市□□町1-25	民間建築	100	500m ³
〇〇/〇/〇	□□興業株式会社	●●市▲▲町11	ストックヤード [※]	100	500m ³
〇〇/〇/△	〇〇建設株式会社	××市〇〇町2-4	公共土木	160	800m ³
〇〇/〇/△	△△建設株式会社	△△市□□町1-25	民間建築	60	300m ³
〇〇/〇/△	□□興業株式会社	●●市▲▲町11	ストックヤード [※]	100	500m ³
〇〇/〇/×	〇〇建設株式会社	××市〇〇町2-4	公共土木	140	700m ³
〇〇/〇/×	△△建設株式会社	△△市□□町1-25	民間建築	40	200m ³
〇〇/〇/×	□□興業株式会社	●●市▲▲町11	ストックヤード [※]	100	500m ³

備考 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別に記入した書類を添付してください。

土砂埋立行為廃止（完了）届

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 （神奈川県 治水事務所長）

郵便番号

住 所
 氏 名 [法人にあつては、名称
 及び代表者の氏名]

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第18条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置及び区域	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
廃止（完了）年月日	年 月 日
備 考	
連絡先	部 課 係 電話番号 (内線)

備考 廃止の場合は、その理由を備考欄に記入してください。

〈添付図書〉

- ① 土砂埋立行為の廃止(完了)の際に撮影した土砂埋立区域の写真
- ② 土砂埋立行為の廃止(完了)の際における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真並びに当該出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した平面図及び断面図
- ③ その他知事が必要と認める図書

土砂埋立行為廃止—(完了)—届

△△年 2 月 1 0 日

神奈川県 ○○土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 ○○○—○○○○
 住 所 ○○市○○1丁目1番1号

氏 名 ○○建設株式会社
 代表取締役○○○○

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第18条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置及び区域	○○郡○○町○○1000番地 他
許可年月日及び許可番号	○○年10月30日 ○土第○○号
廃止—(完了)—年月日	△△年1月30日
備考	事業計画の見直しにより、当該箇所における土砂埋立行為を廃止するものです。
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号○○○○—○○○—○○○○（内線）○○○

備考 廃止の場合は、その理由を備考欄に記入してください。

<添付図書>

- ① 土砂埋立行為の廃止の際に撮影した土砂埋立区域の写真
- ② 土砂埋立行為の廃止の際における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真並びに当該出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した平面図及び断面図
- ③ その他知事が必要と認める図書

土砂埋立行為~~廃止~~（完了）届

〇〇年10月1日

神奈川県 〇〇土木事務所長殿
 （神奈川県 治水事務所長）

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇
 住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社
 代表取締役〇〇〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第18条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置及び区域	〇〇郡〇〇町〇〇1000番地 他
許可年月日及び許可番号	〇〇年10月30日 〇土第〇〇号
廃止 （完了）年月日	△△年1月30日
備 考	
連絡先	工事部 土木課 係 電話番号〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇（内線）〇〇〇

備考 廃止の場合は、その理由を備考欄に記入してください。

〈添付図書〉

- ① 土砂埋立行為の完了の際に撮影した土砂埋立区域の写真
- ② 土砂埋立行為の完了の際における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真並びに当該出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した平面図及び断面図
- ③ その他知事が必要と認める図書

施工状況確認・報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 （神奈川県 治水事務所長）

土地の所有者
 郵便番号
 住所 〔 法人にあつては、名称 〕
 氏名 〔 及び代表者の氏名 〕

確認年月日	年 月 日	所有する土地の 所在及び地番	
土砂埋立行為の許可 を受けた者の氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏 名)			
施 工 状 況	1	土砂埋立行為を行う土地の区域を越えて、土砂の埋立てをしている。	
	2	土砂の盛土の高さが施工計画より高くなっている。	
	3	施設が施工計画どおりに設置されていない。	
	4	施工計画どおりに施工されていない（1から3までの事項を除く。）。	
	5	土砂の崩壊、流出その他の災害が発生した。	
	6	土砂の崩壊、流出その他の災害が発生するおそれがある。	
特 記 事 項			
確認者	氏 名		
	住 所		
	土地の所有 者との関係		

- 備考 1 神奈川県土砂の適正処理に関する条例第26条の2第1項の規定による確認は、少なくとも3月に1回、土砂埋立行為等を行う土地（自己所有地に限る。）について行ってください。確認方法は、目測で構いません。
- 2 施工状況の欄は、該当する事項があれば、その番号に○を付けてください。4に該当する場合は、具体的な内容を特記事項の欄に必ず記載してください。
- 3 確認者の欄は、現地において土地の所有者本人以外の者が確認した場合に記載してください。
- 4 施工状況の欄の1から4までのいずれかに該当する場合は、この書面を、確認の日から起算して7日以内に許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に提出してください。
- 5 施工状況の欄の5又は6に該当する場合は、速やかに許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に通報してください。

施工状況確認・報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

土地の所有者
 郵便番号 ○○○—○○○○
 住所 ○○郡○○町○○950番地
 氏名 ○○ ○○

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

確認年月日	○○年△△月××日	所有する土地の所在及び地番	○○郡□□町△△135-10
土砂埋立行為の許可を受けた者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	○○建設株式会社 代表取締役 ○○ ○○		
施工状況	① 土砂埋立行為を行う土地の区域を越えて、土砂の埋立てをしている。		
	② 土砂の盛土の高さが施工計画より高くなっている。		
	3 施設が施工計画どおりに設置されていない。		
	4 施工計画どおりに施工されていない（1から3までの事項を除く。）。		
	⑤ 土砂の崩壊、流出その他の災害が発生した。		
	6 土砂の崩壊、流出その他の災害が発生するおそれがある。		
特記事項	雨で土砂が流出し、下の畑地を埋めている。		
確認者	氏名	○○ ○○	
	住所	○○市○○町20-5	
	土地の所有者との関係	長男	

- 備考 1 神奈川県土砂の適正処理に関する条例第26条の2第1項の規定による確認は、少なくとも3月に1回、土砂埋立行為等を行う土地（自己所有地に限る。）について行ってください。確認方法は、目測で構いません。
- 2 施工状況の欄は、該当する事項があれば、その番号に○を付けてください。4に該当する場合は、具体的な内容を特記事項の欄に必ず記載してください。
- 3 確認者の欄は、現地において土地の所有者本人以外の者が確認した場合に記載してください。
- 4 施工状況の欄の1から4までのいずれかに該当する場合は、この書面を、確認の日から起算して7日以内に許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に提出してください。
- 5 施工状況の欄の5又は6に該当する場合は、速やかに許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に通報してください。

作業日報（参考様式）

許可を受けた者：

許可年月日： 年 月 日 所在地：

作 業 日 報			
年 月 日	年 月 日		
現場責任者		記 録 者	
土砂の搬入元 と搬入台数			
作 業 内 容 等			

許可を受けた者：〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

許可年月日：〇〇年10月30日 土砂埋立区域の位置 〇〇郡〇〇町〇〇1000番地 他

作 業 日 報			
年 月 日	〇〇年6月1日		
現場責任者	〇〇 〇〇 (着手届で指定した者)	記 録 者	〇〇 〇〇
土砂の搬入元 と搬入台数	10tダンプトラック		
	1	□□興業(株) ●●市▲▲町ストックヤード	15台 (82.5m ³)
	2	〇〇建設(株)××市〇〇町公共土木工事(河川)	11台 (60.5m ³)
	3	△△建設(株)□□町建築現場	22台 (121m ³)
作 業 内 容 等			
土砂埋立工	施工計画書2-②		
排水施設工	施工計画書2-②		
"	施工計画書2-③		
作業従事者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇		
14:40 土木事務所職員現地調査来場 立ち会い説明 指示なし			

(参考様式)

土砂埋立行為等通知書

年 月 日

土地の所有者

殿

(許可を受けた者)

郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項の許可を受けましたので、同条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日付け 神奈川県指令 第 号
土砂埋立区域の位置及び区域	
土砂埋立区域の面積	m ²
土砂埋立行為を行う土地の面積	m ²
土砂埋立行為の目的	
土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量	m ³
土砂埋立行為等に係る工事を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離	m
排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画	
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状	年 月 日
土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法	

土砂埋立 行為等に 係る工事 を行う 元請負人	氏名又は名称及び 法人にあつては、 その代表者の氏名	
	住所又は事務所 の所在地	
土砂埋立行為に用いる 土砂の性質の区分	第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土 第4種建設発生土 そ の 他	
許 可 条 件		
連 絡 先	住所又は 事務所 の所在地	

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（抜粋）

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務）

第26条の2 第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けた土砂埋立行為等につき第8条第2項の同意をした土地の所有者（以下「同意をした土地の所有者」という。）は、当該土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認しなければならない。

2 同意をした土地の所有者は、前項に規定する確認の結果、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

3 同意をした土地の所有者は、当該土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者への勧告及び命令）

第26条の3 知事は、第13条第3項、第18条第2項、第25条第1項（第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合を除く。）又は第25条第2項において準用する同条第1項の規定により土砂の除却その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立行為等を行う土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項に規定する確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第2項に規定する報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(参考様式)

【記載例】

土砂埋立行為等通知書

〇〇年11月2日

土地の所有者

〇〇 〇〇殿

(許可を受けた者)

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項の許可を受けましたので、同条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

許可年月日及び許可番号	〇〇年10月30日 〇土第〇〇号
土砂埋立区域の位置及び区域	〇〇郡〇〇町1000番地 他
土砂埋立区域の面積	14,500m ²
土砂埋立行為を行う土地の面積	12,300m ²
土砂埋立行為の目的	農地造成
土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量	54,000m ³
土砂埋立行為等に係る工事を行う期間	〇〇年11月1日 ~ ××年3月31日
土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離	6 m
排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画	別添図面のとおりに
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状	別添図面のとおりに 年 月 日

土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法		別紙のとおり
土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	株式会社△△建設 代表取締役△△△△
	住所又は事務所の所在地	××市××町××番地
土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分		第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土 第4種建設発生土 その他
許可条件		別紙のとおり
連絡先	住所又は事務所の所在地	工事部 土木課 係 電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（抜粋）

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務）

第26条の2 第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けた土砂埋立行為等につき第8条第2項の同意をした土地の所有者（以下「同意をした土地の所有者」という。）は、当該土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認しなければならない。

2 同意をした土地の所有者は、前項に規定する確認の結果、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

3 同意をした土地の所有者は、当該土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者への勧告及び命令）

第26条の3 知事は、第13条第3項、第18条第2項、第25条第1項（第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合を除く。）又は第25条第2項において準用する同条第1項の規定により土砂の除却その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立行為等を行う土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項に規定する確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第2項に規定する報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（参考資料 1）汚染土壤に関する注意事項

近年、汚染土壤を用いた土砂埋立行為についての問い合わせが多く寄せられています。汚染土壤そのものに関しては、次の1「汚染土壤とは」で定めるとおり、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「生活環境保全条例」という。）の規制対象となります。神奈川県土砂の適正処理に関する条例では、第8条第3項において「土砂埋立行為に適した土砂を用いるように努めること」を、また、同条例施行規則第14条第2項及び別表第7の7において、埋立てに使用できる土砂の対象を定めています。また、同条同項に係る条例の解釈及び運用で示すとおり、汚染土壤の使用については想定していません。したがって、汚染土壤は、法及び生活環境保全条例に定められた方法に従い、適切に運搬、処理してください。なお、詳細は、関係法令を所管する部局（**別表1**参照）へ問い合わせてください。

※ 横浜市域及び川崎市域については、生活環境保全条例は適用されず、市条例が適用されます。

1 汚染土壤とは

法又は県生活環境保全条例に基づく調査又は任意に実施した調査の結果、土壤汚染対策法や県生活環境保全条例で定める特定有害物質（又はダイオキシン類）が基準に適合しない土壤をいいます。

2 対象となる物質

- ・ 法：溶出量基準26項目、含有量基準9項目（特定有害物質）
- ・ 県生活環境保全条例：特定有害物質のほか、ダイオキシン類

3 土壤に関する調査について

次に掲げる事項に該当する場合、土壤の汚染について調査し、都道府県知事等に対して、その結果を報告する必要があります。（法）

- ① 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- ② 一定規模（3000㎡）以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第4条）
- ③ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第5条）

また、次に掲げる事項に該当する場合においても、土壤の汚染について調査し、県知事に届出又は報告する必要があります。（県生活環境保全条例）

④ 廃止時調査

特定有害物質使用事業所又はダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするときは、調査を実施し、県知事に届出を行ってください。

⑤ 土地区画形質変更時調査

特定有害物質使用事業所又はダイオキシン管理対象地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、県知事に届出を行ってください。

また、土地区画形質変更前に、土地区画形質の変更を行う区域全体及びそれに伴い状態が変化する区域の調査を実施し、県知事に報告する必要があります。

※ 上記の調査のほか、自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請することができます（法第14条）。

4 区域の指定について

都道府県知事等は、上記3①～③の法に基づく土壤の汚染状況調査の報告を受けたとき、報告を受けた土地について、健康被害が生ずるおそれの有無に応じて要措置区域または形質変更時要届出区域に指定します。（法）

① 要措置区域（法第6条）

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

→汚染の除去等の措置を都道府県知事等が指示、土地の形質変更の原則禁止（法第7条、第9条）

② 形質変更時要届出区域（法第11条）

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

→土地の形質変更時に都道府県知事等に計画の届出が必要（法第12条）

5 運搬について

法に基づく要措置区域や形質変更時要届出区域内の土壤を区域外へ搬出する者は、搬出に着手する14日前までに知事（一部の市においては市長）に届け出る必要があります。また、運搬基準に従って適正な運搬がなされていない場合又は汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合は、措置命令の対象になります。（法）

■運搬基準

- ① 特定有害物質の飛散等の防止措置
- ② 汚染土壤を運搬している旨の表示
- ③ 混載等の禁止
- ④ 積替え、保管、荷卸し及び引渡しに関する規定
- ⑤ 管理票に関する規定 等

汚染土壌を運搬する者は、以下の事項の実施に努めなければなりません。
(県生活環境保全条例)

- ① 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 汚染土壌とその他の物を混載する場合は、運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。
- ③ 異なる汚染された土地から搬出された汚染土壌を混載する場合は、搬出された汚染された土地ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壌を施設において処理する場合を除く。）

6 埋立てについて

汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行ってはいけません。ただし、次のような場合は、この限りではありません。（県生活環境保全条例）

- ① 土壌汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壌処理施設において行う場合又は県生活環境保全条例に基づく指定事業所(汚染土壌の処理の作業を行うものに限る。)の許可を受けた施設において処理に伴う一時的な堆積を行う場合
- ② 汚染土壌の運搬過程における積み替え作業に伴い、定められた基準に従って一時的な堆積を行う場合
- ③ その他、汚染土壌による公害が発生しないように適切な措置を講じたうえで行われる汚染土壌の処理のための埋立、盛土や土地への堆積

7 埋立てする土地の所有者等の責務

土地所有者等は、汚染土壌を使用した埋立て等を行わせるために所有、管理又は占有する土地を譲渡したり、使用させてはいけません。（県生活環境保全条例）

法及び県生活環境保全条例で定める特定有害物質等と基準値

物質名	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 45mg 以下であること。
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌 1 kg につき 50mg 以下であること。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	————
鉛及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 250mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 15mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	————
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	————
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	————
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	————
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	————
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	————
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。	————
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。	————
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。	————
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	————
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	————
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	————
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	————
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。	————
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	————

ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	——
セレン及びその化合物	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 4,000mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	——
ダイオキシン類		1,000pg-TEQ/g 以下

■ 土壌の測定方法は次に掲げる方法による。

- ・ 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第18号）
- ・ 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第19号）
- ・ ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年環境省告示第68号）別表に掲げる方法

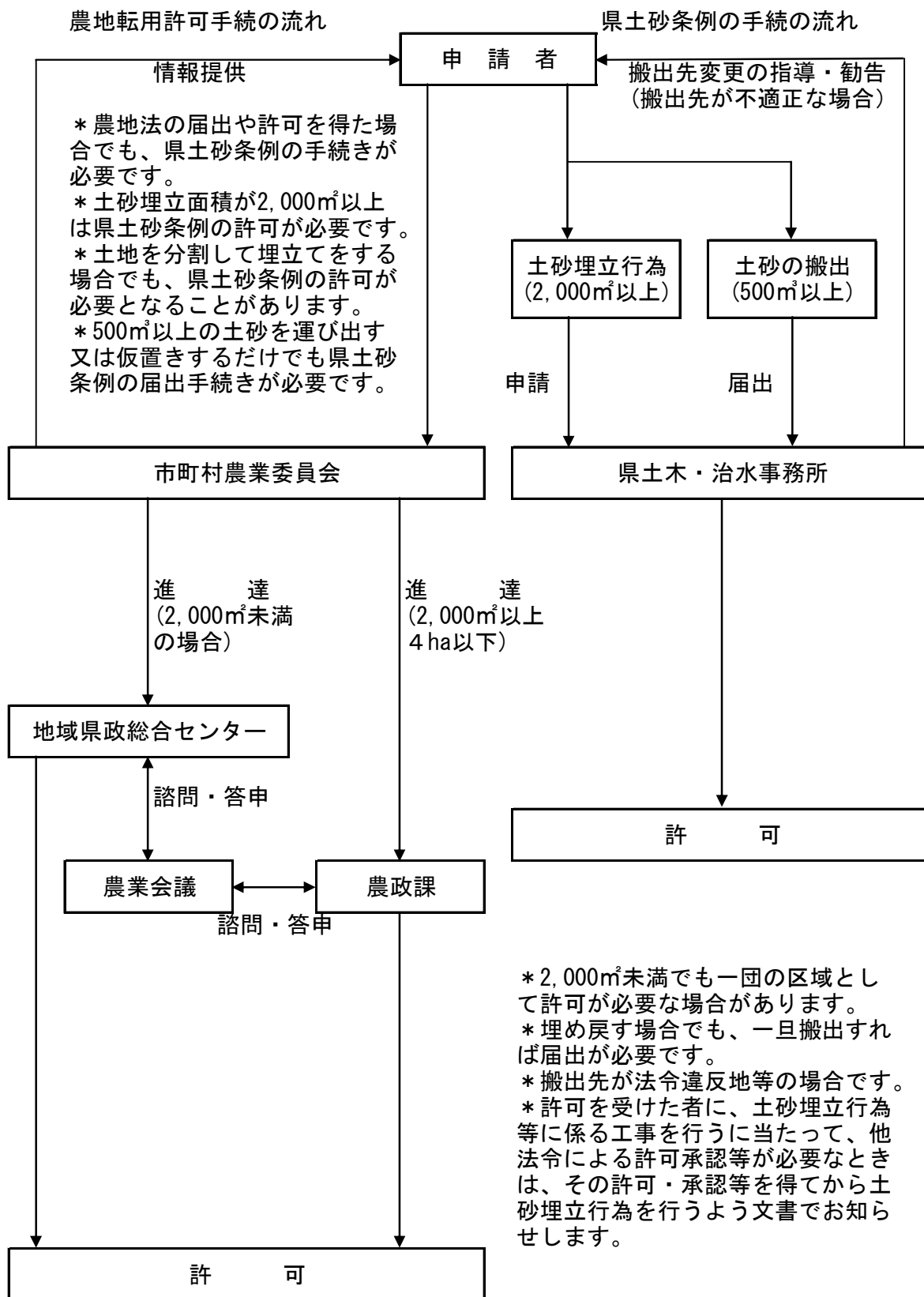
別表 1

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電 話
相模原市	相模原市 環境経済局 環境共生部環境保全課	〒252-5277 相模原市中央区 中央2-11-15	042-769-8241 (直通)
横須賀市	横須賀市 環境政策部 環境管理課	〒238-8550 横須賀市小川町11番地	046-822-8329 (直通)
平塚市	平塚市 環境部 環境保全課	〒254-8686 平塚市浅間町9-1	0463-21-9764 (直通)
藤沢市	藤沢市 環境部 環境保全課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	0466-50-3519 (直通)
小田原市	小田原市 環境部 環境保護課	〒250-8555 小田原市荻窪300番地	0465-33-1483 (直通)
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 環境部 環境保全課	〒250-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111 (代表)
厚木市	厚木市 環境農政部 生活環境課	〒243-8511 厚木市中町3-17-17	046-225-2752 (直通)
大和市	大和市 環境農政部 生活環境保全課	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1	046-260-5106 (直通)
鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町	県横須賀三浦地域県政総合センター 環境部環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210 (代表)
海老名市、座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村	県県央地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	046-224-1111 (代表)
秦野市、伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町	県湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711 (代表)
南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町、箱 根町、真鶴町、湯河原町	県県西地域県政総合センター環境部 環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	0465-32-8000 (代表)
一般的事項	神奈川県 環境農政局 環境部大気水質課	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-4123 (直通)

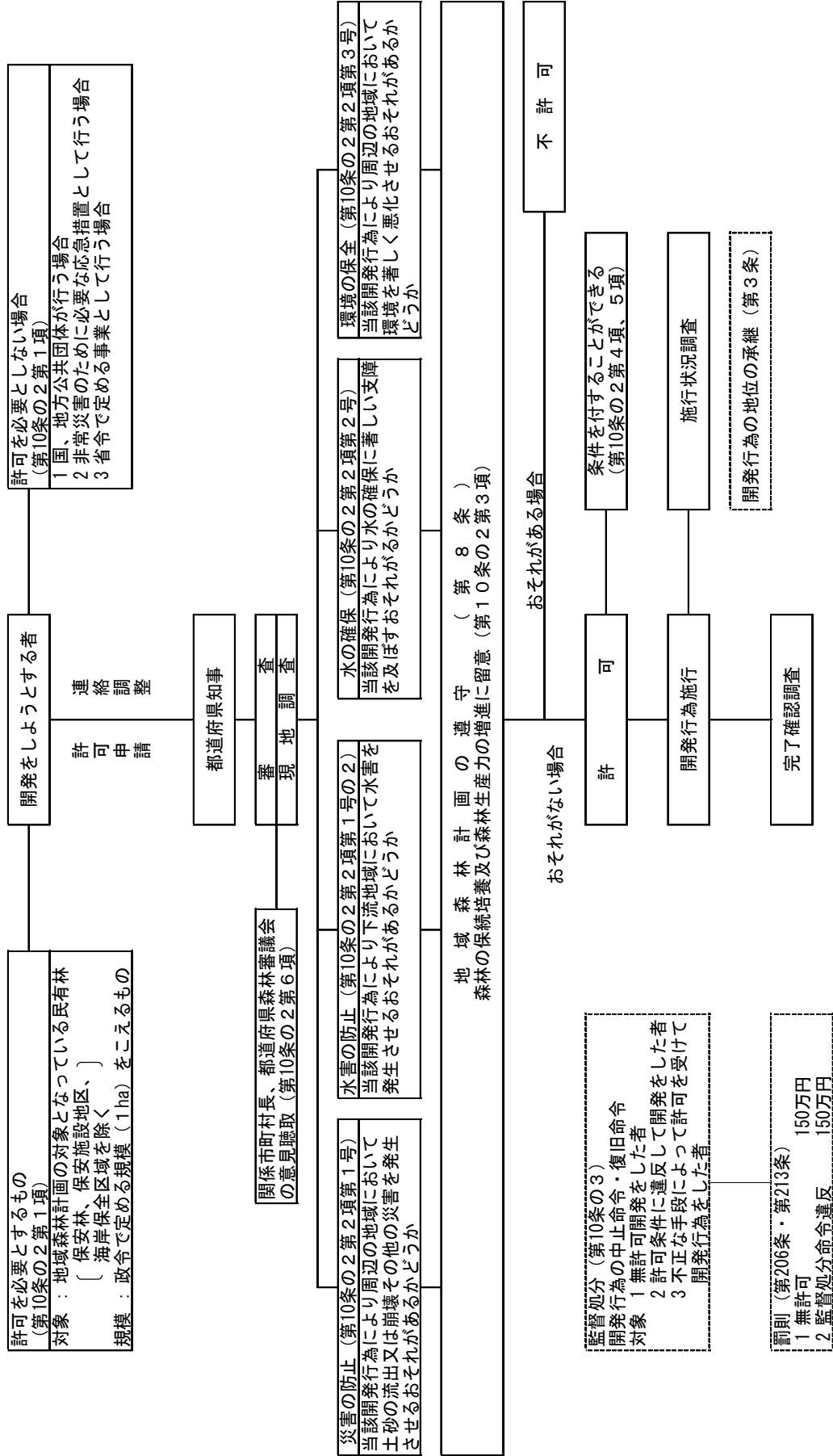
■ 横浜市・川崎市の問い合わせ先（法・市条例）

- ・横浜市域：横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 電話 045-671-2475（直通）
- ・川崎市域：川崎市環境局環境対策部水質環境課 電話044-200-2534（直通）

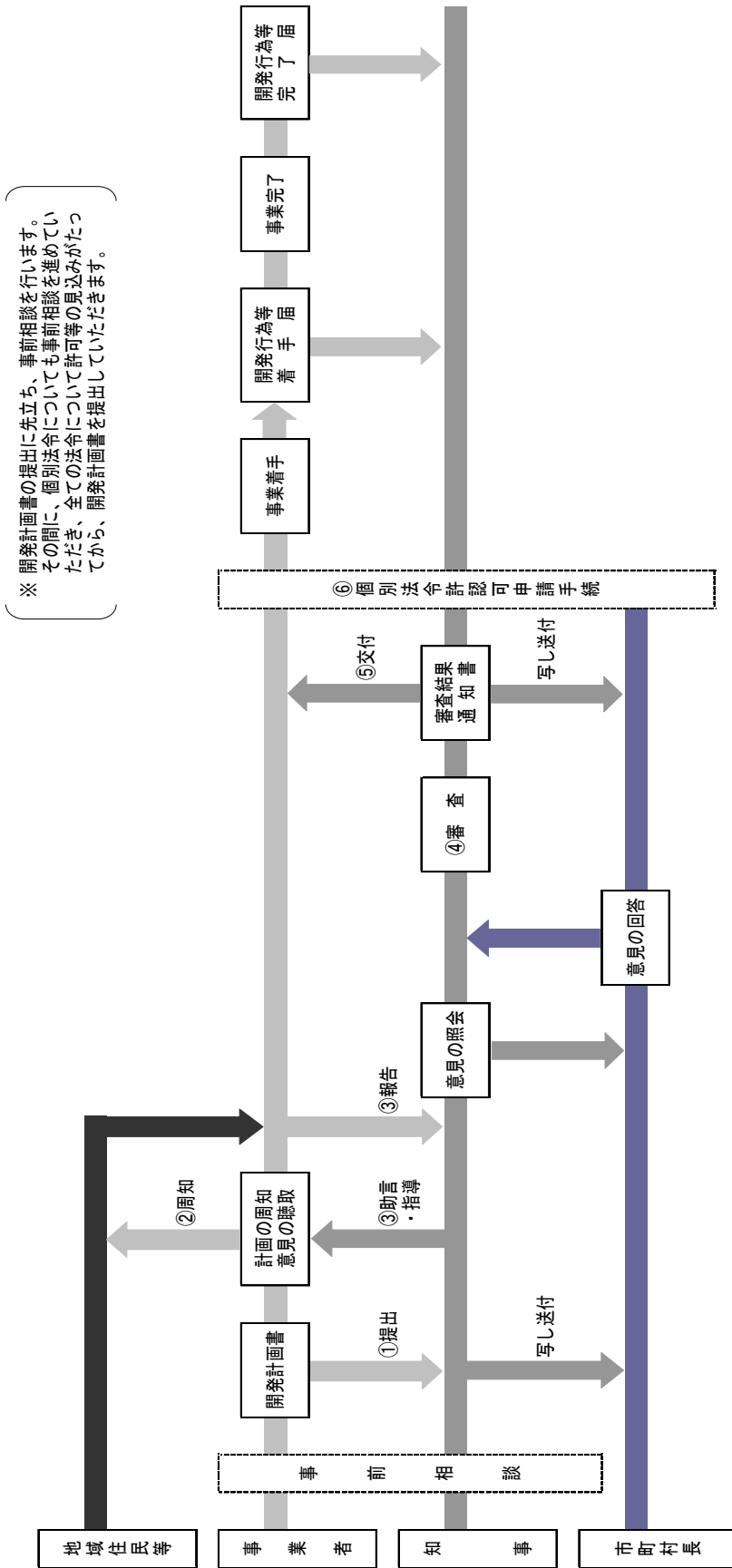
(参考資料2) 農地法と県土砂条例の手続の流れ



(参考資料 3) 林地開発許可制度の体系図



(参考資料4) 神奈川県土地利用調整条例の流れ



- ①事業者は、条例に定められた開発や埋立を行おうとする場合は、開発計画書に必要な図書を添付して知事に協議します。この協議は、都市計画法などの個別法令の許認可申請手続に先立って行うよう努めなければなりません。
- 【開発計画書の記載事項】●開発行為の目的 ●開発区域の位置、区域、面積 ●地域の自然環境、生活環境に関する事項 ●地域の社会的、経済的、文化的状況に関する事項など
- 【添付図書】●位置図 ●断面図 ●平面図 ●断面図 ●施設計画など
- ②事業者は、開発計画に関する地域の住民やその他の関係者に対して、開発計画の内容を周知して、その意見を聴くよう努めてください。関係者の範囲は、知事の指導・助言を受けて事業者が決定します。
- ③事業者は、②の周知や意見の聴取の状況について、知事に報告します。知事は、これに対して必要な指導や助言を行います。

- ④知事は、審査の基準などを定めた審査指針に基づき審査します。
- ⑤開発計画書の提出から5か月以内に、審査結果通知書を交付します。ただし、審査の補正や②の地域の住民などへの周知のための期間などは含まれません。
- ⑥事業者は、審査結果通知書の交付を受けてから都市計画法や森林法などの法律、風致地区条例などの県・市町村条例などの許認可申請手続を行います。

(参考資料5) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例 (平成11年神奈川県条例第3号)

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 処理計画の作成等 (第3条～第7条)
- 第3章 土砂埋立行為の許可等 (第8条～第19条)
- 第4章 土砂搬入禁止区域 (第20条～第22条)
- 第5章 雑則 (第23条～第29条)
- 第6章 罰則 (第30条～第35条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 元請負人 発注者 (建設工事 (他の者から請け負ったものを除く。) の注文者をいう。以下同じ。) から直接建設工事を請け負った者又は請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。
- (3) 土砂埋立行為 埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積をいう。
- (4) 土砂埋立区域 土砂埋立行為の用に供する土地の区域をいう。

第2章 処理計画の作成等

(建設工事の注文に当たっての発注者の指示)

第3条 発注者は、建設工事を注文するに当たり、当該建設工事の元請負人に対して当該建設工事に伴って生ずる土砂の適正な処理を指示するよう努めなければならない。

(処理計画の作成等)

第4条 元請負人は、建設工事に伴って生ずる土砂を当該建設工事の区域以外の区域に搬出するときは、当該建設工事の区域ごとに土砂の搬出に係る計画 (以下「処理計画」という。) を定め、規則で定める図書を添えて、当該土砂の搬出を開始する日から起算して20日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

- (1) 搬出する土砂の数量の合計が500立方メートル未満の土砂の搬出
- (2) 採石法 (昭和25年法律第291号) 又は砂利採取法 (昭和43年法律第74号) の認可に係る土地の区域において採取された土砂 (岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。第9条第1項第4号において同じ。) の搬出
- (3) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
- (4) その他規則で定める土砂の搬出

2 土砂埋立行為を行う者は、当該土砂埋立区域内の土砂を当該土砂埋立区域以外の区域に搬出 (前項の建設工事の区域からの搬出を除く。) するときは、当該土砂埋立区域ごとに月の初日から末日までの間に係る処理計画を定め、規則で定める図書を添えて、当該処理計画に係る月の前月の20日までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

- (1) 月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量の合計が500立方メートル未満の土砂の搬出
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う土砂埋立行為の当該土砂埋立区域からの土砂の搬出
- (3) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
- (4) その他規則で定める土砂の搬出

3 処理計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の名称及び内容（第1項に係るものに限る。）
- (3) 建設工事（前項に係るものにあつては、土砂埋立区域）の位置及び区域
- (4) 搬出する土砂の数量
- (5) 土砂を搬出する期間
- (6) 搬出先に係る事項その他の規則で定める事項

（処理計画の変更等）

第5条 前条第1項又は第2項の届出をした者は、同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条第1項又は第2項の届出をした者は、同条第3項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

3 元請負人又は土砂埋立行為を行う者は、前条第1項又は第2項の届出をなすべき日において搬出する土砂の数量が同条第1項第1号又は第2項第1号に規定する数量に満たない場合であつて、同日後においてこれらの数量を超えて土砂を搬出するときは、規則で定めるところにより、氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び法人にあっては、その代表者の氏名並びに建設工事の名称及び内容（元請負人に限る。）その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の届出をした者について準用する。この場合において、第1項中「同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項」とあるのは「届出に係る規則で定める事項」と、第2項中「同条第3項第1号又は第2号に掲げる事項」とあるのは「氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地及び法人にあっては、その代表者の氏名又は建設工事の名称及び内容（元請負人に限る。）」と読み替えるものとする。

（処理計画に係る勧告）

第6条 知事は、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第3項の届出があつた場合において、当該届出の内容が土砂を適正に処理するうえで適当でないとき認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（処理結果の報告）

第7条 第4条第1項若しくは第2項又は第5条第3項の届出をした者は、当該届出に係る土砂の搬出を完了したときは、完了した日から起算して20日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。当該土砂の搬出を廃止したときも、同様とする。

第3章 土砂埋立行為の許可等

（土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊の防止等）

第8条 土砂埋立行為を行う者は、当該土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊、流出その他の災害発生の

防止のため必要な措置を講じなければならない。

- 2 土砂埋立行為を行う者は、土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）を行う土地の所有者に対し、当該土砂埋立行為等の内容について説明し、当該土砂埋立行為等を行うことについて同意を得なければならない。
- 3 土砂埋立行為を行う者は、土砂埋立行為に適した土砂を用いるよう努めなければならない。（説明会の開催等）

第8条の2 次条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請をする日の前日までに、当該土砂埋立区域の周辺の土地若しくは建物の所有者又は住民で規則で定めるもの（以下「周辺の住民等」という。）に対して、当該申請に係る同条第2項第1号から第11号まで（第8号を除く。）に掲げる事項その他規則で定める事項（以下「周知事項」という。）を周知させるための説明会を開催しなければならない。

- 2 次条第1項の許可を受けようとする者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、前項の説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、次条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める方法により、当該許可を申請する日の前日までに、周知事項を周辺の住民等に周知させなければならない。（土砂埋立行為の許可）

第9条 土砂埋立行為を行おうとする者は、土砂埋立区域ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂埋立行為については、この限りでない。

- (1) 土砂埋立行為を行う土地の区域（土砂埋立行為が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）の面積が2,000平方メートル未満の土砂埋立行為
 - (2) 土地の造成その他事業の区域において行う土砂埋立行為で当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うもの
 - (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区若しくは同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港の区域（水域を除く。）又は港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）第2条に規定する港湾の区域において行う土砂埋立行為
 - (4) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみを用いて行う土砂埋立行為
 - (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による許可を受けて行う土砂埋立行為
 - (6) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂埋立行為
 - (7) 国等が行う土砂埋立行為
 - (8) 法令等の許可、認可その他これらに相当する行為で規則で定めるものを受けて行う土砂埋立行為であつて、あらかじめ知事に届け出た土砂埋立行為
 - (9) その他規則で定める土砂埋立行為
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
 - (3) 土砂埋立行為を行う土地の面積
 - (4) 土砂埋立行為の目的

- (5) 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間
- (6) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離
- (7) 排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画
- (8) 土砂埋立行為等に必要な経費
- (9) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状
- (10) 土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法
- (11) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が、当該土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な資格を有していること。
- (12) 土砂埋立行為等を行う土地の所有者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該土砂埋立行為等を行う土地の所有者に当該土砂埋立行為等を行うことについて同意を得ていること。
- (13) その他規則で定める事項
(許可の基準等)

第10条 知事は、前条第1項の許可の申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状並びに排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設が、規則で定める基準に適合していること。
- (2) 土砂埋立行為の方法が、規則で定める基準に適合していること。
- (3) 前条第1項の許可を受けようとする者が、土砂埋立行為等に必要な資力及び信用を有すること。
- (4) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が、当該土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な信用及び能力を有すること。
- (5) 土砂埋立行為等を行う土地の所有者に当該土砂埋立行為等を行うことについて同意を得ていること。
- (6) 前条第1項の許可を受けようとする者及び土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が、次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 第13条第1項（第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）
 - イ 第13条第3項、第18条第2項、第25条第1項又は同条第2項において準用する同条第1項の規定により命令を受け、その命令に係る必要な措置を完了していない者で当該命令に係る期限から3年を経過しないもの（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の日以後の当該法人の役員及び役員であった者で、当該命令に係る期限から3年を経過しないものを含む。）

ウ 法人でその役員のうちア又はイのいずれかに該当する者があるもの

2 知事は、前条第1項の許可には、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。

(変更の許可等)

第11条 第9条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第2号から第13号まで（第12号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容及びその理由
- (3) その他規則で定める事項

3 第9条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第12号に掲げる事項を変更しようとするとき及び第1項ただし書に規定する規則で定める変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第9条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号に掲げる事項を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

5 前条（土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人を変更しようとする場合を除き、同条第1項第6号を除く。）の規定は、第1項の許可について準用する。

6 第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請をする日の前日までに、周辺の住民等に対して、説明会の開催その他の規則で定める方法により、当該申請に係る第2項第1号及び第2号に掲げる事項その他規則で定める事項を周知させなければならない。

(地位の承継)

第12条 第9条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同項の許可を受けた者から当該土砂埋立区域の土地の所有権その他当該土砂埋立行為を行う権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該土砂埋立行為の許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の知事の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 第9条第1項の許可を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 土砂埋立行為の当初の許可年月日及び番号
- (4) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
- (5) その他規則で定める事項

(許可の取消し等)

第13条 知事は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第9条第1項の許可を受けた日から起算して3年を経過した日までに当該土砂埋立行為等に

係る工事に着手していないとき。

(3) 第9条第1項の許可に係る土砂埋立行為等に係る工事に着手した日後1年以上引き続き当該土砂埋立行為等に係る工事を行っていないとき。

(4) 第10条第2項（第11条第5項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。

(5) 第11条第1項の規定に違反して変更したとき。

2 知事は、第11条第1項の許可を受けた者が当該許可を受けた日から起算して当該許可に係る変更は3年以内に着手せず、又は当該許可に係る変更は着手した日後1年以上引き続き当該変更を中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

3 知事は、前2項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可取消しに係る土砂埋立行為について、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（土地の所有者への通知）

第14条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、当該土砂埋立行為等を行う土地の所有者に、当該許可に係る同条第2項各号（第12号を除く。）に掲げる事項及び第10条第2項の規定により条件を付されたときは当該条件を書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、第11条第1項の許可について準用する。この場合において、前項中「第9条第1項」とあるのは「第11条第1項」と、「同条第2項各号（第12号を除く。）に掲げる事項及び」とあるのは「同条第2項第2号及び第3号に掲げる事項並びに同条第5項において準用する」と読み替えるものとする。

（標識の掲示）

第15条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該記載した事項を書き換えなければならない。

3 第1項の標識を掲示した者は、第13条第1項の規定により許可を取り消されたとき又は当該土砂埋立行為等に係る工事を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。

（着手届等）

第16条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事に着手しようとするときは、着手する日の前日までに、その旨を知事に届け出るとともに、当該土砂埋立行為等を行う土地の所有者に、規則で定めるところにより通知しなければならない。

（定期的な報告）

第17条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事に着手した日から3月間ごと（当該期間内に土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又は完了したときは、当該期間の初日から廃止又は完了の日までの間）に当該期間における状況について、当該3月を経過した日（土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又は完了したときは、廃止又は完了の日）から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号
- (3) 土砂埋立区域の位置及び区域
- (4) 報告に係る期間
- (5) 前号の期間中に当該土砂埋立区域に搬入した土砂の数量
- (6) 搬入元に関する事項その他の規則で定める事項

(土砂埋立行為の廃止等)

第18条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事を廃止したときは、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等に係る工事を廃止した日から起算して20日以内に、その旨を知事に届け出るとともに、当該土砂埋立行為等を行う土地の所有者に、規則で定めるところにより通知しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する届出があった場合において、当該届出に係る土砂埋立行為等に係る工事について、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(土砂埋立行為の完了)

第19条 前条第1項の規定は、当該土砂埋立行為等に係る工事を完了したときに準用する。

第4章 土砂搬入禁止区域

(土砂搬入禁止区域の指定)

第20条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、土砂埋立行為が行われている土地の区域（土砂埋立行為が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）（2,000平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の土地の区域で土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる土地の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 知事は、土砂搬入禁止区域の指定期間が満了する場合において、指定の事由が消滅していないと認めるときは、当該土砂搬入禁止区域を管轄する市町村長の意見を聴いて、前項の規定により土砂搬入禁止区域を指定することができる。

- 3 知事は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

- 4 第1項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

- 5 知事は、第1項の指定の準備のため必要がある場合においては、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

- 6 知事は、第1項の指定をしたときは、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

- 7 前2項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 8 知事は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を周知させるために必要な措置を講じるものとする。

(土砂の搬入の禁止)

第21条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

(土砂搬入禁止区域の解除)

第22条 知事は、土砂搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂搬入

禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第20条第3項及び第4項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

第5章 雑則

(報告の徴収)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、元請負人、土砂埋立行為を行った者若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。次条において同じ。）又は土砂埋立区域の土地の所有者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に元請負人又は土砂埋立行為を行った者若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 第20条第7項の規定は、前項の規定により立入検査をする職員について準用する。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(命令)

第25条 知事は、第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為を行った者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。）に対し、当該土砂埋立行為その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定は、第10条第2項（第11条第5項において準用する場合を含む。）の条件に違反している者について準用する。

(土地所有者等の土地の適正な管理等)

第26条 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、当該土地において土砂埋立行為が行われることにより、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生することがないように適正な管理に努めなければならない。

2 知事は、土砂埋立行為が行われることにより、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生するおそれがあると認めるときは、土地所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務)

第26条の2 第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けた土砂埋立行為等につき第8条第2項の同意をした土地の所有者（以下「同意をした土地の所有者」という。）は、当該土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認しなければならない。

2 同意をした土地の所有者は、前項に規定する確認の結果、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

3 同意をした土地の所有者は、当該土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

(土砂埋立行為等に係る土地の所有者への勧告及び命令)

第26条の3 知事は、第13条第3項、第18条第2項、第25条第1項（第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合を除く。）又は第25条第2項において準用する同条第1項の規定によ

り土砂の除却その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立行為等を行う土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項に規定する確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第2項に規定する報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第27条 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第6条の勧告に従わなかった者

(2) 第9条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者

(3) 第13条第3項、第18条第2項又は第25条第2項において準用する同条第1項の命令を受けた者

2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により公表しようとするときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村との連携)

第27条の2 県は、土砂の適正処理を推進するため、市町村と連携して必要な施策を実施するとともに、市町村が地域の実情に応じて実施する施策に対し、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村条例との関係)

第28条 この条例の規定は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、土砂の適正な処理を推進するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が土砂の適正な処理を推進するために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する章の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

3 前項の知事の認定及び指定は、神奈川県公報により行う。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者

(2) 第25条第1項の命令に違反した者

第31条 第13条第3項、第18条第2項又は第25条第2項において準用する同条第1項の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条の規定に違反して土砂を搬入した者

(2) 第26条の3第2項の命令に違反した者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項若しくは第2項又は第5条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して標識を掲示しなかった者
- (3) 第17条又は第23条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第24条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

第34条 第5条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第7条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日から1月を経過する日以後に行う土砂の搬出から適用する。
- 3 この条例の施行の際現に法令等の許可等で規則で定めるものを受けている者が行う当該許可等に係る土砂埋立行為については、この条例第3章（第8条を除く。）の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に土砂埋立行為を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、第9条第1項の規定は適用しない。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第9条第1項の規定による土砂埋立行為の許可を受けている者に係る着手届については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に第9条第1項の規定による土砂埋立行為の許可を受けている者及び同項の許可申請を受理している者に係る許可の手続き及び許可の基準については、改正後の同条第2項、第10条及び第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第9条第1項の許可の申請をする者について適用する。
- 3 新条例第11条第6項の規定は、施行日以後に新条例第11条第1項の変更の許可の申請（施行日以

後に申請された新条例第9条第1項の許可に係るものに限る。) をする者について適用する。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例(以下「旧条例」という。)第9条第1項の許可を受けている者及び施行日前に同項の許可の申請をし、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていない者に係る許可の申請及び許可の基準については、新条例第9条第2項及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第9条第1項の許可の申請をし、同項の許可を受けた者に係る新条例第11条第1項の変更の許可の基準については、新条例第11条第5項において準用する新条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 新条例第14条、第16条、第18条第1項、第26条の2及び第26条の3の規定は、施行日以後に申請された新条例第9条第1項の許可に係る土砂埋立行為について適用し、施行日前に申請された同項の許可に係る土砂埋立行為については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に申請された旧条例第9条第1項の許可に係る土砂埋立行為について施行日以後最初に行われる新条例第17条の規定による報告に係る同条の規定の適用については、同条中「3月間」とあるのは「6月間」と、「3月を」とあるのは「6月を」とする。
- 8 新条例第27条第1項第3号の規定は、施行日以後に新条例第13条第3項、第18条第2項又は第25条第2項において準用する同条第1項の命令を受けた者について適用する。
- 9 施行日以後に新条例第9条第1項の許可の申請をしようとする者が施行日前に新条例第8条の2第1項の規定の例により説明会を開催し、又は同条第2項後段の規定の例により周知を行ったときは、新条例第8条の2第1項の説明会を開催し、又は同条第2項後段の規定による周知を行ったものとみなす。

(参考資料6) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成11年神奈川県規則第74号)
(事務の委任)

第1条 神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、土木事務所長及び治水事務所長(建設工事の区域又は土砂埋立区域をその所管区域に含む土木事務所又は治水事務所が2以上ある場合にあつては、当該区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所長又は治水事務所長)に委任する。

- (1) 条例第4条第1項及び第2項の規定により、処理計画の届出を受理すること。
- (2) 条例第5条第1項及び第2項(同条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により、処理計画の変更の届出を受理すること。
- (3) 条例第5条第3項の規定により、土砂の搬出に係る届出を受理すること。
- (4) 条例第6条の規定により、必要な措置を講ずるよう勧告すること。
- (5) 条例第7条の規定により、土砂の搬出の完了及び廃止の届出を受理すること。
- (6) 条例第9条第1項の規定により、土砂埋立行為の許可をすること。
- (7) 条例第9条第1項第8号の規定により、土砂埋立行為の届出を受理すること。
- (8) 条例第11条第1項の規定により、土砂埋立行為の変更の許可をすること。
- (9) 条例第11条第3項及び第4項の規定により、土砂埋立行為の変更の届出を受理すること。
- (10) 条例第12条第1項の規定により、条例第9条第1項の許可に基づく地位の承継を承認すること。
- (11) 条例第13条第1項及び第2項の規定により、土砂埋立行為の許可及び変更の許可を取り消すこと。
- (12) 条例第13条第3項の規定により、必要な措置を講ずるよう命ずること。
- (13) 条例第16条の規定により、土砂埋立行為等に係る工事の着手の届出を受理すること。
- (14) 条例第17条の規定により、定期的な報告を受理すること。
- (15) 条例第18条第1項(条例第19条において準用する場合を含む。)の規定により、土砂埋立行為等に係る工事の廃止(条例第19条において準用する場合にあつては、完了)の届出を受理すること。
- (16) 条例第18条第2項の規定により、必要な措置を講ずるよう命ずること。
- (17) 条例第25条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、土砂埋立行為その他の行為の停止を命じ、及び必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (18) 条例第26条第2項の規定により、土地の所有者等に対し必要な指導及び助言を行うこと。
- (19) 条例第26条の2第2項の規定により、同条第1項に規定する確認の結果に係る報告を受理すること。
- (20) 条例第26条の2第3項の規定により、災害の発生等の通報を受理すること。
- (21) 条例第26条の3第1項の規定により、必要な措置を講ずるよう勧告すること。
- (22) 条例第26条の3第2項の規定により、必要な措置を講ずるよう命ずること。

(処理計画書)

第2条 条例第4条第1項及び第2項の規定による届出は、処理計画書(第1号様式)により行うものとする。

(処理計画書の添付図書)

第3条 条例第4条第1項及び第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事(条例第4条第2項に係る届出にあつては、土砂埋立区域)の位置及び区域を示す図面

(2) 搬出先の位置及び区域を示す図面

(3) その他知事が必要と認める図書

(処理計画の届出を要しない土砂の搬出等)

第4条 条例第4条第1項第4号に規定する規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

(1) 土地の造成その他事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域内の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出

(2) 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する建設工事における土砂の搬出であって、土砂の適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めるもの

2 条例第4条第2項第4号に規定する規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

(1) 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂の搬出

(2) 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂の搬出

(3) 土地の造成その他事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域内の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出

(公共的団体)

第5条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 日本下水道事業団

(2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構

(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(4) 独立行政法人水資源機構

(5) 独立行政法人空港周辺整備機構

(6) 独立行政法人都市再生機構

(7) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社

(8) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社

(9) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社

(10) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその基本財産たる財産の全部若しくは一部を拠出している一般財団法人又はその資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると知事が認めた者

2 前項第10号の規定による知事の認定を受けようとする者は、公共的団体承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(処理計画書の記載事項)

第6条 条例第4条第3項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土砂の搬出先の位置及び区域

(2) 土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

(3) 土砂の搬出先の区域が土砂埋立行為について、法令等の許可等を要する場合には、当該法令等の名称、許可等の年月日及び許可等の番号

(4) その他知事が必要と認める事項

(処理計画の変更等)

第7条 条例第5条第1項及び第2項（同条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含

む。)の規定による届出は、処理計画変更届(第3号様式)により行うものとする。

2 条例第5条第1項の規定による届出は、届出に係る土砂の搬出をしようとする日の前日までに行わなければならない。

3 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

(1) 搬出する土砂の数量の20パーセント以内の増加又は減少

(2) 土砂を搬出する期間の3月以内の延長(条例第4条第1項に係る土砂の搬出に限る。)

(3) 前条第2号に掲げる事項の変更

4 条例第5条第3項の規定による届出は、処理計画補完書(第4号様式)により、条例第4条第1項第1号又は第2項第1号に規定する数量を超えて土砂を搬出する日の前日までに行わなければならない。

5 条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域

(2) 搬出する土砂の数量

(3) 土砂を搬出する期間

(4) 前条各号に掲げる事項

(処理結果等報告書)

第8条 条例第7条の規定による届出は、処理結果(廃止)報告書(第5号様式)により行うものとする。

(説明会の開催等)

第8条の2 条例第8条の2第1項に規定する周辺の住民等(以下「周辺の住民等」という。)は、次に掲げる区域内の土地若しくは建物の所有者又は当該建物に居住する者とする。

(1) 土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の区域

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により知事が指定した土砂災害警戒区域(土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を同法第2条に規定する急傾斜地の崩壊又は地滑りとして指定した土砂災害警戒区域内に土砂埋立区域が存する場合に限る。)

(3) 前2号のほか、土砂埋立区域の立地条件からみて、当該土砂埋立区域内の土砂の崩壊又は流出が発生した場合に、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがある区域であって、知事が別に定める区域

2 条例第8条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第13条第1号に掲げる事項

(2) 土砂埋立行為等に係る工事を行う日程及び時間帯

(3) 現場責任者の氏名

(4) 許可を受けようとする者の連絡先

(5) 土砂の搬入に係る計画に関する事項

3 条例第8条の2第1項の規定により説明会を開催するときは、周辺の住民等の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、これらの事項をあらかじめ周辺の住民等に対し印刷物の配布、当該土砂埋立区域内の周辺の住民等の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により周知させなければならない。

4 条例第8条の2第2項に規定する規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 許可を受けようとする者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

5 条例第8条の2第2項に規定する規則で定める方法は、周辺の住民等に対して、同条第1項に規定する周知事項を記載した書面を配布し、又は送付する方法及び土砂埋立区域内の周辺の住民等の見やすい場所に、当該周知事項を掲示する方法とする。

(法令等の許可等)

第9条 条例第9条第1項第8号に規定する規則で定めるものは、別表第1のとおりとする。

2 条例第9条第1項第8号の規定による届出は、土砂埋立行為届(第6号様式)により行うものとする。

(許可を要しない土砂埋立行為)

第10条 条例第9条第1項第9号に規定する規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げるものとする。

(1) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートル未満の土砂埋立行為

(2) 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料(土砂の性質を改良するための原材料を除く。)としての土砂のみを用いて行う土砂埋立行為

(3) 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂埋立行為

(土砂埋立行為許可申請書)

第11条 条例第9条第1項の規定による許可の申請は、土砂埋立行為許可申請書(第7号様式)により行うものとする。

(許可申請書の添付図書)

第12条 条例第9条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 別表第2に掲げる図面

(2) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時に用いる土砂の数量を計算した書面

(3) 知事が別に定める土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査(以下「土質調査」という。)の結果を記載した書面又は土質調査を行う必要がない状態として知事が別に定めるものであることを証する書面

(4) 土質調査の結果、当該土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱地盤として知事が別に定める基準に該当する場合は、知事が別に定めるその対策を検討するための地質調査(以下「詳細土質調査」という。)の結果を記載した書面及び当該詳細土質調査の結果を用いた盛土の安定計算書

(5) 盛土高(盛土によって生じたのり面の上端(のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、上層ののり面の上端。以下同じ。)とのり面の下端(のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、下層ののり面の下端。以下同じ。)との間の垂直距離をいう。以下同じ。)が10メートル以上になる土砂埋立行為にあっては、盛土の安定計算書(前号の規定により盛土の安定計算書を添付する場合を除く。)

(6) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面

(7) 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面

- (8) 調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面
- (9) 沈砂池の容量を算定した書面
- (10) 土砂埋立行為等に係る工事の工事の手順、土砂埋立行為等に係る工事を行っている間における災害発生防止のための工法その他の施工の計画を明らかにした図書
- (11) 土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の求積表
- (12) 土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (13) 資力及び信用に関する申告書（第7号様式の2）
- (14) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の信用及び能力に関する申告書（第7号様式の3）
- (15) 土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書（第7号様式の4）
- (16) 土砂埋立区域の土地について土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の者（前号に規定する者を除く。）の同意を得ていることを証する書面
- (17) 説明会の開催等報告書（第7号様式の5）
- (18) その他知事が必要と認める図書

（許可申請書の記載事項）

第13条 条例第9条第2項第13号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分
- (2) その他知事が必要と認める事項

（許可の基準等）

第14条 条例第10条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、別表第3から別表第6までのとおりとする。

2 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、別表第7及び別表第8のとおりとする。

3 前2項に掲げる基準に用いる計算の方法、数値その他の必要な事項については、知事が別に定める。

4 条例第10条第1項第4号に規定する能力は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（同法別表下欄に規定する土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業の許可に限る。）を有することとする。ただし、知事が別に定める規模の土砂埋立行為等に係る工事であって、知事が別に定める基準に該当するものにあつては、この限りでない。

（変更の許可等）

第15条 条例第11条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるもののみに係る変更とする。

- (1) 土砂埋立行為等に必要な経費
- (2) 知事が特に軽微と認める変更

2 条例第11条第1項の規定による変更の許可の申請は、土砂埋立行為変更許可申請書（第8号様式）により行うものとする。

3 条例第11条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 変更の部分に係る変更後の第12条第1号から第12号まで、第14号及び第18号に掲げる図書
- (2) 第12条第13号に掲げる図書（変更を行うことにより、土砂埋立行為等に必要な経費に変更が生じる場合に限る。）
- (3) 変更の部分に係る土砂埋立行為等を行う土地についての第12条第15号に掲げる図書

- (4) 変更の部分に係る土砂埋立区域の土地についての第12条第16号に掲げる図書
 - (5) 第12条第17号に掲げる図書
- 4 条例第11条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第9条第1項の許可年月日及び許可番号
 - (2) その他知事が必要と認める事項
- 5 条例第11条第3項及び第4項の規定による届出は、土砂埋立行為変更届（第9号様式）により行うものとする。
- 6 条例第11条第3項の規定による届出は、変更しようとする日の前日までに行わなければならない。
- 7 条例第11条第6項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。
- (1) 説明会の開催
 - (2) 条例第11条第2項第1号及び第2号並びに次項各号に掲げる事項を記載した書面を配布し、又は送付する方法及び土砂埋立区域内の周辺の住民等の見やすい場所に、当該事項を掲示する方法
- 8 条例第11条第6項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、前項第2号の規定により掲示を行うときは、第1号及び第3号に掲げる事項については、掲示することを要しない。
- (1) 第4項第1号に掲げる事項
 - (2) 土砂埋立行為等に係る工事を行う日程及び時間帯
 - (3) 現場責任者の氏名
 - (4) 許可を受けようとする者の連絡先
 - (5) 土砂の搬入に係る計画に関する事項
- 9 第8条の2第3項の規定は、第7項第1号の説明会の開催について準用する。
- (地位の承継)

第16条 条例第12条第1項の規定による承認の申請は、土砂埋立行為承継承認申請書（第10号様式）により行うものとする。

- 2 条例第12条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 土砂埋立区域の位置及び区域を示す図面
 - (2) 条例第9条第1項の許可を受けたことを証する書面
 - (3) 条例第9条第1項の許可を受けた者から当該土砂埋立行為を行う権原を承継したことを証する書面
 - (4) 資力及び信用に関する申告書
 - (5) その他知事が必要と認める図書
- 3 条例第12条第2項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 承認申請の理由となる事実
 - (2) 承認申請の理由となる事実が発生した年月日
 - (3) その他知事が必要と認める事項

(標識に記載する事項等)

第17条 条例第15条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂埋立区域の位置及び区域
- (2) 土砂埋立区域の面積
- (3) 条例第9条第1項の許可年月日及び許可番号

- (4) 土砂埋立行為等に係る工事を行う期間
- (5) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに連絡先
- (6) 現場責任者の氏名
- (7) 土砂埋立行為等に係る工事を施工する者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

2 条例第15条第1項に規定する標識は、第11号様式とする。

(着手届)

第18条 条例第16条の規定による届出は、土砂埋立行為着手届（第12号様式）により行うものとする。

2 条例第16条の規定による通知は、前項の土砂埋立行為着手届の写しの送付により行うものとする。

(定期的な報告)

第19条 条例第17条の規定による報告は、土砂埋立行為状況報告書（第13号様式）により行うものとする。

2 条例第17条に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。ただし、報告に係る期間中に土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又は完了した場合における報告にあつては、第1号から第3号までに掲げる図書の添付を要しない。

- (1) 報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真
- (2) 報告に係る期間の最後の日前1週間以内における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真
- (3) 別表第2に掲げる土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の平面図及び断面図の写しに、前号の出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した図面
- (4) 報告に係る期間に設置した施設又は施設の一部で土砂埋立行為等の完了後に目視により確認できないものの出来形部分の状況を撮影した写真（第2号に掲げる図書により当該出来形部分の状況が確認できる場合を除く。）
- (5) その他知事が必要と認める図書

3 条例第17条第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量
- (2) 当該報告に係る期間の前までに搬入された土砂の数量
- (3) 土砂の搬入元に関する事項
- (4) その他知事が必要と認める事項

(廃止及び完了届)

第20条 条例第18条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出は、土砂埋立行為廃止（完了）届（第14号様式）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 土砂埋立行為の廃止又は完了の際に撮影した土砂埋立区域の写真
- (2) 土砂埋立行為の廃止又は完了の際における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真並びに当該出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した平面図及び断面図
- (3) その他知事が必要と認める図書

2 条例第18条第1項の規定による通知は、前項の土砂埋立行為廃止（完了）届の写しの送付により行うものとする。

(土砂搬入禁止区域の公示)

第21条 条例第20条第3項の規定による公示は、県庁前の掲示場に次に掲げる事項を掲示して行

うものとする。

- (1) 土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積
- (2) 土砂搬入禁止区域の指定の期間
- (3) 土砂搬入禁止区域の指定の理由
- (4) 土砂搬入禁止区域の区域を示す図面

(身分証明書)

第22条 条例第20条第7項に規定する身分を示す証明書は、第15号様式とする。

(土砂搬入禁止区域の周知)

第23条 条例第20条第8項の規定による周知は、掲示板への掲示、印刷物の配布、日刊新聞紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(土砂搬入禁止区域の解除の公示)

第24条 条例第22条第2項において準用する条例第20条第3項の規定による公示は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 解除した土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積
- (2) 土砂搬入禁止区域の解除の年月日
- (3) 土砂搬入禁止区域の解除の理由
- (4) 解除した土砂搬入禁止区域を示す図面

(土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務)

第24条の2 条例第26条の2第1項の規定による確認は、土砂埋立行為等を行う土地において当該土砂埋立行為等の状況を把握し、その結果を施工状況確認・報告書(第16号様式)に記載することにより行うものとする。

2 条例第26条の2第2項の規定による知事への報告は、前項の施工状況確認・報告書により確認の日から起算して7日以内に行うものとする。

(公表)

第25条 条例第27条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第27条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 勧告の内容、違反の事実又は命令の内容
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第27条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(届出書等の提出部数等)

第26条 条例及びこの規則の規定により提出する申請書、届出書その他の図書の部数は、正本1通及びその写し1通とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置に係る法令等の許可等)

2 条例附則第3項に規定する規則で定めるものは、別表第1及び次に掲げるものとする。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可
- (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第14条第3項若しくは第15条第3項の規定に基づ

- く認可又は同法第17条第3項若しくは第18条第3項の規定に基づく許可
- (3) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第8条第1項の規定に基づく許可
 - (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項の規定に基づく許可
 - (5) 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第5条第1項の規定に基づく許可
 - (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定に基づく許可
 - (7) 神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第7条第3項の規定に基づく認可又は同条例第12条第1項の規定に基づく許可
 - (8) 風致地区条例（昭和45年神奈川県条例第5号）第2条第1項の規定に基づく許可
 - (9) 自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第14条の規定に基づく許可
 - (10) 平塚市埋立て等の規制に関する条例（平成10年平塚市条例第10号）第6条第1項の規定に基づく許可
 - (11) 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（平成6年小田原市条例第27号）第5条第1項の規定に基づく許可
 - (12) 相模原市盛土等の規制に関する条例（平成9年相模原市条例第25号）第6条第1項の規定に基づく許可
 - (13) 秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成7年秦野市条例第19号）第5条第1項の規定に基づく許可
 - (14) 伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成10年伊勢原市条例第24号）第6条第1項の規定に基づく許可
 - (15) 海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成8年海老名市条例第19号）第6条第1項の規定に基づく許可
 - (16) 座間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成3年座間市条例第1号）第5条の規定に基づく許可
 - (17) 南足柄市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成8年南足柄市条例第21号）第6条第1項の規定に基づく許可
 - (18) 葉山町土地埋立て等の規制に関する条例（平成10年葉山町条例第14号）第5条第1項の規定に基づく許可
 - (19) 大磯町土地埋立て等規制条例（平成9年大磯町条例第1号）第5条第1項の規定に基づく許可
 - (20) 中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成7年中井町条例第3号）第5条第1項の規定に基づく許可
 - (21) 松田町まちづくり条例（平成8年松田町条例第11号）第3条第1項の規定に基づく協議
 - (22) 山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成4年山北町条例第20号）第5条第1項の規定に基づく許可
 - (23) 愛川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成6年愛川町条例第14号）第6条第1項の規定に基づく許可
 - (24) 城山町総合環境保全条例（平成3年城山町条例第32号）第22条の規定に基づく許可
 - (25) 津久井町住環境整備条例（平成2年津久井町条例第14号）第20条第1項の規定に基づく許可
 - (26) 相模湖町土砂等による土地の埋立て及び盛土等の規制に関する条例（平成7年相模湖町条例第14号）第5条第1項の規定に基づく許可

(27) 藤野町土砂等による土地の埋立て、盛土の規制に関する条例（平成3年藤野町条例第21号）第5条の規定に基づく許可

（公共的団体に係る経過措置）

3 都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第5条の規定による公団の成立の時までの間は、第5条第1項第15号中「都市基盤整備公団」とあるのは「住宅・都市整備公団」とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に設置された神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）第15条第1項に規定する標識については、改正後の第17条及び第11号様式にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の第14条第4項の規定は、平成16年7月1日以後に申請する条例第9条第1項に規定する土砂埋立行為の許可について適用する。

4 平成16年7月1日前の条例第9条第1項の土砂埋立行為の許可の申請に係る改正後の第12条第12号及び第14条第4項の規定の適用については、改正後の第12条第12号の規定中「申告書」とあるのは、「申告書（建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、同法第3条第1項の許可（同法別表下欄に規定する土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業の許可に限る。）が必要な者に限る。）」とし、改正後の第14条第4項中「建設業法（昭和24年法律第100号）」とあるのは「建設業法」とする。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第5条第1項第2号、別表第1の17の項及び別表第3の2 擁壁の項(7)の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の第5条第1項第15号に規定する土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると認められた者は、改正後の同号に規定する土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等の能力があると認められた者とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第5条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。)第9条第1項の許可を受けている者及びこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に同項の許可の申請をし、この規則の施行の際許可又は不許可の処分を受けていない者に係る許可の申請及び許可の基準については、改正後の第12条第3号から第5号まで、別表第3、別表第7及び別表第8並びに第7号様式の2にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に条例第9条第1項の許可の申請をし、同項の許可を受けた者に係る条例第11条第1項の変更の許可の申請及び許可の基準については、改正後の第15条第1項及び第3項、別表第3、別表第7及び別表第8並びに第7号様式の2にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に申請された条例第9条第1項の許可に係る土砂埋立行為について施行日以後最初に行われる条例第17条の規定による報告については、改正後の第19条第2項及び第13号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定(同条第1項第2号の改正規定を除く。)は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第7号様式の4の改正規定及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条の2第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の許可の申請をする者について適用する。
- 3 施行日前に条例第9条第1項の許可の申請をし、同項の許可を受けた者に係る条例第11条第1項の変更の許可の申請については、改正後の第8条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

別表第1（第9条関係）

- 1 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の認可
- 2 港湾法（昭和25年法律第218号）第56条第1項の規定に基づく許可
- 3 採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく認可
- 4 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認に係る道路に関する工事又は同法第91条第1項の規定に基づく許可
- 5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項の認可又は同法第76条第1項の許可
- 6 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）又は第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可
- 7 海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項若しくは第37条の5の規定に基づく許可又は同法第13条第1項の規定に基づく承認
- 8 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定に基づく許可
- 9 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の規定に基づく許可
- 10 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可
- 11 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第46条の規定に基づく認可
- 12 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の規定に基づく承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項若しくは第55条第1項の規定に基づく許可
- 13 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく認可
- 14 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可
- 15 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項、第11条第1項若しくは第3項の認可又は同法第66条第1項の許可
- 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく許可
- 17 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定に基づく許可
- 18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物の最終処分場の設置の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）附則第4条第1項又は同法附則第5条第1項の規定により同法第1条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第15条第1項又は第15条の2第1項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）
- 19 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項の認可
- 20 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第33条第1項若しくは第37条第1項の認可又は同法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の規定に基づく許可
- 21 土採取規制条例（昭和47年神奈川県条例第10号）第3条第1項の規定に基づく届出
- 22 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（平成15年神奈川県条例第8号）第3条第1項の規定に基づく許可

別表第2（第12条関係）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図及び周辺の見取図	方位、土砂埋立区域の位置及び区域、道路並びに目標となる土地及び建物等（駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等）	25,000分の1以上	
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の平面図	方位、県界、市町村界及び市町村名、市町村の区域内の町又は字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状、土砂埋立区域の境界線、土砂埋立行為の境界を示すくい位置、土砂埋立行為に伴って切土を行う場合は、当該切土を行う土地の区域の境界線及び当該境界を示すくい位置、盛土若しくは切土又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい等（以下「丁張」という。）の位置、のり面の位置、擁壁の位置、排水施設の位置並びに沈砂池その他災害の発生を防止するための施設の位置	500分の1以上	<p>1 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。</p> <p>2 完了時と最大堆積時の形状が同一である場合は、その旨を表示し完了時の図面を提出すること。</p> <p>3 仮設の場合は、その旨を明示すること。</p> <p>4 工事の進捗によつて仮設工作物の位置等を変更する場合は、進捗よき状況に従い別葉とすること。</p>
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の断面図	土砂埋立行為の高さ及び勾配、土砂埋立行為を行う前後の地盤面、盛土若しくは切土又は擁壁の丁張の位置、のり面の保護の方法、擁壁の位置、排水施設の位置、管理施設の位置並びに沈砂池その他災害の発生を防止するための施設の位置	縦断面図 縦200分の1以上 横500分の1以上 横断面図 200分の1以上	<p>1 完了時と最大堆積時の形状が同一である場合は、その旨を表示し完了時の図面を提出すること。</p> <p>2 仮設の場合は、その旨を明示すること。</p>
排水施設の平面図	排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	
排水施設の断面図	排水施設の種類、材料及び内のり寸法	50分の1以上	
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの寸法、鉄筋の位置及び寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面並びに基礎地盤の土質及び基礎ぐいの位置、材料及び寸法	50分の1以上	

擁壁の背面図	擁壁の高さ（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第4項に規定する擁壁の高さをいう。以下同じ。））、鉄筋の位置及び寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	
土砂の崩壊又は流出を防止する施設及び災害を防止する施設の立面図又は断面図	施設の種類、材料、形状、寸法及び勾配	50分の1以上	立面図は、2面以上とすること。
土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の測量図	方位、土地の地番及び形状	500分の1以上	

別表第3（第14条関係）

土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状の基準(1)

土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状（他の場所への搬出を目的とするものを除く。以下この表において同じ。）は、次に定めるとおりとする。

1 のり面

(1) 盛土ののり面の勾配（擁壁で覆う部分を除く。）は、次の表の盛土高の欄に応じ、当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

盛土高	のり面の勾配
5メートル未満	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
5メートル以上 10メートル未満	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配
10メートル以上	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上、かつ、盛土の安定計算を行った結果盛土の安全が確保される勾配

(2) (1)の盛土の安定計算は、滑り面を仮定した分割法（以下「分割法」という。）によるものとし、最小安全率が1.3以上となっていること。

(3) 盛土高が10メートル以上になる土砂埋立行為であって、盛土の崩壊により土砂埋立区域に隣接する土地の上に存する建物その他の工作物に重大な影響を与えるおそれがあるものとして知事が別に定めるものについては、分割法による盛土の安定計算の結果、地震時における最小安全率が1.0以上となっていること。

(4) 切土ののり面の勾配（擁壁で覆う部分を除く。）は、次の表ののり面の土質及び切土高（切土によって生じたのり面の上端とのり面の下端との間の垂直距離をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

のり面の土質	切土高	のり面の勾配
軟岩（風化の著しいものを除く。）	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が0.2メートル以上の勾配
	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が0.6メートル以上の勾配
風化の著しい岩	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が0.9メートル以上の勾配
	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が1.2メートル以上の勾配
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上の勾配
	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他の土質	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
	5メートルを超えるもの	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

(5) 盛土高又は切土高が5メートルを超える場合には、高さ5メートルまでごとに幅が1.5メートル以上の小段が設けられていること。

- (6) のり面の先端に続く小段には、そののり面の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配がとられていること。

2 擁壁

- (1) 擁壁を設置する場合の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものであること。
- (2) 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の塩化ビニール管その他これに類する耐水材料を用いた水抜穴が設けられ、かつ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所に、砂利等の透水層が設けられていること。
- (3) 擁壁については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の基準に適合していること。
- (4) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、破壊、転倒、基礎の滑り及び沈下が生じないように構造計算によって次のアからエまでに適合することが確かめられていること。
- ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの長期許容応力度を超えないこと。
- イ 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安全モーメントの3分の2以下であること。
- ウ 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であること。
- エ 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の長期許容応力度を超えないこと。ただし、基礎ぐいを用いる場合は、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの長期許容支持力を超えないこと。
- (5) 擁壁の高さが5メートルを超える鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、地震時において破壊、転倒、基礎の滑り及び沈下が生じないように構造計算によって次のアからエまでに適合することが確かめられていること。
- ア 地震時土圧、水圧、自重及び地震時慣性力（以下「地震時土圧等」という。）によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの短期許容応力度を超えないこと。
- イ 地震時土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの6分の5以下、かつ、合力の作用点が基礎底面の中央から底版幅の3分の1以内であること。
- ウ 地震時土圧等により擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の6分の5以下（抵抗力に前面の受動土圧を加える場合は、3分の2以下）であること。
- エ 地震時土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の短期許容応力度を超えないこと。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、地震時土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの短期許容支持力を超えないこと。
- (6) 間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次のアからカまでに適合していること。
- ア 盛土ののり面に設置する擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さ

をいう。以下同じ。)が、次の表の擁壁の勾配及び高さの区分の欄に応じ、擁壁の下端部分の厚さの欄に掲げるものに適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40センチメートル以上となっていること。

擁壁の勾配	擁壁の高さ	擁壁の下端部分の厚さ
70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上
	4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上

イ 切土ののり面に設置する擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さが、擁壁を設置する地盤の土質の区分に応じ、次の表に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、その他の土質以外のものに該当するものであるときは40センチメートル以上、その他の土質に該当するものであるときは70センチメートル以上となっていること。

土質	擁壁		
	勾配	高さ	下端部分の厚さ
岩、岩屑（せつ）、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
		2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
	65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
		2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
		3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
	65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
		3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上
		4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上
	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	2メートル以下
2メートルを超え3メートル以下			70センチメートル以上
65度を超え70度以下		2メートル以下	45センチメートル以上
		2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上

		3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
	65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
		2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
		3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上
		4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上
その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
		2メートルを超え3メートル以下	90センチメートル以上
	65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
		2メートルを超え3メートル以下	85センチメートル以上
		3メートルを超え4メートル以下	105センチメートル以上
	65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
		2メートルを超え3メートル以下	80センチメートル以上
		3メートルを超え4メートル以下	95センチメートル以上
		4メートルを超え5メートル以下	120センチメートル以上

ウ 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗（くり）石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めされていること。

エ アからウによっても盛土及び切土の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置が講じられていること。

オ 岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、切土にあつては擁壁の設置される地盤の土質が、2(6)イの表のその他の土質以外の土質であるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他の土質であるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上、盛土にあつては、擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎が設けられていること。

カ 擁壁の前面の上端から背面に向かって水平方向に当該擁壁の高さに相当する距離までの水平面上の載荷重は、1平方メートル当たり4,900ニュートン未満であること。

(7) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりな

お従前の例によることとされる場合における宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令第14条の規定により国土交通大臣が認めた擁壁については、（1）から（5）まで及び（6）（カを除く。）の基準に適合するものとみなす。

- （8） 盛土又は軟弱な地盤面に擁壁を設置する場合は、安定計算を行い、擁壁を設置する地盤の安全が確かめられていること。
- （9） （8）の安定計算は、分割法によるものとし、最小安全率が1.3以上となっていること。

別表第4（第14条関係）

土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状の基準(2)

盛土（他の場所への搬出を目的とするものに限る。）の完了時及び最大堆積時の土地の形状の基準は、次に定めるとおりとする。

- 1 盛土高は、5メートル以下であること。

別表第5（第14条関係）

施設の基準（1）

盛土（他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為を除く。以下この表において同じ。）を行う場合の土砂埋立区域に設置する排水施設その他の土砂の崩壊、流出その他の災害の発生を防止する施設の基準は、次に定めるとおりとする。

1 排水施設

- （1） 土砂埋立区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立行為等に係る工事を行っている間の排水施設を含む。）が設置されていること。
- （2） （1）の排水施設は、その管きよの勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるようなものとされていること。
- （3） 湧水が存する土地又は沢状の地形の土地その他土砂埋立行為等を行う土地の区域以外の雨水その他の地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立行為等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効に排除できるように、暗きよ排水施設の設置その他の必要な措置が講じられていること。
- （4） 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの規定に適合していること。
- （5） 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、土砂埋立区域内において一時雨水を貯留する調整池（土砂埋立行為等に係る工事を行っている間の調整池を含む。）その他の施設が設置されていること。

2 その他の施設

- （1） 土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、必要に応じて沈砂池その他土砂埋立行為等に係る工事に用いた土砂の土砂埋立区域以外の区域への流出を防止する施設が設置されていること。
- （2） 盛土又は切土ののり面を擁壁で覆わないときは、そののり面は、石張り、芝張り、樹木の植栽、モルタルの吹付け等により、風化その他の浸食に対して保護されていること。ただし、当該のり面を通路その他の目的で利用する場合は、この限りでない。

別表第6（第14条関係）

施設の基準（2）

盛土（他の場所への搬出を目的とするものに限る。以下この表において同じ。）を行う場合の土砂埋立区域に設置する排水施設その他の土砂の崩壊、流出その他の災害の発生を防止する施設の基準は、次に定めるとおりとする。

1 排水施設

- （1） 土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、土砂埋立区域内の雨水その他の地表水を有効に排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。
- （2） 排水施設は、その管きよの勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるようなものとされていること。
- （3） 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、土砂埋立区域内において一時雨水を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

2 その他の施設

- （1） 土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、必要に応じて、沈砂池その他土砂埋立行為等に係る工事に用いた土砂の土砂埋立区域以外の区域への流出を防止する施設が設置されていること。

別表第7（第14条関係）

土砂埋立行為の方法の基準（1）

土砂埋立行為（他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為を除く。）の方法は、次に定めるとおりとする。

- 1 土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱である場合には、詳細土質調査のデータに基づき、分割法による盛土の安定計算を行い、最小安全率が1.3以上となることが確かめられていること。当該安定計算の結果、最小安全率が1.3未満となる場合は、最小安全率が1.3以上となるように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- 2 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 3 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配の土地において盛土を行う場合は、盛土を行う前の地盤と土砂埋立行為に用いられた土砂との接する面が滑らないように、段切りその他の措置が講じられていること。
- 4 土砂埋立行為等の完了後の地盤に、緩み又は崩壊が生じないように、締め固めその他の措置が講じられていること。ただし、土砂埋立行為等の完了後に農地として利用する場合は、地盤面から深さ1メートル以内の地盤については、この限りでない。
- 5 土砂埋立行為等に係る工事の施行の工程が、土砂埋立区域以外の区域への土砂の崩壊、流出その他の災害が発生しないような順序となっていること。
- 6 土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域を表示するためのくい及び丁張が設置されていること。
- 7 土砂埋立行為に用いる土砂は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土となっていること。

別表第8（第14条関係）

土砂埋立行為の方法の基準(2)

土砂埋立行為（他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為に限る。）の方法は、次に定めるとおりとする。

- 1 土砂埋立区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対して水平距離が10メートル以上となっていること。ただし、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。
- 2 土砂埋立行為等を行う土地の地盤が軟弱である場合には、詳細土質調査のデータに基づき、分割法による盛土の安定計算を行い、最小安全率が1.3以上となることが確かめられていること。当該安定計算の結果、最小安全率が1.3未満となる場合は、最小安全率が1.3以上となるように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- 3 盛土ののり面と地表面が接する部分（仕切壁その他の施設を設ける場合にあっては、当該施設）と土砂埋立区域の境界との間に、最大堆積時の盛土高に相当する距離以上の距離が土砂埋立区域の境界に沿ってその内側に設けられていること。ただし、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、当該距離を短縮することができる。
- 4 土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域を表示するくいが設けられていること。

土砂の適正処理のために

土砂埋立行為の許可申請・ 実施等に当たり、関係法令の 遵守・手続の履行等を適正に 実施してください!!!

土砂埋立行為等を行うには、土砂条例以外にも、農地・森林・文化財・開発・建築などに関する様々な法令(関係法令)の規制が関係する場合があります。

関係法令においては、その遵守はもとより、許可・届出等の所要の手続を要するものがあり、これらの遵守・手続の履行等がない場合、関係法令による是正措置・罰則の適用を受けるのみならず、土砂条例による許可を受けた計画自体の見直し・変更許可・廃止等が必要となることとなりますので、十分ご留意ください。

[主な関係法令]

規制の概要(根拠法令)	お問い合わせ先
市街化調整区域内の1ha以上の土地の区画形質の変更等(神奈川県土地利用調整条例)	県:土地水資源対策課
農地の転用等(農地法)	県:地域県政総合センター農地課等 市町村農業委員会等
地域森林計画対象民有林における1ha超の土地の区域形質の変更等(森林法)	県:地域県政総合センター森林保全課等
地域森林計画対象民有林で行う1ha以下の伐採(森林法)	市町村の農政関係担当課
汚染土壌の埋立て・3,000㎡以上の土地の形質変更(土壌汚染対策法等)	県:地域県政総合センター環境保全課等 市町村の環境担当課等
廃棄物の投棄・混在(廃棄物処理法)	県:地域県政総合センター環境調整課等 政令市等:廃棄物担当課
埋蔵文化財の取扱協議(文化財保護法)	市町村の埋蔵文化財関係担当課等

※ この他にも、例えば、開発・建築関係法令、緑の保全に関する市町村ごとに定める条例等の遵守・手続の履行が必要となる場合がありますので、土砂埋立行為の許可申請・実施に当たっては、その内容に応じ、関係機関へのお問い合わせ・相談等を確実にいき、関係法令の遵守・手続の履行を適正に実施してください!!!

処理計画届出・許可申請時等の主な関係法令チェックリスト

「搬出先」・「土砂埋立区域」が次のような場合は、必ず、関係法令の所要の手続等の確認・履行を行ってください!!!

□ 1ha以上の土地の区画形質の変更等の場合

⇒ 「神奈川県土地利用調整条例」による「協議」の確認が必要です!!!

□ 「森林」を含む場合

⇒ 「森林法」による「届出等」の確認が必要です!!!

□ 「農地」を含む場合

⇒ 「農地法」による「許可等」の確認が必要です!!!

□ 「汚染土壌」を含む場合

⇒ 「土壌汚染対策法」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の確認が必要です!!!

※ 土砂条例の許可地において、汚染土壌を用いた埋立ではできません。

□ 3,000 m³以上であって、土地の形質変更がある場合

⇒ 「土壌汚染対策法」による「届出等」の確認が必要です!!!

□ 「埋蔵文化財包蔵地」を含む場合

⇒ 「文化財保護法」による「届出等」の確認が必要です!!!

□ 「廃棄物等他法令規制物」を含む土砂の場合

⇒ 土砂以外の物の取扱いは他法令規制に従った処理が必要です!!!

※ 土砂条例の許可地において、廃棄物が混在した土砂を用いた埋立ではできません。

□ その他の規制は?

⇒ 他にも、搬出先・土砂埋立区域の市町村条例等による関係法令の規制等がある場合がありますので、関係者によく検討し、市町村等関係機関への確認・相談等行うことが必要です!!!

問い合わせ及び書類提出先

問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町 1-56-5 Tel 046-853-8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 Tel 0463-22-2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鵜沼石上 2-7-1 Tel 0466-26-2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川 町
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町 2-28 Tel 046-223-1711	厚木市 愛川町 清川村
厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町 1-11-3 Tel 0467-79-2800	海老名市 綾瀬市 大和市 座間市
厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野 937-2 Tel 042-784-1111	相模原市
県西土木事務所 許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 Tel 0465-83-5111	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町 5-2-58 Tel 0465-34-4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原 町
横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野 2-12-20 Tel 045-411-2500	横浜市
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田 4-25-1 Tel 044-932-7211	川崎市
砂防課 審査グループ	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 Tel 045-210-6511	条例全般についての問い合わせ

注) 名越隧道、相模川及び酒匂川の区域については、所管が異なる場合がありますので、詳しくは各土木・治水事務所（センター）へお問い合わせください。

秦野市、伊勢原市、南足柄市、相模原市の区域では、2,000平方メートル以上の土砂埋立行為許可は市の条例が適用されますので、それぞれの市にお問い合わせください。